

令和4年9月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和4年9月 2日 開会

令和4年9月15日 閉会

飯 島 町 議 会

令和4年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月2日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町一般職の任期付職員を採用等に関する条例

日程第 5 第 2 号議案 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3 号議案 令和3年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 4 号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 5 号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 6 号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 7 号議案 令和3年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第11 第 8 号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計決算認定について

日程第12 第 9 号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第4号）

日程第13 第10号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 第11号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 第12号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 第13号議案 令和4年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第17 第14号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第18 第15号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その2道路改良工事に係る建設工事請負契約の締結について

日程第19 第16号議案 飯島町高尾地区町道高尾原北線道路舗装補修工事に係る建設工事変更請負契約の締結について

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 小林 美恵
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	令和4年9月2日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これから令和4年9月飯島町議会定例会を開会いたします。 本定例会におきましては、本多代表監査委員の御出席をいただいております。御多用の中とは思いますが、よろしくお願いいたします。 9月定例会は、令和3年度各会計の認定など、重要な議案審議が行われます。各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じまして慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただけますようお願いを申し上げます。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 令和4年9月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和4年8月5日付、飯島町告示第71号をもちまして令和4年9月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 また、本多代表監査委員さんにおかれましても、大変お忙しい中、御出席いただき、併せて感謝申し上げます。 9月に入りまして少し過ごしやすくなったとはいえ、残暑が続いています。 今年は梅雨明けが例年より20日ほど早く、期間的にも各地で最短期間を更新したそうでございます。 その後には東日本や西日本で猛暑が続き、飯島町でも30度を超える暑い日が続きました。気象庁の検討会では異常気象という見解を示したということでございます。 また、飯島町は比較的雨が少ない夏でしたが、東北地方では大雨による甚大な災害が発生しています。 これからは台風の季節になりますが、災害が発生しないことを願うところでございます。 例年実施しています地震総合防災訓練はコロナ禍で今年も中止となりましたが、台風や大雨、地震などに対しては御家庭で避難場所の確認や備蓄品の確認など防災についての話し合いをしていただきたいと思います。

また、地域の役員の皆様方には、引き続き防災や警戒への協力をお願いいたします。

さて、国の経済状況に目を向けますと、4—6月のGDP速報値で前期比0.5%増、年率で2.2%増と、3・四半期連続でプラス成長となっています。行動制限がなく、人の流れが回復したことで、全国的に飲食や旅行など個人消費が増え、設備投資や輸出でも増加していることが要因とされています。

一方で、5月～6月の長野県の経済状況は「持ち直しの動きに弱さがみられる」とされています。乗用車新車販売や公共投資、住宅投資等は前年を下回っているとのことでございます。

また、6月の伊那管内の有効求人倍率は1.43で、前年同月を0.13上回っています。製造業、運輸業、飲食等サービス業などで前年同月を上回っているとのことでございます。

しかし、昨日のニューヨーク外為市場で1ドル140円となり、一段と円安が進みました。今後は、原油や原材料等のコストプッシュ型価格高騰への動向やコロナの終息を見据えながら、経済の動きに注視したいと思っております。

新型コロナウイルスの第7波は、いまだに終息の光が見えませんが、3年ぶりに行動制限のない夏休みをそれぞれで過ごされたことと存じます。コロナ前の状況にはなかなか戻れませんが、少しずつ活気を取り戻せたらと思っております。

そのような中、この夏休み中には住民の皆様が中心になって新しいお祭りが実施されました。ラブリー♡フェスタ、町民の森での健康マルシェ、りんりん祭、それぞれにコロナ対策を万全に行い、参加された皆さんが楽しい時間を過ごされたことと思います。住民の皆さんのお力がとても大きいことを改めて感じているところでございます。

新型コロナは、全国的に新規陽性者が高止まりの状況で、町でも増えている状況です。

長野県では医療非常事態宣言に加えBA.5対策強化宣言を発出し、対策を講じています。

町といたしましても、国、県の方針を踏まえ、感染症対策を実施しながらウィズコロナを見据えた経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

9月を迎え、本年度も約半年が過ぎようとしています。

4月から人口増プロジェクトの主要事業として飯島町に光をそそぐマイホーム取得補助金を始めました。とても好評を得ていまして、既に補正をお願いし、今議会でも追加補正を計上しています。

また、新給食センターも4月に稼働を始め、町内の子どもたちにおいしい給食を届けています。

また、新型コロナウイルス感染症対策としてくらし復興券第4弾を実施いたしました。4弾では飲食業とコロナの影響が特に大きい業種専用券を発行いたしました。9月末が使用期限でございますので、使い忘れないように御利用をお願いしたいと思います。

その他、計画されている事業、また会議、イベント等は、感染レベルの基準により制約しながらの実施になりますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ第6次総合計画に沿って事業への取組を行ってまいります。

		さて、本議会定例会に提案申し上げます案件は、条例案件2件、決算案件6件、予算案件6件、契約締結案件2件の計16件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集の御挨拶といたします。 ありがとうございました。 〔下平町長降壇〕
議 長	長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により5番 坂本紀子議員、6番 星野晃伸議員を指名します。
議 長	長	日程第2 会期の決定を議題といたします。 本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から9月15日までの14日間とすることが適当との協議結果の報告がございました。 お諮りいたします。 本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月15日までの14日間とすることに決定をいたしました。 会期の日程は事務局長から申し上げます。
事務局長		会期日程説明
議 長	長	日程第3 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 最初に令和4年6月定例会において議決されました意見書の処理について報告をいたします。 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書、水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める意見書、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書、以上4件の意見書につきましては6月16日に衆議院議長をはじめ各機関へ送付いたしましたので、報告をいたします。 次に請願、陳情等の受理について報告します。 受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。 次に例月出納検査結果について報告をいたします。

6月～8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はございませんでした。
次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。
本定例会は決算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願っております。
以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 飯島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長 第1号議案 飯島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき制定を行うもので、専門知識を有する方を3年から5年以内の任期を定めて一般職の職員として任用することができるようにするものであります。

現在取組を進めているレディースファームに必要となる専門知識を持った職員の任用を進めるほか、今後もそういった専門知識を有する職員が必要となった場合に任用が行えるよう条例整備を行うものです。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

総務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5 番

坂本議員 では、提案理由の中に「育休等の長期にわたる休暇を取得する場合の代替職員など、」というふうな明記がありますがけれども、現在までもこういう事例はあったと思うんですけど、それは一般職ではなかったという認識でいいんでしょうか。

副 町 長 今は一般職では対応しておりません。今は会計年度職員で対応しております。ですので、そういう任期つきで雇うというような事例は今までございませんでした。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

		これから第1号議案 飯島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第5 第2号議案 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 の一部を改正する条例 を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町	長	第2号議案 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 飯島町学校給食センターが移転新築され本年4月より供用開始となったため、地方自治法の規定により本条例の一部を改正するものでございます。 細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕
教育次長		補足説明
議	長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第2号議案 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第6 第3号議案 令和3年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 4 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 5 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 6 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 第 7 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第 11 第 8 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計決算認定について

以上 6 議案を一括議題とします。

それでは本 6 議案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長 それでは、第 3 号議案から第 8 号議案までの令和 3 年度各会計決算認定議案 6 議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。

令和 3 年度一般会計をはじめ 6 会計の決算につきましては、過日、監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

また、決算関係書類といたしまして行政報告書等を提出いたしますので、併せて御覧いただきたいと思います。

なお、私からは決算の大綱を申し上げ、後ほど会計管理者及び上下水道事業会計につきましては所管課長が細部の説明をいたします。

それでは、政府は、国民の新しい暮らしや雇用、事業を守り抜き、経済の悪化を防ぎ、新しい資本主義による成長と分配の好循環を実現し、経済を自立的な成長軌道に乗せるとして、昨年 11 月にコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を閣議決定し、その後、令和 3 年度補正予算を編成、実行いたしました。

また、今年 3 月には原油価格や物価の高騰等による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応するため原油価格高騰に対する緊急対策を打ち出し、コロナ禍からの経済・社会活動の回復に努めていますが、第 7 波の感染拡大の収束の見通しがつかない状況のため、コロナ危機前の水準には戻っていない状況になっております。

このように国内外を含め社会情勢の変化が特に大きな一年ではありましたが、当町では、引き続き新型コロナウイルス感染症防止を優先的に取り組みつつ、第 6 次総合計画のスタート年として計画に掲げられました 8 つの基本構想と重点プロジェクトである飯島町環境循環ライフ構想、人口増対策事業を根幹に据え、一般会計、特別会計等を含めおおむね予算執行方針に基づいた計画どおりの行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会をはじめ住民の皆様の御理解と御協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、当町の全ての会計を合わせました歳出決算規模につきましては総額でおよそ 103 億 2,000 万円となり、平成以降最大となった昨年度に比べおよそ 2 億 7,000 万円増加いたしました。これは、水道事業会計がおよそ 8,400 万円、下水道事業会計がおよそ 6,700 万円、介護保険特別会計がおよそ 3,600 万円減少したものの、一般会計がおよそ

3億9,000万円、国民健康保険特別会計がおよそ6,000万円増加したことが主な要因でございます。

それでは、まず第3号議案の一般会計決算概要について申し上げます。

歳入総額はおよそ71億2,000万円、歳出総額はおよそ68億4,000万円となり、前年度に比べ歳入で6.5%、歳出で6.1%、それぞれ増額となりました。

歳入歳出の差引きから翌年度への繰越しを除いた実質収支はおよそ1億6,000万円の黒字決算となりました。

また、単年度収支は前年度実質収支を差し引くためおよそ2,000万円の黒字決算となり、基金への積立金、起債の繰上償還、積立金の取崩しを勘案した実質単年度収支におきましてはおよそ1億5,000万円の黒字決算となりました。

前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対応の各事業を実施しながらの難しい行政運営が求められましたが、事務執行の適正化や効率化、経常経費の削減に注意を払いつつ、住民の皆様にも御協力をいただきながら各種事業に取り組んでまいりました。

次に令和3年度の主な取組と財政指標について申し上げます。

まず、令和2年度からの繰越事業としましては、学校給食センター改築事業や飯島流ワーケーション事業など8事業、およそ9億2,000万円の事業を実施いたしました。

また、コロナ対策事業関連といたしましては総額でおよそ7億8,000万円の事業を実施いたしました。

経済対策としましては、コロナ禍の影響を特に受けている町内飲食店をはじめとする事業者に対し3回にわたる事業継続応援補助金等の支援を実施したほか、農業者には米価下落減収農家支援補助金、原油価格高騰緊急対策施設栽培経営支援補助金により農業経営の支援を実施いたしました。

また、社会福祉施設や住民税非課税世帯には原油価格高騰に対する支援として燃料代の一部助成を実施したほか、地域経済と全町民へのコロナ禍での暮らしに対する支援と経済の循環を促すため飯島町くらし復興券発行1億円事業の第3弾を実施したところでございます。

国の関連施策では、子育て世帯への臨時特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金など、長期化するコロナ禍の影響により生活支援が必要な皆様への給付金支給を速やかに実施するなど、個人、事業者を含め幅広い皆様へのコロナ対策を講じてまいりました。

次に第6次総合計画の基本構想実現のために実施した主な事業について説明を申し上げます。

1つ目に、「住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり」では、飯島、七久保の警察官駐在所の統廃合について町が駐在所の移転先である飯島町文化館西側用地の取得と造成を実施したほか、役場庁舎内の事務の効率化と情報セキュリティ対策の強化を目的に庁内情報システムの再構築を図り、これからの自治体DXの取組に向けた基盤整備を行いました。

2つ目に、「美しく快適な暮らしの環境を将来へつなぐ」では、令和5年度に策定予定

の飯島町地球温暖化対策実行計画に必要な温室効果ガス排出量の現状把握と推計及び削減量に係る基礎調査業務を実施いたしました。環境循環ライフ構想や国の 2050 年ゼロカーボン達成の目標実現に向け取組を始めたところでございます。

3 つ目に、「誰もが健康で居場所と出番があり共に支え合える地域づくり」では、令和 2 年度から構築を始めたお助隊の具現化を図るため、支え合いを目指す地域の有志の会の立ち上げ支援や民間事業者、町社会福祉協議会と協働して地域おこし協力隊による飯島駅周辺めぐりを行い、高齢者の移動と生活支援に取り組みました。

また、多胎児ファミリーサポート利用費補助の新設による妊産婦への支援を拡充したほか、救急医療情報キットの支給対象範囲の高齢者部分を拡大し、安心して暮らせる地域づくりを進めました。

4 つ目に、「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」では、農業関連では農業次世代人材投資事業などを活用した新規就農者の育成に取り組んだほか、遊休荒廃農地の解消への取組や自然と共生する農業を目指した環境保全型農業の推進に取り組みしました。

また、商工関係では、企業誘致において主に運輸及び建築資材関連の企業進出、また観光、また農業のライスセンター等に積極的に取り組んだほか、コロナ禍ではありましたが 2 年ぶりにいいちゃん産業まつりを開催し、産業体験プログラムとドライブスルー市の 2 本立ての内容により、イベント関係が自粛の中、にぎわいの創出を図ったところでございます。

5 つ目に、「暮らしを支える強靱で快適なライフラインの創造」では、林道関係で令和 2 年度からの繰越事業である辰巳ヶ沢入線の舗装工事や陣馬形線の林業施設災害復旧事業を実施いたしました。

町道関係では継続事業である県営農道整備事業の歩道整備や社会資本整備総合交付金事業の町道南田切線道路改良工事を実施したほか、地元要望であります町道火の見線・丸山線などの測量設計及び老朽箇所等の維持補修対応、また若者及び子育て世帯重点区域として検討している町道鳥居原横断線の路線調査業務に着手するなど、生活基盤整備の充実を図りました。

なお、国道 153 号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進や与田切川・中田切川砂防事業に伴う流域整備につきましては、国への働きかけを行い、継続して進められている状況でございます。

6 つ目に、「魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり」では、千人塚の櫻山やロッジをリニア新時代やアフターコロナ、ウィズコロナに向けた働き方改革を見据えたテレワーク拠点として整備したほか、繰越事業の飯島流ワーケーション事業は、トレーラーハウスや周辺整備等の準備を整え、今年 4 月に i i ネイチャー春日平としてオープンし、新たな地域移住の形を構築したところでございます。

また、企業版ふるさと納税に取り組み、4 社から寄附金をいただきました。この寄附金につきましては、飯島町まち・ひと・しごと推進計画に掲げる事業の財源として有効に活用してまいります。

7つ目に、「子どもの元気」と「学びの力」でいきいき豊かな暮らし」では、学校教育関係では、中学校の吹奏楽の楽器が老朽化のため楽器の一斉更新を実施したほか、繰越事業の新学校給食センターが2月に竣工し、今年4月から供用開始となったところでございます。今後、給食調理に加え、食育活動や災害に備えた複合的な機能への取組を順次進めてまいります。

生涯学習関係では、飯島体育館の長寿命化対策としてフロア、トイレ、器具庫の大規模改修工事を実施したほか、飯島体育館北側に指定避難所屋外トイレ、本郷運動場には環境に優しいバイオトイレを整備するなど、指定避難所としての機能強化を図りました。

8つ目に、「将来像を実現する創造力にあふれた行政基盤づくり」では、飯島町環境循環ライフ構想を推進するため、地域創造課に環境循環ライフ構想推進室を設置いたしました。令和3年度は主に庁内会議や住民、関係者向け説明会を開催したほか、この構想について国との協議を進めるなど、地域課題の解決や活用する地域資源、目指す成果などを明確化することに取り組み、次年度に向け着手したところでございます。

以上、8つの基本構想等に関連する主な事業について申し上げます。

なお、令和4年度への繰越事業につきましては、継続事業の町道南田切線道路改良工事や小中学校の空調設備設置工事、旧学校給食センター解体工事など、合わせて17事業、およそ5億300万円と、事故繰越の給食センター配送車購入の500万円を次年度への繰越事業といたしました。

こうした多くの事業を実施する中で、硬直化する財政の改善策としまして起債の繰上償還を一般会計においておよそ6,600万円実施いたしました。

また、基金につきましては、財政調整基金は8,300万円の繰入れを行う一方、決算状況によりおよそ1億5,000万円を積み立てました。

減債基金は起債の繰上償還に充当するためおよそ6,600万円の繰入れを行ったほか、公共施設等整備基金は学校給食センター改築事業等の財源として2億2,000万円の繰入れを行う一方、決算状況により2億円の積立てを行ったところでございます。

今後も、新型コロナウイルス感染症や近年の異常気象による豪雨災害などの突発的な災害等への対応、さらに町の公共施設の整備や老朽化に伴う維持管理費の増加、人口増対策などの新たな施策を考慮し、財政状況を見ながら対応する財源を確保しつつ有効に活用してまいりたいと思っております。

次に当町の財政状況についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標は、令和3年度におきましても国の示す一定の基準は超えておりません。

また、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましても、黒字決算であったため、昨年同様、数字には現れておりません。

実質公債費比率は前年度より0.8ポイント減少し9%、また将来負担比率も6.5ポイント減少し52.4%に改善されました。

そのほかの主な財政指標については、財政力指数が0.39と前年度に比べ0.02ポイン

ト減少しております。

経常収支比率については、一部事務組合への負担金などに充当した一般財源の額が減少したことに加え、地方交付税や臨時財政対策債など経常一般財源が増加したことにより、前年度に比べ9ポイント減少し74.3%となりました。

次に第4号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について申し上げます。

歳入歳出の差引き額はおよそ2,500万円の黒字となりました。

歳入では、前年度に比べおよそ6,200万円、6.8%の増となりました。

歳出総額は、前年度に比べおよそ6,000万円、6.7%の増となっております。

なお、被保険者数につきましては、令和3年度末では前年より減少しております。

また、保健事業につきましては特定健診の受診率が年々上がっており、将来の保険給付費の抑制につながるものと感じております。

今後も被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として保健予防活動に努め、国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に第5号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。

歳入歳出の差引き額はおよそ300万円の黒字となりました。

歳入歳出の総額は、それぞれ前年度に比べおよそ90万円、0.6%の増となっております。

なお、被保険者数につきましては、令和3年度末は前年より増加しております。

また、保険料の収納率につきましては高い収納率を維持しており、皆様の御理解、御協力に感謝を申し上げる次第でございます。

介護予防事業と連携した保健事業につきましても定着してきており、今後も着実に進めてまいりたいと思っております。

次に第6号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。

歳入歳出の差引き額はおよそ4,900万円の黒字となりました。

歳入総額は前年度に比べほぼ横ばいで、歳出総額につきましては前年度に比べおよそ3,600万円、3.2%の減となりました。主な要因は保険給付費の減少によるものでありますが、今後は増加が見込まれることから、介護給付費準備基金への積立てを計画的に行ってまいります。

今後も引き続き適正な会計運営に努めてまいります。

次に第7号議案の水道事業会計の決算概要について申し上げます。

給水人口は減少となりましたが、使用料収入が前年度に比べおよそ180万円増加となりました。

また、費用については、前年度より480万円増加したことにより、単年度収支はおよそ2,110万円の黒字決算となりました。

引き続き安全でおいしい水の供給を行うため安定給水や健全運営に努めてまいります。

次に第8号議案の下水道事業会計の決算概要について申し上げます。

水洗化人口が減少となりましたが、下水道使用料収入は前年度に比べおよそ190万円増加、費用については前年度より160万円増加しました。これにより単年度収支はおよ

	そ 2,550 万円の黒字決算となりました。 下水道事業は維持管理事業が中心となりますが、引き続き下水道の普及に努め安定した料金収入を確保するとともに、健全経営を目指してまいります。 以上、第 3 号議案から第 8 号議案まで、令和 3 年度の各会計決算について概要説明を申し上げます。 今後も地方行政を取り巻く情勢は世界情勢や新型コロナウイルス感染症の状況により大きな影響を受けることが予想されます。感染拡大防止と経済の両立を図りながら魅力あるまちづくりを同時に進めるには難しい状況が続きますが、新たな日常の構築や定着にも取り組みつつ、住民の皆様に対して真に必要な事業を取捨選択し、メリハリある健全な行財政運営に努めなければならないと思っております。 第 6 次総合計画に掲げました町の将来像である「新しい発想で考えるアルプスのまち豊かな未来・自然・暮らし」の実現に向けまして、この町に暮らす全ての皆さんが安心して暮らせる豊かな町になるよう、細心の注意を払いながら健全な行財政運営に努めてまいります。 今後とも議員各位の一層の御理解と御協力をお願いし、提案説明といたします。 ありがとうございました。 〔下平町長降壇〕
会計管理者	補足説明
建設水道課長	補足説明
議 長	ここで休憩を取ります。再開時刻を 11 時ちょうどとします。休憩。
休 憩	午前 10 時 44 分
再 開	午前 11 時 00 分
議 長	会議を再開いたします。 ここで監査委員の決算審査報告を求めます。 本多代表監査委員、お願いいたします。 〔本多代表監査委員登壇〕
代表監査委員	それでは、令和 3 年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書について報告いたします。 審査対象、審査機関、審査の方法は、審査の概要のとおりです。 決算の概要については後日お目通しをいただきますようお願いいたします。 審査の結果。 審査に付託された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものと認めます。 予算の執行及び財政運営状況は、ともに適正であると認めます。 各基金の運用については、それぞれ設置の目的に沿って適正に運用されていると認め

ます。

総括的意見です。

令和3年度は前年度に続き新型コロナウイルス感染症に揺れた一年となりました。現在も終息の見通しが困難な状況が続いています。

こうした状況の中、当町は第6次総合計画初年度として、当初予算、前年度繰越予算に従った事業に加え、新型コロナウイルス感染症に対し前年度からの繰越事業も含めた各種の対策事業47事業、事業費約7億7,800万円に取り組んできており、このうちワクチン接種事業に関しては接種日を指定して実施したことにより3回目までの接種率が他市町村より高い数値となった。

今回の決算審査を通じ、各課ともに職員の皆さんが決められた予算目的に従いより効率的に真剣に取り組んできた努力を評価します。

全体の事業内容については、令和3年度の会計決算書、行政報告書及び行政評価書に基づいて決算状況を審査しました。

なお、行政評価書の様式が変更されており、第6次総合計画や実施計画との関係が示されるようになった。今後、第6次総合計画に掲げた施策の推進に向けて、より効果的、効率的な行政運営のために活用されることを期待します。

財政状況について。

町税は事業者に対する固定資産税の減免措置等により前年度比5.8%の減収となったが、地方交付税は経費算定項目の追加や国の補正予算における追加交付等により前年度比16.7%の増となりました。

地方債は、臨時財政対策債が増額になったことや学校給食センターの建設に係る起債により79.6%の増となりました。

また、学校給食センター建設や庁内情報システム再構築の財源として基金繰入れも大幅に増えており、歳入歳出とも前年度を大きく上回る決算規模となりました。

公共団体の財政力を示す財政力指数は0.39と前年度より0.02ポイント減となりました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は74.3%と前年より9.0ポイント減少し、良好な状態となっています。

実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債費比率は、標準財政規模が大きくなったことなどにより9.0%と、前年度の9.8%に続いて安定した状況になっています。

以上のとおり、これらの財政指数は財政状況が健全であることを示しております。

それぞれの会計の収支状況については、一般会計においては各種補助金等を積極的かつ適正に活用し予算に沿った運営がなされたこと、特別会計においては各会計とも黒字決算であることを確認しました。

財政調整基金などの基金の状況は、前年度に比べ全体で5,000万円、2.3%減額となり、年度末残高は21億6,000万円ほどとなりました。減額は庁内情報システム再構築のため高度情報化基金を取り崩したことによります。

町の財政規模からすると、いずれも財政環境の変化への対応等の確保がなされていると考えます。

行財政運営に当たっては、歳入に関しては収納率が町税 98.9%、国民健康保険税 95.6%と、いずれも前年と同様に高い水準を維持しており、収入未済額の解消に向けた努力の結果が認められます。今後も現状を維持しつつ効率的な収納確保に努められたい。

歳出に関しては、外部委託の推進、指定管理者制度の活用等、積極的に取り組んでいると認められます。さらに経費の削減を図るとともに、効果的で効率的な予算の執行に努めてください。

職員の高ストレス割合が前年度より減少したことや会計年度任用職員について見直しがされたことは一定の評価をするものであります。

しかし、依然として高ストレスの職員割合が高いことや会計年度任用職員の充足を得られていないことへの原因追及がなされていないことについては、さらなる改善を要望します。

また、新型コロナ感染防止のために中止となった会議などが多かったと思いますが、町政に関わる大事な会議の場合はウェブ会議を活用するなど検討する必要があると考えます。

今後も働き方改革に積極的に取り組み、職員の働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、行財政改革等の取組を期待します。

次に、一般会計の当初予算は 49 億 8,000 万円、決算額は歳入 71 億 2,000 万円、歳出 68 億 4,000 万円となり、過去最高の決算規模となりました。

当初予算と比較した歳出決算額は 18 億 5,000 万円、37.3%増加しました。主な事業はここに明記してあるとおりです。

コロナ対策や大型事業に取り組む中、実施計画になかった消防団活動服などの一括更新 600 万円、中学校吹奏楽楽器購入 1,300 万円を 9 月の補正で町税の増額に対応し予算化した素早い対応を評価します。

令和 3 年度も実不用額が 8,500 万円となり、前年同様に多額の不用額であります。限られた予算の中で住民要望に応えるために財源を確保するためには、年度途中の不用額の把握は重要で必須事項であります。本年も全課にわたり予算執行状況の把握、検証が細部までなされていない実態が見られることから、これを早急に改善することを要望します。

道路維持については、地元要望 200 か所のうち 153 か所の実施、大雨や落雷への対応など、町民の安心・安全に対する取組がなされたことについて評価できます。

なお、社会資本の整備については国の補助金等に頼らざるを得ない状況であり、各種補助金の情報を収集していることは確認していますが、一層の取組を期待します。

最後に、本年も新型コロナウイルス感染症対策に迫われた一年になりましたが、各課職員の皆さんの取組と努力を評価します。

3 年目を迎えるコロナは、いまだ終息せず、先の見通せない状態ですが、コロナ対策への対応とコロナ終息後の事業、人口減少対策の推進を加速させることを要望します。

以上で報告を終わります。

次に令和3年度飯島町水道事業会計並びに下水道事業会計決算審査意見書について報告します。

決算の概要などについては後日お目通しをいただきますようお願いいたします。

審査の対象、審査の期日、審査の方法は、意見書のとおりです。

審査の結果。

損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他附属書類については、いずれの会計も計数に誤りなく適正に記帳されており、当会計年度における経営成績及び財政状況を正確に表示しているものと認められます。

また、現金預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認しました。

総括的意見。

令和3年度は断水に至る大きな災害や事故などはなかった。

年間を通じ積極的に水道の安定供給、下水道の維持管理に努めた職員の取組を評価します。

水道事業においては、町民人口の減少により給水人口、給水量も年々減少が続いているが、老朽管の布設替えを継続して積極的に行ってきたことにより有収率は81.1%と前年度比0.2%向上しています。

また、下水道事業では、つなぎ込み率が85.3%と前年度比0.6%増加したこと、下水道の普及事業も処理区内人口に対する水洗化人口比率が82.7%と、上下水道とも良好な状況を確保しています。

今後も、水道管の漏水減少や安定共有のため、老朽化した水道管の布設替えに、より一層取り組んでください。

また、下水道に関しても適切な施設の維持管理に取り組まれない。

最後に、引き続き良質な水道水の安定供給、良好な下水道施設の維持管理が行われることを期待します。

次に、令和3年度飯島町財政健全化審査意見書及び上下水道事業会計経営健全化審査意見書について報告します。

審査の対象、審査の期間、審査の方法は、意見書のとおりです。

審査の結果。

審査に付託された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認めます。

その結果、実質赤字比率と連結実質赤字比率は良好な状態にあります。

実質公債費比率9%は早期健全化基準25%を下回る水準、将来負担比率52.4%は早期健全化基準の350%と比較すると健全状態です。

したがって、指摘すべき事項は特にありません。

上水道事業については、審査に付託された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認め、各事業会計とも資金不足になっていないことを認めます。

		上下水道事業についても指摘する事項はありません。 以上で報告を終わります。
議	長	本多代表監査委員は自席にお戻りください。 〔本多代表監査委員降壇〕
議	長	これからただいまの決算審査報告について質疑を行います。 なお、質疑事項につきましては監査委員の職務の範囲を超えることのないように御留意をお願いいたします。 それでは質疑に入ります。 質疑ございませんか。
議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 これで決算審査報告に対する質疑を終わります。 本多代表監査委員には、大変ありがとうございました。 暫時休憩とします。
休	憩	午前 11 時 14 分
再	開	午前 11 時 14 分
議	長	会議を再開します。 これから令和 3 年度会計決算 6 議案について一括して質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。 質疑ございませんか。
議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 ここでお諮りします。 第 3 号議案から第 8 号議案は、議長並びに議会選出監査委員を除く 10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。 これに御異議ございませんか。
議	長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。したがって、本 6 議案については 10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、第 3 号議案から第 8 号議案までの決算 6 議案をこれに付託して審査することに決定をいたしました。 次に、 日程第 12 第 9 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号） 日程第 13 第 10 号議案 令和 4 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 日程第 14 第 11 号議案 令和 4 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 第 12 号議案 令和 4 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 第 13 号議案 令和 4 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 第 14 号議案 令和 4 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

以上 6 議案を一括議題とします。

本 6 議案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長

第 9 号議案から第 14 号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず第 9 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 1,849 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 58 億 4,453 万 2,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、令和 3 年度の決算がまとまり繰越金や令和 4 年度の普通地方交付税が確定したことのほか、コロナ対策・物価高騰に係る経済対策、地元要望等に対応する経費、人事院勧告等に伴う人件費について予算措置を行うものでございます。

主な歳入の内容としましては、前年度繰越金と普通地方交付税の額の確定に伴いおよそ 3 億 9,000 万円、賦課の確定により町税を 3,800 万円、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金におよそ 6,300 万円の増額を計上いたしました。

一方、歳入の状況を見ながら財政調整基金繰入金 2 億円の減額を計上いたしました。

次に、主な歳出の内容としましては、マイホーム取得等の住宅関連補助金に合わせて 3,200 万円、令和 3 年度分のコロナワクチン接種に係る庫支出金還付金におよそ 2,500 万円、農業資材等物価高騰対策事業補助金に 3,000 万円、町道関係の構造物や舗装補修工事に合わせて 5,400 万円、中学校のグラウンド整備工事及び女子トイレの改修工事に合わせて 2,300 万円の増額補正を計上いたしました。

そのほか、各種事務事業に対応する必要な経費を計上するものでございます。

続きまして、第 10 号議案 令和 4 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,031 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9 億 8,478 万 3,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、令和 3 年度決算が確定したことによる繰越金と人件費、保険事業費納付金の額及び過年度保険給付費等返還金の確定等による補正を行うものでございます。

歳入では、繰入金を 16 万 2,000 円減額し、繰越金を 2,573 万円、諸収入を 475 万円増額するものでございます。

歳出では、総務費を 3,000 円、保険事業費納付金を 1 万 1,000 円、保健事業費を 3 万 9,000 円、予備費を 3,026 万 5,000 円増額するものであります。

続きまして、第 11 号議案 令和 4 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 198 万 9,000 円を

追加し、歳入歳出それぞれ1億5,841万5,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、令和3年度決算及び保険料徴収分の翌年度繰越金の確定により後期高齢者広域連合納付金の補正と人件費、諸支出金の補正を行うものです。

歳入では、繰入金を10万7,000円減額し、繰越金を2,004万5,000円、諸収入を5万1,000円増額するものでございます。

歳出では、総務費を10万7,000円減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を204万4,000円、保険給付費として諸支出金を5万2,000円増額するものであります。

続きまして、第12号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,688万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億6,562万5,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、主に令和3年度決算額が確定したことによる繰越金と人件費、介護給付費準備基金への積立金、また過年度保険給付費等返還金の補正を行うものでございます。

歳入では、主に令和3年度決算確定に伴う繰越金を4,856万4,000円増額し、基金繰入金を845万1,000円減額するものであります。

主な歳出では、介護給付費準備基金積立金に2,000万円、また国庫支出金等の過年度分確定に伴う返還金に1,148万3,000円を増額し、差額を予備費により調整するものでございます。

続きまして、第13号議案 令和4年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出及び資本的支出に関する補正を行うものでございます。

最初に、収益的支出に関する補正では、支出につきまして営業費用のうち原水及び浄水費に浄水場と取水箇所へ設置する監視カメラの賃借料として17万4,000円のほか、浄水場の漏水修繕工事費等として修繕費230万円、配水及び給水費に用水供給に係る給水管の移設補償費として60万円を増額し、総係費の人件費について人事異動等による調整として705万円を減額し、支出総額を2億2,347万6,000円とするものでございます。

次に、資本的支出に関する補正では、民間宅地造成関連の水道管新設等の工事費として建設改良費に2,200万円を増額し、総支出額を2億3,468万1,000円とするものでございます。

続きまして、第14号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出に関する補正を行うものです。

支出につきまして、営業費用のうち総係費の人件費について人事異動等による調整として74万7,000円を減額し、支出総額を4億6,355万3,000円とするものでございます。

その他細部につきましては、第9号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第10号議案～第14号議案の特別会計及び公営企業会計につきましては

	御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	〔下平町長降壇〕
企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明
建設水道課長	補足説明
地域創造課長	補足説明
教育次長	補足説明
議 長	これから令和４年度補正予算６議案につきまして一括して質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。
	質疑はございませんか。
５番	
坂本議員	基本的なことを申し上げたいんですけども、ここに書いてあることは、その内容は、これが増えるとか減るとか、そういうことはよく分かるので、人数とか、どのぐらい何件増えるとか、そういうふうに具体的に言っていたかかないと、それぞれ各分科会のほうに付託されると思いますけれども、この場で簡単にすぐ分かることは、内容まで具体的にというわけじゃないんですけど、ぜひそのくらいは発表の場で言っていたきたいと思います。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 ここでお諮りいたします。 第９号議案～第１４号議案は、議長を除く１１人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、本６議案については１１人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第９号議案～第１４号議案までの予算６議案をこれに付託して審査することに決定をいたしました。
議 長	日程第１８ 第１５号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その２道路改良工事に係る建設工事請負契約の締結について を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長	〔下平町長登壇〕	
	第 15 号議案	飯島町南田切地区町道南田切線その 2 道路改良工事に係る建設工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。
		令和 4 年 7 月 26 日、飯島町財務規則の規定により一般競争入札に付した当該工事につきまして建設工事請負契約を締結するため、地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。
		細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	〔下平町長降壇〕	
建設水道課長	補足説明	
議 長		これから質疑を行います。
		質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
議 長		質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
議 長		討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
	これから第 15 号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その 2 道路改良工事に係る建設工事請負契約の締結について採決します。	
	お諮りします。	
	本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。	
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	
議 長		異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 19 第 16 号議案	飯島町高尾地区町道高尾原北線道路舗装補修工事に係る建設工事変更請負契約の締結について
		を議題といたします。
		本案について提案理由の説明を求めます。
	〔下平町長登壇〕	
町 長	第 16 号議案	飯島町高尾地区町道高尾原北線道路舗装補修工事に係る建設工事変更請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。
		令和 4 年 3 月 25 日に締結した当該工事につきまして建設工事変更請負契約を締結するため、地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

		細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
		〔下平町長降壇〕
建設水道課長	補足説明	
議 長		これから質疑を行います。
		質疑ございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第 16 号議案 飯島町高尾地区町道高尾原北線道路舗装補修工事に係る建設工事変更請負契約の締結について採決します。
		お諮りいたします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。
		以上で本日の日程は全部終了しました。
		本日の会議を閉じ、これで散会とします。
		お疲れさまでした。
事務局長		御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）
散 会		午後 0 時 2 0 分

令和４年９月飯島町議会定例会議事日程（第２号）

令和４年９月５日 午前９時１０分 開議

１ 開議宣告

１ 議事日程の報告

日程第１ 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
吉 川 順 平	１ 飯島町人口増プロジェクトにおける経過と対策について ２ 町長訓示における人口増プロジェクトの課題・目標・施策について ３ 田園回帰（ふるさと回帰）について
片 桐 剛	１ 避難所の運用について時代に即した内容への刷新はされているか ２ 災害時における指定避難所の適正化の検討、議論はされているか ３ 「土砂災害危険箇所」指定地区に対して、非常時の対策、行動指針は示されているか ４ 災害の観点からの土地利用計画、国土強靱化計画の整合性は保たれているのか、計画間の連携はされているか
久保島 巖	１ 人口増対策をいつまで続けるか。競争して勝ち残るためには、もっと戦略的な施策が必要だが ２ 自治体ＤＸに対する認識の違いがある。ＩＣＴ化とは違うという考え方を理事者・職員が共有しているか ３ スキルアップや業務上必要な資格取得職員の待遇は、充分配慮されているか
伊 藤 秀 明	１ 給食センター防災フロア活用について ２ 第６次総合計画２年目の現状と課題について ３ 子育て支援について ４ 見守り桜伐採後について ５ 百間ナギクラック対応について

質 問 者	質 問 事 項
星 野 晃 伸	1 電気・ガソリン価格上昇に対する行政の考えを問う 2 民生児童委員の活動範囲と手当てについて 3 子どもたちの放課後の過ごし方について 4 中学校の平和学習について 4 中学校社会科授業について
宮 脇 寛 行	1 飯島流ワーケーション事業について 2 防災対策について 3 基幹産業の農業支援について

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 小林 美恵
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和4年9月5日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いいたします。
4 番	4 番 吉川順平議員。 〔吉川議員質問席へ移動〕
吉川議員	通告により始めさせていただきます。 今回は、飯島町第6次総合計画の町長の骨太であります1つ目 飯島ルネサンス、環境循環ライフ構想プロジェクトと2つ目の人口増プロジェクトがあるわけでございますが、今回は2つ目の人口増について焦点を当てて質問をさせていただきたいと思えます。 また、併せて、町長の本年の4月1日の職員全体朝礼の訓示の中での人口増プロジェクトの課題と目標、施策についても関連がありますので、お伺いしたいと思えます。 また、後続の同僚議員も人口増についての関連質問がございますので、併せてよろしくをお願いをしたいと思います。 それでは始めさせていただきます。 1つ目の質問事項「飯島町人口増プロジェクトにおける経過と対策について」でございます。 資料が分厚くなってA3になっておりますが、P1ということで、質問要旨の1-1・2・3と共通でございます。P1につきましては第6次総合計画の中に入っております資料をコピーさせていただきました。御承知のとおりでございます。 特に左側には人口増プロジェクトの取組についてということで書いてありますし、下には、後ほど出てまいります但ワーキンググループということでプロジェクトのイメージが出ております。 2つ目の右側のほうにつきましては、飯島町の将来の人口の展望ということで、直近での飯島町の人口ビジョンの目指す将来人口ということで、国のほうで示された内容と町が人口ビジョンで目指す将来人口ということで、特に令和42年――2060年には6,549人、今は9,000人ぐらいでありますけれども、そういうことで右肩下がりに下がってき

町 長

ておりますが、見ていただきたいと思います。

それで、質問要旨の1ー1、令和3年4月よりスタートしました飯島町第6次総合計画に基づきまして令和3年5月に人口増プロジェクトチーム設置し、町における影響、課題を分析し、それに対処する戦略の立案に分野を横断した全庁的な取組で推進しております。このプロジェクトの今日までの経過について答弁をしてください。よろしくお願いします。

〔下平町長登壇〕

おはようございます。

お答えいたします。

人口増プロジェクトにつきましては、令和3年4月よりスタートした飯島町第6次総合計画等に基づき令和3年5月に人口増プロジェクトチームを設置したところでございます。当プロジェクトチームは、飯島町人口ビジョン等に基づき町における影響や課題を分析し、それに対処する施策の立案に分野を横断した全庁的な取組として推進してきたところでございます。

各分野別のワーキンググループを設置し、飯島でマイホーム関連補助の創設や保育園の副食費の無償化など、新たな施策を実現してきたところでもございます。

また、随時の検討会議の開催、全職員を対象とした説明会、また地区別懇談会の中において第6次総合計画の説明に取り組んでまいってきたところでもございます。

なお、詳細なものにつきましては令和3年度行政報告書に記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

〔下平町長降壇〕

吉川議員

分かりました。

質問要旨の1ー2、本年度のプロジェクトにおける先ほど話がありましたワーキンググループの具体的な取組についての説明願います。

資料ではP1の左側の下にあります絵のように、ワーキンググループにつきましては、情報発信・魅力向上、定住促進、子育て・婚活、保育・教育環境があります。それぞれよろしくお願いいたしますと思います。

企画政策課長

それでは、ワーキンググループの取組につきまして私のほうから説明申し上げます。

ワーキンググループにつきましては、町の第6次総合計画に掲げますプロジェクト推進のためのプロジェクト設置要領に基づきまして4つの分野におきまして検討を進めているところでございます。

主な取組としまして、まず1つ目でございますが、情報発信・魅力向上の分野につきましては、人口増施策に関して政策ターゲットや目的、内容に応じて効果的な媒体を使い分けまして各情報発信媒体の特性を最大限に活用した一貫性のある情報発信を行うため、人口増施策情報発信計画シートというものを作成しまして、この8月より運用を開始しているところでございます。

2つ目の定住促進の分野につきましてでございます。

本年度創設しました飯島でマイホーム住宅関連補助金につきまして、民間事業者向け

の説明会を7月に開催したところでございます。

また、魅力的な住宅の供給を視野に、県道飯島（停）日曾利線を起点としました町道鳥居原横断線の基盤整備を進めているところでございます。

3つ目に子育て・婚活の分野につきましては、飯島町キッズ防災拠点施設いっ子センターを拠点としました妊娠期から安心して出産、子育てができる環境整備や切れ目のない子育て支援を継続していくための相談支援体制の強化、また本年度創設しました子育て世帯上下水道関連応援補助金のPRを実施しているところでございます。

4つ目の保育・教育環境の分野につきましては、与田切川周辺の水をテーマにしました体験学習を通して自然の豊かさを感じる与田切パーク郷土学習や、様々な職業に就く大人と触れ合い主体的に学ぶ意欲を育てるキャリア教育を推進しているところでございます。

また、保育園支援システムの導入に向け検討も進めております。

さらに、子育て世帯の女性の働く受皿として若い世代の定住や地域農業の活性化につなげるレディースファームの構築を加速させているところでございます。

吉川議員

今言った4つのワーキンググループがあるわけでございます。やはり、前へ進むという形の中で、さらにワーキンググループを含めて飯島町をよくするという形、人口増という形の中で進めていっていただきたいというふうに考えております。

そんなわけで質問要旨の1―3ですが、特に飯島町に住みたいと、住み続けたいと思ってもらえる施策の具体的な立案はあるのでしょうか、お答えください。

企画政策課長

町に住みたい、住み続けたいと皆さんに思ってもらうためには、町に魅力がなければならぬというふうに考えているところでございます。

特定の事業が町の魅力を高めるということではなく、全ての施策や事業は町の魅力を高めるために行っているということでございます。

その中にありまして、人口増プロジェクトは中長期的な視野で取り組んでおります。その方向性として2点ございます。1つ目は、人口減少と少子化の進行の緩和、あるいは歯止めをかける施策の創出、2つ目として人口減少と少子化の進行する中であっても持続可能な地域を実現する施策の創出、この2つを主に掲げまして飯島でマイホーム住宅関連補助金や飯島で子育て関連の保育園の副食費の無償化や子育て世帯上下水道関連補助金等を創設して、この4月よりスタートしたところでございます。

今年度も止まることなく町の魅力を高めるために事務事業の検証や研究、検討を重ねているところでございます。

今回スタートしました補助金等につきましても成果を検証しながら、今後の施策の企画、立案に反映させるよう取り組んでまいります。

吉川議員

町の魅力という形で、特に今言ったマイホーム、それから子育て支援、これは分かります。それを完結してもらおうと。

そのほかにも、やはりいろいろ考える必要があるかなあというふうに思っております。私のほうではまだ分かりませんが、後ほどまた出てまいりますけれども、そのことをお伝えして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問要旨の1―4、話は変わりますが、町長は国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会の会長に就任しております。私も理事の立場で参加させていただいております。

御承知のように、リニア中央新幹線開通により、特に東京からの所要時間は45分圏内、また中部国際空港からは65分、成田空港からは125分で空港アクセスが容易になりまして、海外からもこの地域に来やすくなるという形でございます。

また、三遠南信自動車道開通によりまして長野県の南の玄関口ということになるわけでありまして。浜松等より入り込みが多くなり、下伊那地域はもとより、この飯島町にも他の地域より多くの皆さんが来るわけでございます。

これらの開通に伴い、私たちの町や暮らしに今まで経験したことのない大きな変化が来ると思われまして。移動時間の短縮により、産業立地の可能性の向上、観光目的・ビジネス目的による交流人口の増加、多様なライフスタイルの享受などのメリットが期待されます。

一方で、ストロー現象と言われる人材流出が心配されております。そうならないために、メリットを最大限に、マイナスの影響を最小限に抑えるために、魅力的なまちづくりをはじめ様々な取組を進める必要があると考えます。

そのリニア新時代、三遠南信自動車道の未来の開通に合わせて、飯島町までの道のりの道路整備も不可欠であります。リニア等の開通に伴い当町を訪れる観光客の誘致と併せて移住促進も含めて今から準備をしておく必要があると考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

資料ではP2であります。参考までに載せてあります。

特に右側、これは質問要旨の1―4であります。訂正です。これは三遠南信圏域のポテンシャルということで資料には出ております。三遠南信、人口247万人、総面積7,588キロ平方メートル、農業産出額は全国7位の3,263億円、製造品出荷額は全国6位の13兆4,768億円、年間商品販売額は全国17位の6兆1,437億円ということで試算が出ております。

そんなことで、先ほど申しましたように今から施策を準備しておくことが必要であるかどうか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長

ただいま吉川議員からは、リニア新時代に向けて交通アクセスが整備されることにより、大都市はもちろん、目を転じて国際空港まで1時間半圏内だと、こういう視点で捉えておられる、敬意を表するところでございます。

リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通により、首都圏や中京圏とのアクセス環境が大幅に向上します。それによりまして信州伊那谷が東京はもちろん名古屋、大阪へも1時間ちょっとでアクセスできるということ、またもう一つ経済的に期待ができるのは、東三河、遠州、この人口200万人、経済規模で20兆円、こういう大経済地域と直結するという期待、大きな経済的な期待が持てるわけでございます。我が伊那谷におきましては、12万人と22万人を足して34万人、経済規模で1兆6,000億円、こういう経済規模と人口なんですけれども、大きな期待が寄せられると。しかし、その反面、ストロー

現象があるよという御指摘でございます。

そういうアクセスの整備によりまして、交流人口の増加や転入者の増加、また若年層の定住も進むことが期待されております。それに伴い東京一極集中時代に飯島町を離れた若者たちが戻ってくる可能性も大いにあると期待をしておるところでございます。

経済環境の変化を見据えるとともに、田園回帰と言われる社会の変化も捉えて、現在、即効性のある政策や、また中長期的視野を持った中での投資政策を組み合わせ、いろいろな形の中で政策を打っているところでございます。

例を挙げます。

まず、国道 153 号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会では、自動運転による新交通システムを提案しております。伊那バレー交通網の整備構想ということで御提案申し上げておるところでございます。

2 番目に飯島流ワーケーションでございます。i i ネイチャー春日平を中心に飯島町でいろいろな体験ができる体験プログラムづくりの事業を行っております。

3 番目に櫻山を活用したテレワーク事業でございます。都市企業が田舎にいても W i - F i の環境があれば仕事ができると、こういう需要を狙ったテレワーク事業。

また、アグリイノベーション 2030 を含む中でのレディースファーム事業、これは女性の働く場所を創出したいという願いから取り組んでおります。

また、千人塚でこのたび開始されますグランピング事業等が都市からの投資として現実的なものになってまいりました。

6 番目として飯島でマイホーム住宅関連補助金、さらに飯島で子育て関連の保育園副食費無償化、さらに子育て世帯への上下水道関連の応援補助金等、様々な施策を組み合わせ取り組んでおるところでございます。

当町に魅力を感じてお力添えをいただいている町内外の民間の皆様も多くいらっしゃいます。公と民が連携して取り組み、より町の魅力を高めていくよう進めているところでございます。

魅力ある町におのずと人が集まる、これが私のまちづくりの基本姿勢でございます。

ただ、現在、その中でどうしても基本的な環境を整えたいと思っておるのが生活必需品を飯島町で買えること、これはプラスの魅力ではなくて基本的になければならない町の機能だと思っております。今、全力を傾けてこの誘致に取り組んでおるところでございます。

吉川議員

若者が戻ってくると。後ほど田園回帰の話も出てきますし、またレディースファームの関係もあります。それから商業施設、この問題も後ほどまた追及をしていきたいと思っておりますけど、いずれにしても、今やっている仕組み、これを完璧にさせていただきながら、やはり都会から戻ってくると、この施策が大事になってくると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間ありませんので次へ行きます。

質問要旨 1—5、先進地である南箕輪村の人口増の背景について町はどう捉えているかという内容であります。

また、飯島町として見習う内容があるのかという内容であります。

資料ではP 3 であります。

村の概況ということで、見にくい写真であります。これは南箕輪村の写真であります。上から撮ったものでありますが——後から出てまいります、比較表が出ますけど——小学校があり、やっぱり特徴的なのは高校があり大学があるということ、信州大学、それから中央自動車道の伊那インターが近くにあるということ、また自然環境もすばらしい、大芝高原を含めてあるという内容であります。

それで、後ほど2—1で関係してきますけど、先に発表させていただきますが、2—1の右側の人口増に関する先進事例、南箕輪村と飯島町の比較表ということであります。

ここでおわびを申し上げます。飯島町の右側の表につきましては、私のほうで入れ切れておりません。申し訳ございません。既に飯島町は調べてありまして私のほうで頂いておりますけど、ちょっと入れてありませんが、南箕輪村の直近よりちょっと古い資料でありますけど、ホームページから出させていただきました。

簡単に説明します。

直近、南箕輪村は、平成29年6月1万5,340人おります。飯島町は9,000人ぐらいです。

世帯数は5,839世帯、飯島町は3,645世帯。

年齢別人口は40歳～44歳が多く、高齢化率は23.1%と低いです。

先ほどありました保育園の数は6つ、小学校は2つ、中学は1つ、高校は1つ、短大は1つ、大学は1つということで、ここら辺が特徴あるかと思います。

保育園の園児の数、小中学校の児童生徒数も載せてございます。

それから、産業別ではやはり第3次産業が多いということで、第1次産業——農業については545人という形になっております。専業農家は82戸と、やはり兼業農家が多く148戸、それから経営耕地面積は66町歩ほどであります。

工業事業者数は53か所ということであります。

アンケートでは——飯島町もアンケートを取っておるようでありますけれども——特に定住について「住み続けたい」という方が88%ある。

それから、魅力について問い合わせたという形で「自然環境が豊かである」——飯島町も自然環境は豊かではありますが、一般が69.3%は「豊かである」と、高校生66%、小中学生82.7%が「自然環境が豊かである」と、これは飯島町も豊かであるかと思います。

課題については、やはり飯島町もそうですが、地域コミュニティーの希薄化、特に自治会組織の未加入が多いと、人口は増えるが自治会組織に入らない、やはりこれが悩みという形に入っております。

施策については、保育料の引下げ、子どもの病院代の無料、移住者が多く割合は7割、コンパクトシティである、税金・土地が安い、所得が高い、中央自動車道伊那インターが近い、ママの就業とかお仕事相談はしてくれる、スリムな行政である、鳥獣害が少ない、社会増減と自然増減、それから高い新築戸建て率ということで載せてあります。

そんなことで比較をしてありますが、そんなことで、どう捉えるかということで答弁

をお願いしたいと思います。

現在、日本全体が人口減少時代に突入しておりまして、長野県も急激な勢いで人口が減少しておりますけれども、南箕輪村のように人口が増えている自治体はございます。それらの自治体に共通して言えることは、どの自治体も社会増であるということでございます。

南箕輪村は社会増にプラスしまして自然増も達成しているというところは特徴的な部分かなあというふうに思っております。

南箕輪村の特性としまして、まずは立地が恵まれているんだろうっていうところを考えているところがございます。地価も比較的安いっていうこともございますけれども、生活圏内の周辺の市町村、伊那市とか、そういったところがございますけれども、働き場所も多くありまして、そのベッドタウンになるなど、人口が増え続ける要因として大きな要素の1つと認識しているところがございます。

工業の製造品出荷額につきましても、あちらのエリアとこちら、伊南地区と比べましても倍くらい違うかなあというところで見ているところがございます。

それから、年代別人口を見ましても、65歳～74歳の第1次ベビーブーム世代、それから40歳～49歳の第2次ベビーブーム世代が大きく人口を占めておりまして、第2次ベビーブーム世代が第1次ベビーブーム世代よりも人口が多いことが特徴かなあというふうに見ております。

また、南箕輪村は昭和40年代から高い人口増加率を保っておりまして、今では移住者が7割ほどという珍しい人口構成の現象を引き起こしているということが特徴かなあと思っております。

主な政策面では、先ほど議員のほうからもお話がありましたけれども、日本一の子育て村っていうのを掲げまして、保育料の大幅値下げや学童保育の充実など、中小自治体では先駆けと言える子育て策を次々に行ってきたっていうことはあろうかと思います。

南箕輪村だけではなくて、広く他市町村の事例等を参考にして取り組んでいるところがございます。

分かりました。

質問2に入ります。「町長訓示における人口増プロジェクトの課題・目標・施策について」

ここにDVDがございます。町長訓示の参考資料。自治会へ今回の町長訓示の内容がDVDで配付されております。どのくらいの自治会が視聴したか不明ではありますが、今回、私のほうで資料としてDVDの聞き取りについて作成してまいりましたので、参考をお願いをしたいと思います。P4ということであります。

細かくは申し上げますが、令和4年4月1日、飯島町長 下平洋一氏、職員向け訓示内容、題目「人口増プロジェクト課題・目標・施策」。

人口増プロジェクト、何が問題であるのか、企業だと売上げ目標である、明確な数字を共有して目標達成をしてもらいたい、手に届く数字を目標にという話がございました。

2020年と2015年の人口を比べ、飯島町は5.5%減になっている。年代別の%。それか

ら中川村と宮田村との比較をした表でございます。

特に、宮田村とでは、特にワクチン接種の直近3か年の0～14歳、飯島町は1,000人、宮田村は1,200人、宮田村と比較して200人少ないということで、数字の目標を宮田村に近づけるという形の中で200人を目指す。については15年間で7年間で割るとこういうことで、年では15年間で13.3人、7年だと28.5人増やすんだという形ではありますが、その下に、後ほど出てまいります96人という数字、これはちょっと分かりません。月に8人、96人を月数で割ると8人になる。特に人口増で目指す人数はどういう手段を取るかという形であります。

下の表は人口増のポイントは女性。

女性は25～34歳が中川村と宮田を比較したときには非常に多いと——非常に多いっていか、多いという形であります。

昼間の人口、ここに「2010年」って書いてありますが、多分2020年の私の間違いかと思いますが、御容赦願いたいと思います。3%少ない。

飯島の就業人口、あるいは中学生の滞留率、これも低いと。

それから、次のページへ行っていただいて、特に滞留率は、「コスモ21」っていう店がありましたけど、このときには滞留率が40%あったと。地元の滞留率を2桁に上げるっていうことが大事。1つのコンビニが誘致できれば3億円になるんだという話もありました。

先ほどありました町の魅力は、やはり生活必需品をこの町で買える商業施設の誘致が大事である。

それにおいて人口増プロジェクトは、マイホーム、子育て支援、働き場所の確保、商業施設の誘致、この4つの柱だと。については女性の働く場所、仕事をつくるレディースファームという内容のものでございました。

そんな中で、質問要旨の2—1、先ほど言いましたように町長のほうで中川村と宮田村との比較をしてありますけれども、先ほどの先進地の南箕輪村との比較をしなかった理由は何なんでしょうか。あまりにも様々な施設、環境、施策が違うという理由からだけだったのでしょうかという質問でございます。お答えください。

町長 議員には、私の人口増プロジェクトの訓示をしっかりと聞いていただいて、よく理解していただいておりますことに、改めて感謝を申し上げるところでございます。

御質問のなぜ南箕輪村を対象にしなかったかということです。

比較検討するには、なるべく同じ条件の生活圈、経済圏であることのほうが分かりやすいということでございます。

宮田や中川村は伊南行政組合の構成自治体でもありまして、駒ヶ根市を核とした同じ生活圈、経済圏にあり、基礎的な公共施設の学校、病院等、共通点が多いということで、比べる環境が同等なところではないかというふうに考えております。

一方、南箕輪村は、伊那市や箕輪町、辰野町が隣接しておりまして、上伊那においても企業数や商業施設数が多く、もともと人口数の多い地域であり、地域内での移動が比較的楽であるという恵まれた環境にあるのかなあと、立地条件にあるのかなあと考えて

おります。

その中でも、特に南箕輪村の地価が安いということが大きな魅力になっていると思います。

ちなみに、土地の1坪単価、平均価格は伊那市が8万8,000円、箕輪町が7万8,000円、辰野町は6万8,000円、その中であって南箕輪村は5万2,000円となっております。

ちなみに、我が伊南地域、駒ヶ根市が1坪当たり平均9万円、宮田村が6万1,000円、飯島町は4万5,000円、中川村は1万6,000円という状況でございます。

お感じになられるところがあるかと思います。

以上です。

吉川議員

目標は、やはり大きく持ったほうがいいと私は思っております。先進事例に倣いながら、倣うことは倣う、そういうことが大事かと思っております。

細かいことですが、先ほど言った年間の96人の根拠っていうのがよく分かりませんが、ちょっとお答えください。

町 長

先ほど理解されているように説明されていたと思うんですけども、これは町民の方々に向けて説明せよということではないかなあとしますので、ざっとだけ説明させていただきます。

対象とする――飯島、宮田村、中川村を対象にしているんですけども、ゼロ歳～14歳、そのお父さんお母さんは働き盛りの30代～40代という家庭環境を想像していただきたいと思います。

飯島町はゼロ歳～14歳が1,000人でございます。宮田村は1,200人でございます。中川村は600人。

人口比率で比べたいと思います。

飯島町の人口は9,000人、宮田村はほぼ同じです。9,000人にもう届いています。その中で飯島町は1,000人、宮田村は1,200人ということで、200人が明らかに多いという数字の表れ方です。

一方、中川村は4,500人ございまして、飯島町の9,000人に対して約半分でございます。その比率で考えると、600人というのは飯島の人口に合わせたときには1,200人となって、宮田村と中川村はほぼ同じペースであると、こういうふうに分析ができると思っております。

したがって、当面、同じような人口、若者たちの人数にそろえたいなあと思ったときには、200人増やす、これが目標数値であると、こういうふうに捉えました。

そして、1,000人はもともと生まれているわけでございますから、これは15年間の和です、1,000人。これを15年間で割ると平均で1年間に67人が生まれておると、こういう計算になります。

そこへプラスなんですけれども、幾ら人数を増やしたらいいかということなんですけれども、200人を増やさなければならぬと、こう計算したときに、今度は何年で増やすかっていうことが問題になります。15年で増やそうと思ったら1年間に13人です。もっと早く7年で増やそうと思ったら29人ということになります。7年、これは

	ちょっと無謀かもしれません。だんだんに政策っていうものは行き届いていくし、そんなに一気にどーんと増えるわけではございませんので、一応7年で増やそうと思ったときに、もともとの基礎人口と増やす分を足すと67人足す29人で96人、年間、という数字になる、この説明をビデオの中でしているわけでございます。 ペースを落として15年で増やそうと思ったときには年間に80人となるわけでございます。この説明をさせていただきました。
吉川議員	分かりました。すみません。ありがとうございました。 質問要旨の2ー3、今言った人口の将来展望について月8人の人口増の数字目標を職員に示しております。各課への対策を投げかけて、DVDのほうにありますけれども、今後の町長としての数字目標の考え方と進捗管理についてどう考えるかと、ぜひとも職員の負担にならないよう自ら先頭に立って事を進めてもらいたいと考えますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。
町長	この数字は、あくまでも目安でございます。無謀にどんな数字もなく仕事に励むよりも、ある程度の数字、ペースをつかむためにも数字把握が肝要かと思っております。 先ほどの96人を年間の12か月で割ると8人という数字に単純にはなりますけれども、増えたときにどれだけの速さでの増え方なのか、200人増やすのに、それで減ったときにはどのぐらいの感じなのかということをつかむために、これはあくまでも指標でございます。 大事なのは、この数ではなくて、飯島町の魅力度を高める事業をどんどん打っていくということでございます。その分を職員の皆さんは頑張っていただきたいと思っております。
吉川議員	ぜひとも魅力度という形が大事だと思います。 質問要旨の2ー4、レディースファーム、子育て中の女性の働き場所の確保ということで企業の誘致とレディースファーム、農業で生計を立てるレディースファームの創設を早急に望みますが、また具体的な手法はあるのかということ、後ほどまた後続の議員からレディースファームの話もありますけれども、特に子育て中の女性の働き場所、特に企業の誘致も含め、レディースファームの外からの人材も含めてどうやっていくのか、具体的な手法はあるのか、町長の見解をお願いいたします。
町長	子育て中の女性には限っておりませんが、行政として企業誘致による住民の働き場所の確保は大切なことだと思っております。 この秋にかけて、運送業、また建設資材製造業、そして観光事業への投資会社、さらには旧選果場では県下最大規模の米穀施設の建設が進められております。このことから町内における働き場所の拡大が進んでいるところでございます。 また、町が提案するレディースファームにつきましては、子育て世代の女性が自分の時間で自然とともに働き、安全・安心な農作物流通に関わる農業づくりなどを目指す新しい産業として、具体的なモデル事業となるように進めています。 加えて、飯島町子ども・子育て支援事業計画に基づきましてマジイイ☆子育てワークスタイル推進企業宣言というものに参加していただきました町内企業とともに、地域全

	体となって子育て中の女性が働きやすい環境をつくるよう、人口増に向けて取り組んでまいりたいと思っております。
吉川議員	ぜひとも具体的に話を進めていただきたいというふうに思っております。 あわせて質問要旨の２―５、先ほどの生活必需品を買える町という形でございます。この町で生活必需品を買える商業施設の誘致の案があるわけでございますけれども、その具体的な計画について町長の見解をお願いいたします。
産業振興課長	町内の買物環境の充実による人口増対策、また地域経済の活性化や有事の際の物資供給などの面において、生活必需品が買える商業施設誘致は町民の強い要望事項であり、町の魅力向上につながることから、行政としましては商業施設の誘致を積極的に進めているところであります。
町 長	現在、町内への進出を検討いただいている商業事業者と出店場所、建物の規模等の出店計画について、民間ディベロッパーの要望により、その支援をしております。まだ交渉の段階でありますので、計画がもう少し具体的になりましたら議会の皆様にも報告をさせていただきたいと思っております。 商業施設の企業誘致というのは非常に苦労しております。長年、ナショナルチェーンと言われるものや地域でチェーン展開しているお店等が飯島へ出店していただいております。これは、当然その企業の立地条件の分析によるものだというふうに思っております。そういう環境の中で企業を誘致する方々と何回もお行き会いしたところでございます。 このたびは可能性が非常に高いところとお話をさせていただいておりますけれども、間にディベロッパーさんが入っておりまして、その方々を通じた中で本社の意向等を踏まえる中、環境を整備していき、結局は町民の皆様がここに生活し続けていてよかったと、便利だったという環境をつくるために、これを実現させなければならないという気持ちで頑張っております。
吉川議員	町民は、本当に買えない、買うところがない、いろいろが駒ヶ根のほうへ行ってしまう、あるいは飯田のほうへ行ってしまう、そういう形になっておるわけです。車の社会ですからどこへでも飛んで行ってしまうという形ではありますけれども、そうはいっても、先ほどの「コスモ 21」があったような形の中で、やはり活性化という形の中では必要という形でありますので、ぜひとも具体的に計画を進めていただきたいというふうに思っております。 時間がありませんので、質問 3 につきましては次回にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いを――田園回帰、これはちょっと 12 月の定例会でまたやりたいと思っております。資料をいっぱい作っておりますけれども、ちょっと長くなりますので、また次回にさせていただきます。 以上で私の質問を終わります。 ありがとうございました。 〔吉川議員復席〕
議 長	3 番 片桐剛議員。

3 番

片桐議員

〔片桐議員質問席へ移動〕

それでは、通告の内容に従いまして質問をさせていただきます。

9月ということで、台風等の時期になりまして、降雨が増えると出水を警戒する時期になっております。少し前は「災害は忘れた頃にやってくる」とよく言われておりましたけれども、昨今の目まぐるしい自然環境の変化、また多様化の中では、災害は忘れる前にやってくるということが常になっております。安全・安心の暮らしが保たれる飯島であり続けられるよう、今回は防災・減災という観点から大きく4項目を質問させていただきます。

それでは質問1のほうに行きます。

大きな項目では「避難所の運用について時代に即した内容への刷新はされているか」という部分、具体的には、資機材の入替え等、刷新される中、各避難所の収容人数の把握と運用の内容についてはどの程度把握し共有をしているかという部分になります。

いまだ終息の見えないコロナウイルス感染症は3年目となっております。

町では、これまでコロナ対策関連も含め、各自治会、指定避難所等にも資機材の拡充を行ってきております。段ボールベッド、また間仕切りの導入等、時代に即した対応をされておると思います。

それらを使うことで収容スペースが圧迫されるということも考えられるかというふうに思います。

近年の資機材の更新、拡充、またソーシャルディスタンスを考慮した上での指定避難所の収容人数、これは大きな変化があるのではないかというふうに思うのですが、そのあたりの調査、把握、また数値の更新等をされているか、お聞かせいただきたいとします。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。

片桐議員からは9月の災害の季節ということで時宜を得た質問をいただきました。

先日の日曜日でしたか、町の防災訓練、全町的に行われる訓練がコロナの影響で中止となりました。

しかし、町民の皆様方におきましては、まずは御家族で非常用の食料の準備をしたり危険箇所の確認をしたり家族で申し合わせて逃げる場所を確認し合うと、そういう基本的な家族の話合いを怠らないようにやっていただきたいと強く思うのであります。よろしくどうぞお願いいたします。

質問にお答えします。

町では、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ衛生資材や防災資材を整備したほか、避難所開設マニュアル及び運用マニュアルを策定いたしまして、各自主防災会とも連携を図りながら有事への備えを進めているところでございます。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

〔下平町長降壇〕

総務課長 それでは、細かいところにつきまして私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

指定避難所、また指定緊急避難場所におけます避難所開設マニュアル及び運営マニュアルについては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえまして令和2年7月に策定、また改定をしたところでございます。これにつきましては、町の防災全体説明会を通じまして各自主防災会にお示しをしております。また、町のホームページにも掲載をしておりますところでございます。

避難所の収容人数についてですけれども、こちらは飯島町地域防災計画に各避難所の収容人数として掲載をしているところでございます。

ただ、コロナが蔓延してからは、感染症対策のために密を避けておおむね2メートルの間隔を取ることですとか換気を行うことなどの取組が必要となっておりまして、そのため、コロナ禍におきまして実際にどの程度の避難者を収容できるかにつきましては、避難所の開設マニュアル策定のときに各自主防災会に対しまして防災訓練等をするときに合わせて確認をしていただくように依頼をしております。それぞれ対応、報告をしていただくことで共有をして運用に備えているところでございます。

なお、各避難所における収容人数ですけれども、感染症対策を考慮しますと計画に示されている人数よりおおむね2分の1ほどに減少することが見込まれてくるところでございますけれども、各自主防災会で確認した内容に基づいて避難所の開設ですとか運営を行っていただくとともに、新しい避難の形の定着、具体的には耐震基準を満たした自宅での在宅避難ですとか親戚や友人などの安全なおうちへの避難、また車での避難、パイプハウスやアウトドアテントの活用等を進めてまいりたいと考えております。

片桐議員 すみません。今お答えいただいた中で1点確認なんですけれども、収容人数が半分になるといってお答えがありましたが、これは、今の話にもありましたが、もちろんホームページにも公開されています指定緊急避難場所一覧の想定収容人数から半分になるといふ認識でよろしいでしょうか。

総務課長 今ホームページのほうに公開してございますのは地域防災計画に掲載されている人数を公表しておりますので、距離を取って間隔を取ることにによってこの人数から半分程度かなあというふうに想定をしております。

片桐議員 それでは、資料1のほうを見ながら進めさせていただきたいと思いますが、A4のどじのもの3枚の資料になりますが、今も出てまいりましたが、町から出されている指定緊急避難場所一覧であります。ここには施設名や場所、想定収容人数、管理担当などが記載されております。その中に想定収容人数の算定基準があり、屋内は4平米、屋外は2平米という記載になっているかと思います。

今お答えがあった部分でいくと、この数字が半分というところかと思います。

この施設一覧の中には飯島町文化館なども入っております。ここには町内各地からの避難が考えられ、また町の主要大規模避難所ということもあり、使用用途も多岐にわたるのかというふうに思います。

さらに、先ほどの資機材等を活用する、また施設内での通路の確保など、様々な想定

総務課長

をすると屋内4平米という算定基準では足りないのではないかと、いわゆるもっと広く要するのではないかと、よって使用人数がさらに減るのではないかと思うわけですが、一定の基準ということで定めてあるんですが、こういった部分に関して、ほかの集会所ですとかコミュニティーセンターと同様という今は算定基準になっているんですけども、この辺が外れるのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

やはりコロナ下ということで対策を講じなければならないとなれば、実際にはここに表記してある人数よりは減ってくるのかなあというふうには思っております。

今、大きな災害とかがないのではなかなか具体的にということは難しいですが、そういったところも想定しながら今後は考えていかなきゃいけないなあというふうに思っております。

片桐議員

それでは、続いて今の部分に関連をしていますけれども、指定緊急避難場所は文化館、運動場をはじめ多くの箇所が指定をされております。その中には自治会の集会所、コミュニティーセンター等が入っていて、先ほどの管理担当というところでは各自治会長さんが明記されているかと思えます。

先ほどのお答えの中にもあったかと思えますけれども、町が考える想定収容人数ですとか対策マニュアル、運営マニュアル等々につきましては各自治会の役員さん等とも共有をされているかと思えますけれども、どの程度共有をしているのか、また各自治会からの要望等をしっかり組み入れているのかどうか、その辺をお聞かせください。

総務課長

先ほどもありましたけれども、各自主防災会につきましては町の防災全体説明会の会議の中で共有をさせていただいております。その中で運用をしていただくということで、自治会の中でもマニュアルに沿った運用を考えていただいているところでございます。

片桐議員

共有をされているという部分でありました。

先ほどの回答で今は災害がないということが出てきました。非常に当町にとってはいいことなんですけれども、災害のないときにこそ大規模災害に備えた新しい対策を行うことが必要であるかというふうに思いますし、先ほど町長の言葉にもありましたけれども、防災訓練がここ何年かできておりませんので、そういったところも踏まえて啓発を進めていただきたいというふうに思っております。

それでは質問2のほうへ移っていきます。

大きな項目でいきますと「災害時における指定避難所の適正化の検討、議論はされているか」という中で、発災のおそれ、また発災時に各地区集会所、コミュニティーセンターが指定をされています。様々な地形、生活環境の中で柔軟に対応できる対策ができているのかという部分になります。

繰り返しになりますけれども、発災時、また発災のおそれがある場合は、各地区の集会所、コミュニティーセンターが指定緊急避難場所とされております。

自治会の置かれている地形や広さ、戸数等によって避難方法、移動手段が異なることが想定をされます。

さらには、自治会内であっても避難場所までの道のりに大きな川がある、また大きな高低差があるなど、避難の手順が異なることが想定されるかと思えます。

このような内容についても、先ほどの共有もそうですけれども、どのように考えておられるのか、また各自治会からこのような問題点は出されているのか、お尋ねをいたします。お願いします。

総務課長

町の変化に富んだ地形ですとか今日の生活様式の中での防災・減災についてどのように対応できるかというところだと思うんですけども、日常生活におけます地域コミュニティがまずは必要なあというふうに考えているところでございます。

人と人とのつながり、そういったものの希薄化、また少子高齢化というところで地域の課題があると思うんですけども、まずは、防災・減災を進めていく上でも、自治会内の連携はもとより、自治会間ですとか各地区との連携を含めて、既存の自治組織を軸にさせていただいて柔軟に対応できるようにしていかなければいけないのかなあというふうに思っております。

また、個々につきましても、どういうふうに避難場所まで行かなきゃいけないかとかっていうのは常日頃からやはりおうちで考えていただきながら備えていただくことが肝要かなあというふうに思っております。

町も一緒に考えなければいけない課題ではありますので、また今後も考えていきたいと思っております。

片桐議員

先ほど来から出ています新しい避難の形という部分が言われておるかと思います。昨年更新をされましたハザードマップに記載がありますハザードエリア云々も大事かと思えますけれども、今言われたような家庭内での周知ですとか、時代が変わっていて新しい形のものがあるよというところもしっかりと啓発することが大事なのかなあというふうに思います。

それでは2ー2のほうへ移ります。

自治会の話の部分でありますけれども、自分の自治会で定める避難所よりも隣の自治会の避難場所のほうが近い、または安全に移動ができるというお宅もあるかと思えます。こうした場合は事前に自治会を越えたやり取りが必要ではないかというふうに考えます。この点について現状で把握されている部分、また現在対応中の部分等があればお答えください。

総務課長

指定避難所や指定緊急避難場所への避難が必要である場合、まずは各自治会の集会施設が避難の目安となる場所はあるかと思います。

ですが、お住いの場所ですとか被災した場所によっては、先ほど御説明しました新しい避難の形をはじめ、所属する自治会や地区以外の避難所、また避難場所への避難も考えられるところでございます。

自治会の中には避難訓練を通じて大規模災害の折には隣の地区の安全な避難所へ避難することを確認している自治会もございますし、町の防災全体説明会におきましても度々議題になってございます。

町としましては、ほかの自治会ですとか自治会未加入者、また、たまたま飯島町に来ていて町で被災した方、そんな方々が最寄りの避難所に避難することは想定されることですので、避難者は分け隔てなく受け入れていただくように、自主防災会には会議の折

ごとをお願いをしているところでございます。

また、現在、各自主防災会に対してハザードエリアに住んでいる方々のリスト化をお願いしているところでございます。こうした皆さんにあつては、より速やかな避難ですとか受入れが必要となることから、自治会の枠にとどまらず地域全体で対応できるようにしていくことが必要であると考えております。

今回の訓練に合わせてリスト化をお願いしてきておりますが、避難訓練はなかったんですけれども、こちらについてはお願いをしていくところでございます。

ですが、その一方で、避難をしたときの安否確認につきましては自主防災会を通じた連絡体制が既に確立されておりますので、既存の枠組みを軸に把握をしていきたいということで引き続きお願いをしていきたいというふうに考えております。

片桐議員

各自主防災会とは連携が取れているというような話であったかと思います。

町としても近隣の場所への避難という部分を頭に置いているということでありましたけれども、最終的な収容の確認ですとか、先ほどの管理担当者が自治会長さんだったりっということもありますので、しっかり情報伝達手段ですとか、把握または判断の基準っていうのを1つ設けるというのも必要な部分かと思います。全て自治会長さんにお任せっていう部分ではないと思いますけれども、人数を把握して、最終的には町への報告っていうような形になると思いますので、併せてその辺の訓練も今後必要ではないかというふうに思います。

それでは質問3のほうへ移ります。

大きな項目としまして「土砂災害危険箇所」指定地区に対して、非常時の対策、行動指針は示されているか」という部分になります。

土砂災害危険箇所が町内には点在し、ハザードマップに示されております。そうした指定地域は指定外地域に比べ発災の可能性が高く、危険であると言えるかと思います。

具体的には自主防災会との話かと思いますが、町としての災害の対策、また発災時の対応、指導指針、この辺は指定地区と指定外の地区では違いがあつて当然かというふうに思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

総務課長

議員さんのおっしゃられるように、町内には、いわゆるイエローゾーンとかレッドゾーン、また浸水想定区域や活断層の危険箇所が点在をしているところでございます。

町としましては、そうした区域にお住いの皆さんには、ほかの区域に比べて常に危険が隣り合わせにあるということを再認識していただくこと、また日頃から家の周囲の状況ですとか気象状況に伴う変化に敏感になっていただき、少しでも危険を感じたら早めに避難するよう呼びかけをしてきております。

町独自の取組としましては、今年5月から、ハザードエリアにお住まいの方ですとか心配な方、また避難したい方が安全に避難できるように、各自治会に対しまして集会所の開設フローというのをお示ししました。これによりまして早めの避難を進める取組を始めたというところでございます。

いずれにしても、住んでいる場所ですとか家の状況等によって避難の必要性が変わってきますので、基本的にはそれぞれの御家庭でよりよい避難を検討していただくと

いうことがやっぱり必要なあというふうに考えております。

今年度、これから防災のしおりの改訂を行う予定でおります。その中では、マイ・タイムラインということで住民お一人お一人が自分の避難行動計画をつくっていただきたいなあということで、そういったマイ・タイムラインづくりも呼びかけていきたいというふうに考えているところでございます。

片桐議員

今、マイ・タイムラインの話がありましたが、やはり最終的には自分の身は自分で守るということが基本になってこようかと思いますので、防災のしおりも更新をして、例えばマイ・タイムラインづくりのワークショップを開くとか、なかなか思っている手につけられない部分っていうのはあろうかと思えますし、でも、これは大事な部分であると思いますので、そういった機会もぜひ検討いただければというふうに思います。

続きまして3—2のほうへ移ります。

昨年度更新されました町発行の総合ハザードマップには、土砂災害危険箇所として土砂災害警戒地区——イエローの地区、土砂災害特別警戒地区——レッドが示されています。

その中には先ほどから出ています指定緊急避難所と重なる箇所というものがあります。私がハザードマップで見た中では、豊岡集会所、田切公民館、田切体育館、本二コミュニティセンター、本三集会所、本五集会所、本六集会所、高遠原集会所という8か所がありました。

ハザードマップということで危険エリアを示された部分であるわけなんですけれども、その危険エリア、多くがイエロー地区でしたけれども、ここに今は避難するようにというところは非常に矛盾があるように思います。

地区によっては集会所じゃないほうが安全という箇所もあろうかと思いますが、このあたりの避難場所についての設置の根拠はどのように定義されているのでしょうか。

総務課長

避難所は、大きく分けて指定緊急避難場所と指定避難所に分けております。

定義で申しますと、指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所、発災初期の一時的な避難を想定しているところでございます。

また、指定避難場所については、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設、長期的に避難することを想定しているところでございます。

重なっている部分っていうことなんですけれども、議員さんの出していただいた資料を使わせていただいて恐縮なんですけれども、こちらの指定緊急避難場所一覧の表の真ん中あたりに「対象とする異常な現象の種類」ということで、洪水ですとか崖崩れ、また地震等の種類に分けて印がしてございます。一応こちらの丸印が現象の種類にそれぞれ対応ができ得る場所ということで指定をさせていただいているものでございます。

ですから、一応、基本的にはそれぞれの現象の種類に対応できる施設に避難をしていただくということを基本に考えているところでございます。

片桐議員

これも先ほど言いましたけれども、ハザードマップには「新しい避難のカタチ」とい

うこと、「大切な命を守るために ～避難とは「難」を「避」けることです～」ということが記載されています。まさにこのとおりだというふうに思いますが、ハザードマップに避難所ということで示されていると、やはりそこに行ってしまう、危険でも行ってしまうという方もおられるのではないかというふうに思います。

各地区で避難場所というところで設けるためには公民館ですとかコミュニティーセンターというところが頭にはあるんですけども、ハードがあるからイコール避難所というところじゃないと思いますけれども、もう少し柔軟なところで、また今後ハザードマップ更新があらうかと思いますので、その辺も取り込んでいただきたいというふうに思います。

ちょっと資料のナンバー２のほうを見ていただきたいと思います。

今、質問の１、２、３というところで大規模な災害が発生をする可能性がある地域——ハザードエリアも含めてですけれども——というところで、現在では広域避難という言葉が聞かれるようになってきました。

資料ナンバー２—１のほうでは、「台風１９号 問われた『広域避難』」ということで、３年ほど前ですか、台風１９号で利根川水系が溢れまして被災をしたというときのものです。２０１９年１０月の記事であります。

下線の部分ですけれども、「利根川中流の４つの県にまたがる地域では「広域避難」という初めての取り組みが行われました。」ということで、ここは氾濫で水没の部分でありますけれども、恐れのある地域の住民が県や市町村の境を超えるなどして離れた安全な地域に事前に避難するというところでありました。

実際にこの中を見ていきますと、茨城の部分で境町、氾濫をすると町の９割が浸水をするという想定であったために広域の連携をしたというところになっております。

裏面の方へ行きますと、こうした呼びかけがあつて、当日も避難勧告、避難指示を発表し、バス等を使いピストン輸送を行ったと、こうした呼びかけで３,２００人が避難所に避難をし、このうち２,２００人は町外の避難所に避難をしたというところであります。

今回の台風では埼玉県でも避難した９,４００人のうち少なくとも８５０人が市外に避難したことが分かったということです。

当町においては川の氾濫によって９割が水没ということはないかと思いますが、ほかの考え方でいくと、土砂災害ということでは非常に大きな被害が可能性として考えられるかというふうに思います。

このときに広域避難を行う上での問題点というのが見えてきたということで、大きく４つが出されております。

まずは避難所の収容能力。対象を絞り込んで優先順位をつけることが必要ではないか。

また、移動手段の確保。ここは電車を主な交通手段としておって、これがストップしてしまったというところもあったんですけども、交通手段の確保、情報伝達など、自治体と国、関係機関でシミュレーションを重ねる必要がある。

また、呼びかけるタイミングも難しいと。早い段階から避難される方もいる。そして、それが広域にわたることによって大きな避難人数になるというところで柔軟な対応が必要であ

る。

さらに、住民も避難所には限りがあり避難場所を自ら確保して自分の身を守らなければいけないという厳しい現実、これも知っておく必要があると、先ほども出てきたとおりにかと思えます。

さらに、2—2のほうでは、近いところでいきますと山梨県山梨市と中央市が広域避難協定の締結をしたという記事となっております。

ここも水害が多く出ておりましたけれども、富士山噴火を想定したということで、ここは独自の視点を基に広域的な連携を行っているという話となっております。

何が言いたいかといいますと、先ほど来出ているように、立地によっては町内だけではなくて近隣の市町村への避難っていうことも考えられるかと思えます。

また、近隣の市町村でいきますと、南北が川でありまして橋によって渡されているという地形は駒ヶ根、飯島、中川も同じような形かと思えますので、その辺で大きく話を共有する中で問題点っていうのも出ると思えますので、そんなような連携もぜひ行っていただきたいなあというふうに思います。

それでは質問4のほうへ移ります。

「災害の観点からの土地利用計画、国土強靱化計画の整合性は保たれているのか、計画間の連携はされているか」という部分になります。

前回の一般質問でも触れたところになりますけれども、町では各種計画を立て遂行しているところかと思えます。

その計画の1つ国土利用計画も令和3年に策定され、実施をされている部分であります。その中では様々なゾーニングがされていますけれども、森林里山ゾーン、まちなかゾーン等の部分になります。

これらのゾーニングですが、自然災害という観点も考慮した計画、また計画実施になっているのか、また以前に災害警戒地区——現在のハザードマップ内の記載となっている箇所へ住居建設の計画があったということを聞いている部分がありますけれども、現在はそのようなことがないか、お答えください。

お答えいたします。

町の国土利用計画は、町土の利用に関する行政上の指針となるものでございます。策定に当たりましては、国土強靱化の指針となります国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画を踏まえまして策定をしてきたところでございます。

この計画では、町土の保全と安全性の確保を図るために、自然条件に応じた防災・減災対策、可住地におけます安全性の向上につくまわって基本的な考え方をうたっております。

また、計画の実施段階におきましては、土砂災害警戒区域、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンやイエローゾーンでありますけれども、こういった危険区域を考慮しまして各種計画策定や事業実施をしているところでございます。

また、後段の質問でございますけれども、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域は土砂災害防止法が制定されまして設定がなされたところでございます。

片桐議員

過去にはこの設定がされる前に事業が計画されて実施されてきたという経過がございますけれども、現在は危険区域を考慮しまして町の各種計画策定や事業を実施しているところでございます。

また、民間事業についても同じ状況でございます。

法制定の前後という話がありました。

後続の議員のところからもそんなような話があると思いますけれども、整備前ではあったかと思いますが、現在は実質ハザードイエロー・レッドにかかっている部分もあるかと思うので、慎重なしっかりした対策をお願いしたいというふうに思います。

続いて4―2のほうに行きます。

これも前回の確認の箇所になりますけれども、今も触れました各種計画について、基本的な部分は各所管課ごとの計画、実施になろうかと思いますが、大きな計画においては課を越えた実施をする部分というものも多いかと思います。

現在、課を越えた横の連携というものはしっかり取れているのでしょうか、どのような形で共有、方向性を定めているのか、また進捗について明示できるものがあれば聞かせください。

企画政策課長

事業実施に当たりまして課を越えて調整が必要となる部分っていうのは、常時、数多くございます。

基本的には、随時、関係各課が集まりまして事業実施に当たり、必要な部分は調整をしているっていうのが実態でございます。

具体的な例を申し上げますと、柏木運動場の整備の件につきまして申し上げますけれども、こちらにつきましては教育委員会、総務課、企画政策課、建設水道課が参加しまして企画調整会議といったことを設けて検討を重ね、最終的には庁議において事業計画を決定してきている経過がございます。

一例を申し上げましたけれども、そのほか先ほど申し上げました各事業につきましても同様に関係各課が参加しまして情報共有や研究、検討を進めているところでございます。

また、後段の進捗の部分でございますけれども、こちらは第6次総合計画の施策レベルではございますが、第6次総合計画で目標指標を設定しております。これは、行政評価書で当該年度末の状況をお示ししておりますので、こちらを御覧いただくのがいいかなあというふうに思っております。

これらの数値目標につきましては、第6次総合計画と各個別計画で設定しています目標値はリンクしておりますので、各計画間の連携や進捗をこれで見ただけのものと考えております。

片桐議員

ありがとうございました。

引き続きしっかり連携をお願いしたいというふうに思います。

災害への備え、発災時の対応、情報共有というのは町民の命に直結をする部分であり、重要なことと考えます。コロナ等、様々な問題、新しい取組の形の検討と課題は尽きな

いわけでありますけれども、先ほどの広域避難のように町内外の広域的な連携、また計画間の連携もより一層強固なものとして進めていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

〔片桐議員復席〕

議 長 ここで休憩を取ります。再開時刻は 11 時ちょうどとします。休憩。

休 憩 午前 10 時 44 分

再 開 午前 11 時 00 分

議 長 会議を再開します。

一般質問を続けます。

2 番 久保島巖議員。

〔久保島議員質問席へ移動〕

2 番

久保島議員 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は大きく 3 点につきお伺いをいたします。

このたび議員研修制度を使いまして全国市町村国際文化研修所、J I A M の市町村議会議員特別セミナーをオンラインで受講いたしました。その際 4 つの講座があったんですが、「人口減少における地域創生を進めるポイント」、また「自治体 D X の基本と議会の役割」などございまして、その点を少し考慮してお話をお伺いしたい。丸ごとコピペしたり聞き取ったりして、私が今までお話ししてきた中で説明不足だったところを解説も新たに加えながらお話をしていきたいというふうに思っています。

1—1 でございます。

2014 年 11 月公布のまち・ひと・しごと創生法の「目的」には「急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、」と 12 の項目、多岐にわたるものが掲げられております。非常に分節も長いものですし、分かりにくいんですが、要は人口推計値で 2060 年に 8,600 万人となっているのを 1 億人確保したいねということが大きな目的、目標だというふうに思っています。

しかし、2010 年～2015 年——これができるまでの間に人口が増した地域っていうのは、これができるから——2015 年から 2020 年までの間と変わらないということです。ですから、これをやったところでそんなに——5 年では評価は難しいかもしれませんが——大きく結果、効果が出たとは言にくいというのが国全体の話だというふうに思っています。

さて、町ではどうかといいますと、町の人口は 2010 年に 1 万 190 人、日本人が 9,869 人、外国籍の方が 321 人でございました。それが 2015 年には 9,780 人、日本人が 9,574 人、295 人減少しています。外国人が 206 人で 115 人減少。

それで、この施策を行った 2020 年にはどうかといいますと、人口は 9,326 人、日本人が 9,042 人、532 人減少、要するにその前よりも大きく減少したと。外国人が 284 人で、これは逆に 78 人増えていますということです。

2021 年——昨年には 9,173 人、日本人が 8,880 人、外国人が 291 人でございます。

2020 年には転入が転出を上回ったということで新聞報道もございました。人口増対策がこれは功を奏したんじゃないかというふうに私なんかも喜んだんですが、もしかするとこれはビジネス要因、要するに外国籍の方が雇用で入り込んできたことによるのかもしれない。

町は人口増対策を町長の方針のとおり真剣にやってきました。しかし結果は、効果絶大と私は言えないかなあというふうにちょっと思っています。これをしなければもっと減ったんじゃないかという理論にはなるかと思えますけれども。

さらに、町長は先ほどの吉川議員への質問でもお答えになりました。人口増対策を進めていくんだぞということでございます。

これをやっていくには、さらに勝ち抜く競争をしていかなければならないというふうに思います。もっと言うと、近隣市町村を敵に回して、手心を加えず徹底的に戦うということなんでしょうか。

そんなところに疑問を持ってきた市町村も出てきました。人口減少を受け止めて、その対応策を構築していきましよう、もちろん人口増対策を全くやらないというわけじゃないんですが、そちら側のほうもしていきましようねっていうところも出てきた。

飯島町は、今年の 4 月、町長からも訓示がありましたように、1 年に 8 人増やしていくんだぞという方針、これはゼロ歳～14 歳の方をということです。そうすると、多分、大人も含めると、その倍、3 倍は増やさないといけないということになってくるかと思えます。

町はこれから戦っていきますか。町長の正直な所見をお伺いいたします。端的によりしくお願いします。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。

人口問題は、現在、人口増プロジェクトを立ち上げまして施策を進めているところでございます。

人口増と唱え各種政策を展開しているところでございますけれども、町の全ての施策は町の魅力を高めていくために行っているものでございます。その結果の人口増加であって、魅力が高まらなければ人は集まらないというふうに思っております。

町の魅力を高め、その結果として住みたい、住み続けたいと思ってもらえる町になるのだと考えていることが私の人口増への哲学でございます。

そのため、第 6 次総合計画に掲げました各種施策は、互いに連携を図りながら効率的に実施し、短期的に効果のある施策や長期的な展望を持って投資する施策を組み合わせで展開しているところでございます。

今後もさらに町を磨き上げ、選ばれるまちづくりに全力を注いでまいります。

したがって、居住者を近隣と奪い合うとか、競争に勝つとか負けるとかの観点で政策を打っているわけでは決してございません。

先ほども申しましたように、行政の施策の第一義は、まずここに住み続けたいと思う町の魅力を高めることでございます。それぞれの自治体によって条件は全て違います。飯島らしい、飯島町にふさわしい魅力あるまちづくりを町民とともに進めていきたいと考えております。率直に申し上げました。

〔下平町長降壇〕

お伺いをいたしました。

私の考えているのとちょっと違ったかなあと、町長はもっと戦略的に攻め攻め攻めてっていうふうにおっしゃるのかなあとと思ったら、そうじゃないと、町の魅力を高めていくこと、これが施策であると。そうすると、多少私の考え方と似ているなあと、これから議論になるところが少なくなっちゃうのかなあと、ちょっと心配しているんですが。

1—2でございます。

町長が就任した当時、消滅可能性都市と言われていまして、町長は何かしなきゃいかんということで町長に就任していただいたというふうに私は理解しています。

しかし、これは人間が住めなくなりますよということではなくて、自治体として単独には運営が厳しくなりますねと、例えば、例を言いますと上伊那市飯島町っていうような形になってくるかもしれませんねっていうことであって、先ほど町長は近隣との戦いをするわけじゃないとおっしゃっていましたが、奪い合いが生じてくると、もし合併したりしたときには多少いづらくなるのかなあと、いうふうにちょっと心配もしているところなんです。

しかし、飯島町を残していくんだということになれば、ある程度の人口増っていうのは結果を出さなきゃいけない、魅力ある町となって、その後、人口が増えていくということが、魅力があれば増えていくんじゃないかというのが町長のお考えでございます。

私もそういうふうな段階がよろしいのかなあと、いうふうに思っていますけれども、そうはいっても、ここで人口増をしていくには何らかの方策っていうのが押しなべて、町長のおっしゃるような魅力向上っていうことだけではアピールできないのではないかなあというところがあるんですね。

私の受けた講座の中でもターゲットを絞って集中的にやらないと効果は出ませんよという話がありました。ああ、確かにそれは言っているかなあと、思ってこの話をするんですが、例えば人口増を図っていくのに転出を抑制していくのか、それとも転入を増やしていくのか、これを両方ともしましようと言ったら、これはかなり難しいね、昔から「二兎を追う者は一兎も得ず」と言うじゃありませんかということをおっしゃっておられました。

転出抑制っていうことは天国に行っちゃう方も抑制しなきゃいけないので、かなり経費もかかってまいります。

それから、特殊出生率の話になってきますと、今度は婚姻率を上昇させたり不妊治療

の手当をしたり出生手当を出したりっていうことになってくると、この辺もお金は非常にかかってくる。

それから、個人の要件でございますので、この辺が非常に現代では難しい条件になってくる、結婚しなさい子どもを産みなさいなんていうことは言えませんよね。昔の産めよ増やせよとは違いますので、そんなことはできないというふうに思っています。

転入促進っていうことになると、今はいろんな施策を打っています。住宅施策だとか子育てだとか、もろもろやっているんですが、そこに効果が出てこないねっていうことになると、さらにもっと次々と施策を打っていかなきゃならない。

という、転入抑制、転出促進、両方やっていきますっていうと町はパンクするんじゃないかなあと思っています。

どちらに主眼を置いているか、私は、今のところ転入促進、町はその方向に向いているんじゃないかなあというふうに思いますが、町として見解がありましたらお話をいただきます。

町長

飯島町は、人口ビジョンの人口減少問題に取り組む基本的視点としまして、転出の抑制、並行して転入の増加を図るという方向性を持っておるところでございます。

したがって、どちらを選択するかということではなく、飯島町第6次総合計画や飯島町人口ビジョンに基づき目標の達成に向けていろいろな事業に取り組んでおりまして、先ほど吉川議員にもお話申し上げましたとおり、9つ10の施策、短期的効果を狙ったもの、長期的効果を狙ったもの、産業を興すもの、女性の支援をするもの、それら全てが戦略的に多方面で重層的に行われているものというふうに私は考えております。そのように見えませんか。

町の人口は転出と転入の結果の総和である、総数であると考えております。それぞれの個人的事情の中で飯島町に來たり飯島町から離れたりするということでございます、行政が力づくで呼び込んだり離れる方を止めることは、議員のおっしゃるとおり不可能でございます。

行政が努力しなければならないのは、住み続けたいと思う町の魅力を向上させることで、そのための総合的な要素を整備することだと思っております。

先ほどことわざの中で「二兎を追う者は一兎をも得ず」という表現をいただきました。ウサギに例えて言うならば、どんなウサギでも集まっていだける魅力ある楽園をつくっていきたいと思っております。

久保島議員

やはり学問的に言うと、だから人口は増えていないんじゃないですかって言われてしまったんですね。

埼玉県のと市、東京都のすぐ隣になります。ここは、データ分析の結果、東京都のI区——具体的には言いませんが——からの転入が多いということに気づきました。そこでと市は、I区のアパートとか公営住宅とか、そういうところにそうだと市に住もうというパンフレットをポスティングしました。効果はあったそうでございます。

また、埼玉県のと市では対象を明確に絞り込みました。母になるならと市っていうパンフレットを作ってSNSとかホームページとかでキャンペーンを行いました。つまり、

N市は30代、共働き、子どもあり、もしくは妊娠中、年収合計約1,000万円程度、家を建てる若夫婦をターゲットにした。ここに施策を集中して、この人たちを呼び込もうとした。

町で言っている子育て世代をターゲット、要するにゼロ歳～18歳ですよ、子どもってというのは。それは講師の先生によるとナンセンスだと、子どもがゼロ歳～18歳なら世代は20代後半から50代まで偏りますよと、そんなのターゲットでも何でもないと、一般に募集しているだけだと。要するに、どの世代に何を提供して何を捨てなきゃいけないかっていう優先順位をつけなきゃいけない、そうしないと施策としては効果が出ないという話でございました。

これをやるには非常に覚悟が要ります。完全に不公平感が出てきますよね。何だよ、あいつらだけいい思いをしやがってというふうになるんです、絶対になりますよ。だけど、勝ち残っていくというためには明確なターゲット、どこから取るか、誰に来てもらうか、どの世代に来てもらうかという考え方で進まないって話がありました。

町長、この件についてはどうお考えですか。

地域創造課長

若干具体的な事例も出ましたので、担当のほうでまず答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、町は転入促進に重点を置いているわけではございません。転出の抑制も併せて進めており、飯島町に住み続けたい、そう思ってもらえる施策を進めているということでございます。

議員の御提案のとおり、移住相談や転入の実績などのデータを我々も分析してみますと、転入前の住居地、そういったものから見えてくるものもでございます。移住相談やセミナーを実施したりすることは、そういう地域でやっていく効果、これは我々もあるというふうに思っております。

また、飯島町でマイホーム住宅関連の補助金では、子育て世代ということではなくて49歳以下がいるという条件を付しております。このことは先ほど議員のおっしゃられた20代～50代という想定と大体同じかなあというふうに我々も判断しております。

具体的に子どもがいる世帯とか共働きだとか、また年収、こういったものを明確にして政策を進めていくというのは、行政的には適当ではないのかなあというふうに思っております。

町長

町長の見解は、町長訓示の中でゼロ歳～14歳の人口を取り上げさせていただきました。その理由は、この町で子育てする家族が数多くいることは町の持続可能な将来性と活力をはかる上でのバロメーターになるからでございます。

8年前、飯島町は消滅可能性都市という宣言を受けました。それが刺激になって私も町長になっちゃった経過があるんですけれども、その背景である30代～40代の子育て世代の若者が他町村より目立って少なかったからであります、ゼロ歳～14歳を1つの指標にしたのは。

したがって、子育て世代をターゲットにすることはナンセンスであるという感覚は、申し訳ありませんけど、私には理解できません。

久保島議員

やはり子育て世代っていうのは範囲が広いんだよっていうことを多分言っているんだ

ろうと思います。もう少し絞らないと効果は出ませんよってという話です。

先ほども町の人口を話しましたが、2010年～2021年、この間に日本人は10%、外国籍の方は9.3%減少しています。世帯数はどうかというと、逆に、2010年に3,444世帯で、日本人世帯が3,224世帯、外国人世帯が243世帯でございました。それが2021年には3,645世帯と、日本人世帯が3,445世帯、外国人が200世帯となっています。つまり、日本人世帯は221世帯増えているんですね。

これが私は今まで町が取り組んできた移住・定住の効果だというふうに思っていますが、その要因は、もしかするとただ分家しただけかもしれないねってところは、ちょっと数的には分かんないので、明確にこの施策がよかったんだよってというふうにはちょっと言えないかなと思って、ちょっと手放しで喜んではいけないかなというふうに思っているんですね。

何が言いたいかっていいますと、移住者が増えたけれども、自治会未加入者、それから非協力者っていうのが増えていると、地域力は必ずしも上がっていませんねっていうことなんです。

これは、人口減少によって懸念がされていた地域力の低下っていうのを新たな町民を迎えることによって盛り上げましょうということでやってきたんですが、他の市町村もそうでしょう、お金を一生懸命使ってそういう人を呼び込んできた。ただ、それは、もちろん中には私たちが期待する以上の働きをしてくれている方もいらっしゃいますが、中には拒否している方もいるということでございます。

そこで、資料の1を御覧ください。

新城市では、総合戦略に少し見直しがかかりまして、ここにもろもろのものを持ってきているんですが、一番下段「引き続き“しんしろ創生”の実現と新城市人口ビジョンで定める将来の方向、「バランスのとれた年齢構成への転換」を達成するため、関係自治体等と連携し、」ここからです「人口減少に対応していくための施策を定めた次期総合戦略を策定します。」というふうになってきているんです。

少しトーンダウンしたのかなあというふうに思っています。やっぱり、歯止めをかけるだけじゃなくて、それはもちろんしていくんだけど、人口減少しても大丈夫、やっていきますよねってところに持っていきたいということだと思います。

おめくりいただきまして、これが人口ビジョンのページなんですけど、一番上のところ、「新城人口ビジョンでは、人口減少時代においてしんしろ創生を叶えるために重要なことを、人口の「数」ではなく「質」、そして「つながり」と捉えました。」と書かれています。

私はこの点がちょっと重要なかなというふうに思っていて、やはり人が増えても質が悪くなくてはしょうがない、それからつながりがちゃんと大事だよっていうことをやってほしいなということでございます。

自治会に加入して地域を愛し、地域の活動やボランティアに参加してくれる方についてはお金を出してもいい、助成を出してもいいですが、人口の数ではなくて質とつながりだというこの考え方については、町長の所見はいかがでしょうか。

町 長

私が先ほどから人口増に対する哲学を申し上げておりますのは、単なる数合わせではなくて、魅力という質を追い求めているということには変わりありません。先ほどから何度も申し上げております。(久保島議員「はい」と呼ぶ)

それで、飯島町も転入者の説明会、移住者の説明会を過去2～3年前までは東京、大阪、名古屋でやっておりまして、何でも来てくださいということ。やっぱりそれでは、先ほど久保島議員がおっしゃったとおり地域のコミュニティーの維持ができない1つの反作用が生まれていると。

南箕輪でも移住者が7割、昔からいる方々が3割という中で、確かに人口が増えて喜んでいるんですけども、自治会には入らないと、こういった懸念されたことがやはり起きているわけでございます。

それで、飯島町はそれに対して移住する前にしっかりと説明しようということをしているんですけども、事業として捉えているのが、これがワーケーションなんです。ワーケーションのときにも説明いたしました。新しい農業の価値を高めることでもあるし、新しい移住・定住の1つの道程であるということをお話しさせていただきました。

飯島へ来て農家の方々と体験作業をし、また地域の方とそば打ちやら、自然の山を探索するに地域の方と一緒にそういった体験事業に参加する。そのことにおいて地域の方々とお知り合いになれる。それは、見知らぬ土地へ来る方々にも大きな不安がある中で、そういった知り合いができるということは地域に溶け込みやすくなる、こういった効果も狙ったワーケーションであるということは説明させていただきました。

その効果が出るようなプログラムを一生懸命、今200プログラムを目指して、農業体験で100プログラム、文化体験で50プログラム、自然体験で50プログラム、目標は200プログラムつくろうよと、年がら年中、いつ来てもそういう体験ができますよと、こういう体制を、ソフト的な魅力づくりをしておるところでございます。

ぜひぜひ、そういった方向性、これも戦略です。戦略が決していないわけではございません。戦略を持ってやっておるわけでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

久保島議員

そしたら年間でゼロ歳～14歳を8人増やせっていう指示はそんなに押し込まなくてもいいかなあっていうふうに思うんですけども、まあ、そのところはいいですね。

話が変わります。2—1に入ります。

自治体DXの話を今までに何回も私はしました。でも、どうも話に通じていねえなあと思ったら、研修会を受けましたら自治体DXっていうとICT化を上げる人が多いと、確かに新しい言葉でございまして、何を指して自治体DXと言っているのかっていうことが分かりにくいと、私自身も明確に説明することができませんでした。

DXはデジタルトランスフォーメーションですから、デジタルの革命、変革でございます。自治体、それから市民、町民がデジタル技術を活用して住民本位の行政、地域、社会などを再デザインするプロセスだということで、コストダウンとかデータ化とかインターネット利用とかっていうことではありません。それは、いわゆるICT化の話だよということですね。つまりは、住民の幸せの追求のための過程だと言っていいかもし

れません。

つまりポイントは、DXとはICT化をはやり言葉で言ったものだというふうな解釈、これが一番のネックになってきちゃう。要するに、ICT化——高度情報化とDX——デジタル変革との違いをちゃんと理解をしているのかどうかということでございます。

ICT化は業務本位であって、業務の効率化とか省力化とかコストダウンとか、DXは住民本位ですので、利用者の利便性だとか利用者のサービスの向上ですとか個別最適化、要するに一人一人に政策を合わせていくということをDXと称している。

どうすれば住民の皆さんが便利で住みやすく手軽に利用できるか、手続や申請、また補助金の受け取り等が簡単にできる、そういうものを目指しているのかどうか。

もちろん職員の皆さんにも使いやすさっていうのは大事でございまして、理事者サイドが行政改革の一環だというふうに思っていると、ちょっとこれは方向が違ってきちゃう。

DXとは何かということ、住民の幸せのためのDXだということは理事者も職員の皆さんも共有して認識しておられるというふうに思いますが、この辺の講習会等に参加してしっかり共有をすべきだというふうに考えています。現況と所感について伺いをいたします。

副 町 長

それでは、ちょっと質問にお答えをしまいたいというふうに思います。

議員さんのおっしゃるとおり、DXはICTの導入ではないというふうに考えております。総務省のプログラムを見ますとICTの強化っていうのは結構出ておりますけれども、実際にDXの推進というのは、その技術を使いまして、仕事の進め方、町民にとってどれだけ効率的になるか、分かりやすくなるかということを求めていくことだろうというふうに思っております。

行政内部の見直しはもちろん必要だというふうに思っておりますが、DXによって効率化、高度化が図れる業務についてはICT化を進め、逆に業務のスマート化を図ることで効率が上がる業務は業務改善で行けるといようなことを考えなければいかんだろうなあというふうに思っております。

このところを見ますと、このところ、長野電子申請サービスですとか、そういうものにつきましても手続やなんかを毎年毎年改良をしまして申請数を増やしております。そういうのが住民向けにだんだんなってくるんだろうというふうに考えております。

また、町内に目を向けますと、例えば飯島区なんかは自分たちで遠隔操作ができる水門の設置ですとか、我々も進めておりますスマート農業の一環でリモートの草刈り機の利用など、そういう事例が恐らく住民にとってはDXの一環だろうというふうに思っております。

我々も、この間の実施計画、今年は1か月前倒しで来年の計画をつくるようにと会議の中で指示をしたんですけども、町民にとってどれが一番必要かと、必要なところから、DX、ICT化も含めたことになりますけれども、進めていくと、そういうふうな観点に立って仕事をしましょうという話を私はさせていただきました。

今、実際のICTは、統一メニュー、統一申請みたいなものは情報センターのほうでだんだん進んではきているというふうに思います。まだ具体的には示されておりませんが、機械の中のそういう対応できるツール、そういうものを整えないといかんだろうというふうに思っておりますけれども。

町といたしましても、町民の皆さんにとって何を取り入れ、どうしたらよいか、便利に暮らすことができるかということを、我々理事者も含め、職員も含めて共通認識で進むということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

安心いたしました。

2—2に入ります。

以前は、コンピューターの話っていうと、難しいよねっていう話で、私なんかもかじった頃は専門家のプロのプロの話じゃないとできないということでした。今では本当にタブレットでほんとにやればどこでもつながっちゃうっていう時代ですので、これは、やっぱり技術を理解する必要はなくて、いかに使いやすくなっていくかっていうことが町民にとって大事なあいうふうに思います。

それから、よく高齢者はICTに弱いっていうような話がありました。

資料の3ページ目のグラフを御覧ください。

左の上のグラフなんですけど、インターネット利用の個人の状況ですね。これは年代別に分かれています。

青いのが令和3年で、70～79歳のところは59.4%、80代以上でも27.6%ございます。

これは、ちょっと2020年だと、このグラフには載っていませんけれども、80代以上の人が実は57%もあったんですね。だから、多分調査対象によって少し変わってくるかなあと思いますが、いずれにしても高齢者でもインターネットを活用しているということがこれで分かるかと思います。

これ以外の人は、ファクスでも文書でもアナログでやればいいわけですね。

要するに、同じことを一律にしようと思うとなかなかハードルが高い、けども、これを分けてもいいんじゃないの、デジタルでできる人はデジタルでやりましょう、それでできない人はカバーしますよっていう形のほうが、2つの方式で大変だということかもしれませんけど、コストダウンにもなるということがございます。

やはりDXっていうと、今、副町長がおっしゃいましたけれども、どうもICT化の話が主に出てくるんですけども、段階的にあって、第3段階に来るとデジタル化による価値の創造というところに来るかと思っています。そこを目指していくべきだなあというふうに思っているんですね。

私は今年度、隣組長なんですけど、緑の通信アプリ、隣組でグループを作りました。加入世帯は現在90%世帯以上なんですけど、1軒で2人ずつ入っていると思います。それで防災の情報とか、今回も防災訓練が中止になりましたっていうのをお知らせしています。要するに、我々でも簡単に使えているこの緑の通信アプリをもっと使えばいいんじゃないのっていうところが私の中にございます。

セキュリティの問題があったので、これをカバーしている同じような使い方のアプリ

りもございます。ぜひとも、そこも御検討いただけたらというふうに思います。

それから、例でいきます。昨日テレビを見ていましたら、飛騨市では、さるぼぼコインという地域通貨ですかね、それを使って、地域振興券、要するに我々の飯島町でいうくらし復興券、それをやったということで、銀行のほうもプレミアムをつけたものですから非常にスマホで決済する地域振興券が有効だったという話がありました。

それができない人は引換券を町の役場へ持って行って今までどおりの紙の券をもらうということになります。そうすると紙の券の発行が物すごく減って、非常に経費の節減になったということでございます。

ちょっと時間がなくなってきましたんでその話を進めていきますが、ぜひともこういう使い勝手っていう話を誰でも使えるものだという目で目指してもらいたいと思いますが、町長、御検討をお願いします。

総務課長

年代を問わず、デジタルに苦手意識を持っていらっしゃる方っていうのは、高齢者のみならず、ある程度いらっしゃるのかなあというふうに思っております。特に高齢者の独り暮らしの方ですとか高齢者世帯の方っていうのは、スマートフォンだとか、そういうものに苦手意識をお持ちでいらっしゃるのかなあというふうには考えているところでございます。

ですけれども、これからは、やっぱり、そういうスマホですとか、そういったものを使う時代というところで、苦手な方も、例えばインターネットで買物ができるとか、そういうところは、知ること、なかなか出歩けなくなったときにおうちに買物したものが届くとかっていうのは生きていく糧になっていくのかなあというふうに思っております。

行政としまして、高齢の方、またそうでない方が生活を便利にするためには、例えば前に議員さんがおっしゃられていたような講習会とかをしていかなきゃいけないのかなあというふうには思っております。

今の御質問のような振興券ですとか、両方使えるようなものっていうのは、また参考にさせていただければというふうに思っております。

久保島議員

一括に全部そろえちゃおうとすると無理があるので、アナログの部分は残してもいいんだろうというふうに思います。そうしないと、やっぱり取り残しが出てきちゃうと困ります。

2ー3に入ります。

ちょっと時間がなくなってきましたすみませんね。

要するに、ICT化とDXは似ても非なるものですよということがお分かりいただけたんではないかと思います。

ICTっていうのは、先ほど話しましたが、業務であって、DXは経営だというふうなお話がありました。

やはり経営となると、町長、トップが方針を決めて、こういうふうに進みましょうよっていう話がないとなかなか厳しいのかなあというふうに思います。やはり、職員の皆さんに住民の皆さんのためになることを考えてくださいねといっても、なかなかそれは出

てこない。トップから指示して、それを実現していくというのが行政マンの役割かなあというふうに思っているところなんです。

町の大小でこれを決めるっていうことは非常におかしいと。

福島県の磐梯町っていうところは人口が3,309人しかいないところなんです、デジタル変革戦略室っていうのを設けて外部から複数の人材を登用し、デジタル責任者っていうふうにして進めているということです。

町長は、ここの町長になったときに、やっぱり人に優しいテクノロジーを町のためにやっていきたいと、その具体的なものとして民間活用もしていくんだという話をされております。

ぜひとも、町長がDXについて所信表明なり表現なりして、さっきの人口増と同じような形で今後のDXに対しては町民の皆さんの利便向上のためにこうやっていこうよっていうようなことのフラッグを上げていただきたいと思います、その辺の町長の考えはいかがでしょうか。

町長 DXで大切なのは、まず念頭にDXを入れておくことが肝要かと思います。

行政は行政でいろいろの施策、事業、事務事業をやっているわけでございます。したがって、それがまずは優先です。その中で、その事業の中にDXに対応していこうというものを見つけることが大事でございます。

したがって、副町長が実施計画のところ職員にお話ししたんですけれども、DXの推進をお話させていただいております。

また、町民の皆様ももう少しDXに関わる機会というものを発見して、それを実現していくということが大事かと思えます。

町が大看板でDXを進めるためにどの事業をやるではなくて、この事業の中にDXの要素があるという観点の中で進めてまいりたいと思っております。

久保島議員 ぜひとも、町民の皆さんが使いやすく、そして幸せになるような、そんなDXであってほしいというふうに思っています。行政の御都合ではなくて、やっぱり町民目線に立っていただければというふうに思っているところです。

時間がございませんので3番の3-1と3-2については一緒にお話させていただきます。

このような話をして職員の皆さんにも研修に出ろという話をしていると、この点について研修会とか、例えば業務上必要な資格とかについて取るときに、まさか自費で、または有休を消化してやってはいないよねと、ちゃんとその辺のスキルアップとか業務上必要な資格等については町が手当をしたり、それから代休を取るなりして対応してくれていますよねということを確認させていただきたい。

3-2でございますが、これがもしないとすれば、ぜひともこういう方策をしていただきたい。

その上で、この資格を取った人がそのことによって昇給したり、それから手当がもらえたりとか、そうなってくると、やっぱり受けるほうも張り合いがあるんじゃないかなあというふうに思うんですね。やっぱりお駄賃がないと、なかなかそれはね、業務上と

総務課長

はいえ、資格を取ってこいと言われてもなかなかやる気が出ない。やっぱり資格を持っている人と持っていない人で多少の差があるというところが必要じゃないかなあというふうに思っているんですが、町の現状、それから今後について伺いたいと思います。

職員の資格取得についての御質問でございますが、まず業務を進める上で必須となる資格については採用のときに取得していることを条件としておりますので、そちらは、例えば保育士や保健師等は採用のときに取得条件となっております。

また、採用後に配属先で取得が必要となる資格、例えば施設の防火管理者や重機の作業免許等については、もちろん業務で必要となりますので町の予算で費用を負担し勤務時間中に取得をしていただいていますので、個人負担ということはございません。

また、職員が自ら視野を広げること、また担当する業務等に必要な専門知識等を習得するための研修につきましては、職員行政研修制度というのがございます。上限はありますけれども、こちらで補助を行っているところでございます。

また、有資格者の処遇反映ということでございますけれども、こちらの職員の各種手当等については国家公務員に準じまして町の例規で定めてございます。ですので、資格を取得していることに伴っての手当は発生しておりません。

ただ、会計年度任用職員の皆さんの中には資格取得をしているかどうかで処遇が変わる職種もございます。例えば給食調理員ですとか保育サポーターの保育士資格で任用の職種が変わってまいります。

様々な資格の取得が処遇改善につながるとなれば職員の意欲向上につながるということはあるかもしれませんが、先ほどもお伝えしましたが、国家公務員に準じている点から、今後も反映を行う予定はございません。

久保島議員

終わります。

〔久保島議員復席〕

議 長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分とします。休憩。

休 憩
再 開

午前 1 1 時 5 0 分

午後 1 時 3 0 分

議 長

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

10 番 伊藤秀明議員。

〔伊藤議員質問席へ移動〕

10 番

伊藤議員

それでは、通告に従いまして 5 項目、多岐にわたり質問をいたします。

まず 1 番目「1 給食センター防災フロア活用について」。

1—1「今年から新給食センターが完成し順調に運営していることと思います。」と書きましたが、どうも、ヒアリングの結果、調理員が不足して順調ではないということで、ほかのことは順調だと思います。

計画段階から課題としてありましたように、町民の皆様も安くておいしくて栄養バランスが取れた給食の試食と児童生徒と交流ができたらいとの意見が出されていました。その件について具体的に検討しているかを伺います。

〔片桐教育長登壇〕

教 育 長

お答えします。

新給食センターが完成し、本年4月から供用を開始し、既に2学期も始まりました。

飯島小学校には新しい配膳室を増築し、2学期が始まると同時に新配膳室から給食を提供しているところでございます。

新給食センターに関連する一連の施設面での環境整備は整ってきたところでございます。

さて、御質問の給食試食会などの実施については、現在、準備を進めているところでございます。9月1日から町採用の管理栄養士を給食センターに配置し、アレルギー食対応、食育対応を行うことといたしました。体制を整え、11月に向けて給食センター視察、試食、食育について実施する予定でございます。

なお、児童生徒との交流につきましては、コロナ下及び学校の状況もあり、現在は黙食という形になっておりますので、今のところ実施の予定はございません。

〔片桐教育長降壇〕

伊藤議員

お手元にある資料1を御覧ください。

私なりにマニュアルを作ってみました。

申込み方法、給食センターに備え付けてある用紙に記入する。

定員は、各関係者の事情がありますので何人から何人と決めておく。

申込み期日は、発注の関係上、何日前までとする。これも各関係機関で決めてもらえればよいと思います。

利用者は町民。自治会単位、区単位、施設単位、グループ単位、個人といたしました。

開催日、すぐには無理ということなのですが、毎日は無理だと思うので毎週1日曜日を設けてすると。

支払いは、つり銭のないように事務所へ現金納付。

盛りつけ、片づけは調理員の手間を取らないように利用者が盛りつけ、片づけをします。

移動方法は、タクシー、社協との関係とか、あとは個人等々、考えていただく。

あと、予告は有線放送、インターネット、広報等で知らせる。

子どもと一緒に食事ということがありましたが、今はコロナですぐには無理なことなので、コロナが終息しましたら、ぜひ子どもと一緒に食事ができるという体制を考えていただければよいと思います。

ぜひ、せっかく防災フロアがありますので、景色のいい、眺めのいいところで食事の試食をすれば、それこそ町長の言っている魅力ある町のこれも1つの魅力かなと思います。町民が給食を味わえるなんてなかなかできないことだと思います。

2番に移ります。

	2 番「第 6 次総合計画 2 年目の現状と課題について」。 いよいよ 2 年目になり、3 年目は見直しという時期に当たりました。 基本目標が 8 つありますが、そのうちのまず基本目標の 1 ― 2 ― 1 を今は質問しております。「住民と行政の創合力による 安全で安心なまちづくり」の中で、(1) の⑥として非常用電源設置推進という項目がありますが、現在の非常用電源の設置率はどのくらいか伺います。
総務課長	非常用電源設置率ということでございます。 指定緊急避難場所、それから指定避難所への非常用電源設置推進につきましては、現在のところ 84.1%となっております。
伊藤議員	この目標値を見ますと、令和 1 年に 84% で、設置率がまだ 100% に行かないということなんで、早急にもう増やして、100% の目標に、早過ぎることはないんで、ぜひ早めに設置をお願いいたしたいと思います。 2 ― 2 にいきます。 同じ目標の中の (5) 番の②「様々なツールを活用した町の魅力発信」における課題を伺いますということで、魅力発信で町をアピールするという項目がありました。
総務課長	ホームページと I I J I M A NOTE の令和 3 年度のアクセス数を伺います。 町のホームページと、それから観光協会のウェブサイトになりますが、I I J I M A NOTE のアクセス数ですけれども、令和 3 年度の実績としましては、町のホームページは 21 万 9,063 件、それから I I J I M A NOTE のほうは 7 万 4,265 件、これは定住のほうと観光と合計の数字となっております。
伊藤議員	ホームページは目標が 15 万件になっていますが、大幅に目標をオーバーしているということとは素晴らしいことだと評価いたします。 飯島流ワーケーションの春日平と千人塚は、都会の人にとっては絶好の場所だと思います。町の情報発信がまだまだ少ないと思います。ユーチューブ、新聞、テレビ、SNS 等、利用すべきツールはいっぱいあります。飯島の情報発信についての考えを伺います。
総務課長	ただいまは、ツイッターですとかユーチューブですか、そういったツールをということでございますけれども、観光協会のほうでは、I I J I M A NOTE のほか、フェイスブックですとかツイッターなど、ソーシャルメディアを利用した情報発信が既に行われていて、観光や定住の情報を発信しているところでございます。 行政としましてそういったメディアを利用する情報発信の必要性は認識をしているところでございますけれども、適正かつ円滑な運用ですとか、住民に伝わりやすい文章力の向上など、職員の情報発信のスキル向上などにも課題があるというところでございます。こうした課題について、今後、研究、検討に努めてまいりたいと思っております。
伊藤議員	これからの研究課題ということで伺いましたが、テレビとか新聞、特にテレビなんかは取材に来てもらって、i i ネイチャー春日平、千人塚、そうしたら、もう広告費はただで何十万人、何百万人は分らんですが、テレビを見てもらうということはすごく効果があると思うんで、ぜひ取材をお願いして、どんどん飯島を、それこそ魅力ある飯島

をアピールしてほしいと思います。

2—3に行きます。

基本目標の2番目に「美しく快適な暮らしの環境を 将来へつなぐ」というところがあります。この(1)の③の地球温暖化防止、環境意識。

環境意識に関係してくるわけですが、ゼロカーボンを宣言すると言いましたが、この発表はいつ頃を予定しているかお伺いします。

住民税務課長

お答えします。

ゼロカーボン宣言の時期につきましては、この10月を目標に調整をしているところでございます。

また、宣言に当たりましては、地球温暖化に対する関心を広く町民の皆様に持っていただき、2050年のカーボンニュートラルに向けて飯島町も取り組んでいくことをPRするために、イベントを開催し、この中での宣言の表明を考えているところでございます。

なお、イベントの具体的な内容につきましては現在調整中でございますので、よろしくお願いいたします。

伊藤議員

10月に発表ということで、期待しております。

イベントに関しても、各市町村も発表と同時にイベントを行っています。市町村独自のイベントがありますので、ぜひ多くの町民の皆さんも参加できるようなイベントを考えられたらいいと思います。

基本目標2(3)の①に「ワンストップサービスによる役場組織内の連携強化」という項目があります。

最近、自治体でチャットボットを導入する事例が多く見られます。メリットとしては、自動対応により24時間365日いつでも対応可能、想定される問合せに対する回答を事前準備することで利用者が目的の情報を得られる、職員の業務効率化・人手不足のカバー、また利用者も土日、祝日、夜間も問合せができ、便利なツールであります。

飯島町としても導入を考えてみるべきだと思いますが、考えを伺います。

総務課長

チャットボットについての御質問でございます。

町としましては業務の効率化ですとか住民サービスの向上などにつながるツールとして認識をしているところでございます。

県内でも多くの自治体でチャットボットが運用されているというふうに思いますけれども、町としましては、今、長野県の市町村自治振興組合で共同調達を計画しているということを聞きしておりますので、そちらを想定しているところでございます。

現在、県内の2団体で先行して導入する見込みとなっているということをお聞きしておりますので、その導入の様子ですとか費用対効果の情報収集をしながら導入について研究をしてみたいと思っています。

導入に当たりましては、ホームページであれば想定される利用者の問合せに対応した閲覧ページが必要になってまいります。ホームページの充実が図られないと期待されるような行政案内ができないという事象が起こってまいりますので、いつでも対応可能となるようなホームページの記事充実、整理等を進めてまいりたいというふうに思ってお

伊藤議員

ります。

ぜひ進めてチャットボットを利用できるような状態にしてほしいと思います。大体町民の問合せで来ることっていうのは同じような内容も多いかと思うので、いちいち職員を通じなくてもチャットボットで質問を入力すればすぐ答えが返ってくるという大変便利な機能だと思いますので、ぜひ導入をお願いしたいと思います。

次に移ります。

2—4といたしまして、基本目標の3番目にあります「誰もが健康で居場所と出番があり共に支え合える地域づくり」の中で（1）の③番の「切れ目のない子育て支援の実現に向けた体制の充実」、このさらなる努力ということで求めるんですが、参考資料の2を一緒に見てもらって、宮田村は、移住支援策、子育て、医療、自然環境、就労支援、移住者数など272項目の調査を基にランクづけした結果、子育て部門と総合部門で全国1位、若者部門とシニア部門で全国2位を獲得し、全国から注目され、住みたい村の1位であります。

資料2をちょっと見てください。

私は飯島町の子育て支援と宮田村の子育て支援を比較検討してみました。

宮田村はいかに子育て支援に力を入れているかということがこれを見ると一目瞭然でございます。

1項目といたしまして、ながの子育て家庭優待パスポート事業ということをやっております。これは18歳未満の子どものいる家庭では取扱店にカードを提示すれば割引ができるという制度であります。

2番目には子育て応援クーポン券、出生時に乳児おむつ助成券交付、これは出産から1年以内の転入者も対象としております。

3番目、誕生祝金事業、第3子が生まれて13万円、第4子が生まれて20万円、第5子以上で50万円。

4番目、高校通学補助のDearみやだフレ！フレ！ふるさと18きっぷ、これは高校3年生を対象に一律3万5,000円の助成をしております。

5番目、輝く子育て応援金事業、取得した住宅、土地に関する固定資産相当額の交付を行っております。

6番目、子育てファミリー転入奨励金事業、転入時に9歳以下の子どものいる家庭に1世帯30万円を交付。

新婚生活支援事業補助金、最大で60万円補助という施策があります。

宮田にないもので飯島ではこういうことをやっているっていうことで、これは自慢すべき飯島の子育て支援ですが、下のところの1番はプレママの会ということで、1コース3回で、町の特産品をプレゼントしております。

2番目、ハッピーバースフラワー事業、3か月児健診のときに花をプレゼントいたします。

3番目としてはブックプレゼント、5か月児健診で絵本をプレゼント、2回目もありまして、3回目は1年生になったときに絵本をプレゼントするというので、これは宮

田にはない飯島独自の子育て応援、プレゼントをしております。

これは町長にお聞きしたいんですが、今日は人口増についていろいろ質問が出されております。宮田村の支援以上の施策がないと飯島町に来てくださって言うてもなかなか、どうしても人間は比べますからね、飯島と宮田、どちらのほうがいいかなあっていることで、そうすると宮田のほう施策はいいっていうことで宮田へ行っちゃう、これが現実だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

教 育 長

初めに私のほうから、切れ目のない子育て支援体制の充実についてという御質問ですので、その件についてお答えしたいと思います。

家庭や地域を取り巻く環境が変化し、家庭事情や育児を取り巻く状況は複雑化、多様化してきている中で子育て支援の重要性を認識しているところであり、飯島町としても第6次総合計画の重点プロジェクトの中の人口増プロジェクトにおいても検討され、子育てワーキンググループを設けるなど、健康福祉課や教育委員会をはじめ関係部署において連携しながら取り組んでいるところであります。

伊藤議員から宮田村で進められている子育て支援事業についてのお話がありましたが、教育委員会関係では、子育て支援施策として、伊藤議員さんも御存じのとおり、今年度からの3歳以上児の保育園給食費の無償化や御指摘の3回の絵本のプレゼント、ランドセルの贈呈等、独自の取組も行っているところであります。

昨年度より教育委員会に保健師が配属され、家庭相談員や指導主事と連携しながら未就学児から保育園児、小学生、そして中学生と子どもたちの成長を連続の中で見守りながら、保護者の悩みや不安を解消するための相談体制の一層の充実を図っているところでございます。

長年、私も教育現場にいましたが、教育委員会に保健師さんが配属されている例はあまり見たことがなく、他市町村からも参考にしたいとお尋ねがあったところであります。

また、既に御承知だと思いますが、つなぐ会と称して健康福祉課、教育委員会、社会福祉協議会の3者が連携、共同し、困り感を持っている子どもたちや保護者の方へのサポート活動に取り組んでいるところでございます。

特に中学生卒業後の子どもたちへのサポート活動として高校訪問による町の子どもたちの状況把握は県下でも評価され、モデルケースのような形となっております。

このように、健康福祉課や教育委員会を中心として、なかなか表には見えてこない部分でありますけれども、とりわけ切れ目のない相談体制の充実に取り組んでいるところでございます。

子育て支援として金銭面や環境整備面にお金を費やすことも大切ではありますが、それのみで子育て支援は評価できないと私は思っております。

子どもを育てるということが難しい時代になってきております。そのような中で地域の宝である子どもたちが生き生きとした地域人として育ってもらうことを願いながら、これからの子育て支援はどのような方向に向かっていけばよいのかを議員の皆さんをはじめ地域の皆さんと共に考えながら、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

町 長

ただいま教育長から総体的な方向性、考え方が示されました。その方向性で良とする

	ものでございます。 子育て支援、物心ともにという表現がございますけれども、物と心の手当て、その両面が必要だろうなというふうに思います。 それぞれ宮田村も飯島町も立地条件が違いますし、環境が違うということの中で、全て同じということにはならないと思います。大事な、まねしてもいいんじゃないのという部分については積極的にまねしていきます。 ただ、子育て支援を受ける年代の方が移住してくる動機のきっかけとして祝い金をもらえるとか、そういうことがあるから来るという動機づけは薄いんじゃないかなというふうに思っております。 こういう物質的支援等につきましては、だんだんに他町村がまねし合ってくるものから、そこら辺はだんだんにならされてくるんだなというふうに思っております。 飯島は飯島流の支援の仕方というものを考えますし、よろしい例があればそれを参考にしていくと、こういうスタンスでおります。
伊藤議員	子育て支援はお金も心も総合的な対策が必要だと思いますので、ぜひ飯島町も魅力ある子育て支援をやっているんだなあとほかの市町村からうらやましがられるような施策をお願いしたいと思います。 それでは3—1に移ります。
教育次長	保育園の紙おむつ持ち帰りについての検討はしているかを伺います。 保育園の紙おむつ持ち帰りについてという御質問でございます。 当町でも検討をしております。 現在の可燃ごみ回収業者にも相談し、実施する場合の方法や費用については確認をしております。 実施に当たっては、現状の週2回の回収の場合、園内の保管場所をどこにするのか、保管しておくことでの衛生面についてはどうすべきか、毎日回収していただくことは可能かなどの課題が考えられます。 また、近隣市町村の様子も聞き取り調査をしておりますが、現在、県でも県内保育所等の状況把握のため全市町村に調査中であります。その回答結果も参考にしながら、引き続き検討を進めてまいります。
伊藤議員	私がなぜこの質問をするかという、これは子育て支援に大きく関係することなので質問するのですが、保育士は毎日の仕事で激務で大変な仕事だと認識しています。 そこで、保育士と保護者の負担軽減をするためと、衛生面、特に感染症を広げるリスクをなくすために、紙おむつの持ち帰りを廃止し、町で処分することを要望します。 全国で持ち帰りの統計を見ると、長野県は85%が持ち帰りで、ワースト2位です。全国平均は39%です。いかに長野県の持ち帰り率が高いか分かります。 持ち帰ることによって子どもの健康観察ができることが理由みたいですが、昔は布おむつだったのでそのようなことができたと思いますが、実際は保護者がおむつを広げて様子を見る保護者は一人もいないようです。健康観察は保育士さんが連絡帳に記入すれば済むことであります。

	以上のことから、保育士と保護者の負担軽減と衛生管理の上からおむつの持ち帰りの中止を要望いたします。今、回答はいただきました。 私の知っている限りでは、長野県ではまだ南箕輪村だけで、伊那市は、ちょうど同期の議員が保育士さんをずっとやっていて伊那の議員になって、最初に紙おむつの問題を市長に質問したら、その場で今年からやりますということで、非常に決断の早い市長でありました。 ぜひ飯島も保護者とか保育士の負担軽減の意味からも、よろしくお願いします。 それでは4番に移ります。 4番「見守り桜伐採後について」の質問をいたします。 伐採のときに何かセレモニーのようなことを予定しているかを伺います。
教 育 長	6月議会で伊藤議員のほうから御質問のあった件かと思います。 伐採時になるかどうかということとはちょっと不明ではありますが、これまで子どもたちを見守ってくれた見守り桜に対する感謝とお別れをする会を先生方と子どもたちが相談しながら計画しているとのことでもあります。 子どもたち自身が長年学校を見守ってくれた見守り桜とのお別れを経験し、また次の世代に見守り桜を語り継ぐことで命が引き継がれていくことを学んでほしいと願っております。
伊藤議員	見守り桜を切るとき、切っているところをぜひCEKで中継でもしていただいて、木を切っているよっていうことを町民の皆様に見ていただければなあと思います。 4―2、切った木の後利用として一部を輪切りにしてどこかに展示するとか、再利用して何かに使う、または小さな記念品として生徒に贈る等の考えはいかがでしょうか。
教 育 長	長年、悪条件の下で育ってきた桜のため成長が悪く、幹に相当の傷みが想定されています。 御質問のとおり幹の輪切りの展示等を含めて、木の状態によりますけれども、何らかの形で残すことができないか検討しているところでございます。 それから、先ほど切る場面をというお話がありましたが、子どもにとって木の命を落とすっていうところを見ることが本当に正しいことなのかどうなのかっていうことは、今、学校と相談をしているところであります。
伊藤議員	4―3に移ります。 ひこばえ付近に見守り桜の説明文の設置をしたらよいと思いますがということで、これはこの前の議会でもう予算が計上してありますので、これは省略します。 5―1、7月24日に亀裂が発見され、8月4日には速やかに合同対策会議が開かれ、それぞれ対策を取られたことを評価いたします。 しかし、対策は対処療法で、原因療法にはなっていません。河川の堆積土砂撤去、センサー設置は対処療法で、百間ナギの崩落を防ぐ工事には触れられていません。管轄が国交省と林野庁で違うので問題はあるかと思いますが、根本治療をしなければ問題の解決にはなりません。 この工事は面積も広く急斜面で、上からの土砂の崩落も考えながらの非常に難工事に

なることは十分承知しています。

以前にも言いましたが、国内での大規模な治山工事は数十年かけて完成しております。このような工事は後世に残る大工事であり、難工事です。

町として県、国に百間ナギ崩落の対策を求めますが、考えを伺います。

私もこの前、百間ナギの質問をいたします前に林野庁の職員が2人来ましてヒアリングいたしました。あと、国交省、役場の上の河川事務所でも聞き取りをいたしました、考えを伺います。

町 長

今年7月24日に中央アルプス百間ナギ、飯島町摺鉢窪小屋付近において長さ70メートル、幅約50センチメートル、深さが1.0～1.5メートルほどの大規模なクラック——亀裂が発見されまして、崩落の危険性があるため、8月4日、飯島成人大学センターにおきまして国、県、町の各関係機関と百間ナギ崩落対策合同会議を開催しまして情報の共有と今後の取組につきまして協議を行いました。

合同会議では、クラック——亀裂による崩落を想定した際、砂防堤防が8つあるんですけども、上部2つの堰堤で土砂を捕捉することが可能である、下流域への危険性は低いと想定されました。

しかし、今後の取組としまして、監視カメラによる監視の継続、土石流ワイヤーセンサーの設置、砂防堰堤の土砂搬出などの対策を確認したところでございます。

議員からの御質問の中では、これは対処療法であり、根本的な原因療法ではないと、それで解決にはならないという御質問でございます。

御承知のとおり百間ナギの崩落の歴史は古く、上部にある摺鉢窪カールは約2万年前の寒冷な時期につくられたと言われており、崩落の規模が大きく、とても人間の力でその崩落を止めるということは容易ではないと感じております。崩壊のメカニズムや対策につきましては、学識経験者や国などのお力をいただきながら行ってまいりたいと思っております。

これまで、与田切川では山、河川の管理者であります国や県において百間ナギの特殊地形を念頭に置いて下流への被害を防ぐための砂防事業や治山事業が積極的に行われてきております。国は現在行っている砂防事業や治山事業が現時点で考えられる最も現実的かつ効果的な対応だと判断しております。

町といたしましても、今後も継続して国や県と連携し砂防事業や治山事業を含めた様々な対応について要望してまいります。

先日、地元の地質学者——皆様方も御存じかと思えますけれども、松島先生をお呼びしまして今回の件につきましていろいろとお話をお伺いしました。

その中のお話では、伊那谷の2つの山脈——南アルプスと中央アルプス、これは100年前～150万年前から隆起が始まったということでございます。そして、今までに4,000メートルの隆起や、また沈み込む沈降を繰り返して今の山脈が形成されているということでございます。

中央アルプスの場合には地質が主に花崗岩であるということで、花崗岩は結晶が大きい、したがって非常にもろい地層であるということもお話いただきました。

そして、現在でもそれが止まっているということではなく、100年に40センチ隆起している、1年間では4ミリメートルということで、「動かざること山のごとし」ではなくて、山は常に動いていると、こういう感覚を持っていることが大事かと思います。これは、この地域の一等水準点の測量で判明しているということでございます。

そして、山ではこうなんですけれども、地下、海底でも海洋プレートが大陸プレートに沈み込んでおる、そこに日本があると、こういうことございまして、これも1年間に、今度は山の10倍、数センチプレートが沈み込んでいるということですから、当然そこでひずみが起き、地震という自然現象というよりも地球の営みが表面化しているということでございます。

したがって、亀裂や崩落、あるいは地震につきましても人知の及ばざる地球の営み、長い間かけて、人間は約100年ぐらいしか生きませんけども、何万年、何百万年という動きの中で動いているわけでございますから、コンクリートを詰め込んでそれを止めるということは不可能であり、コストがかかる。

したがって、崩落した土砂等が人の住む里のほうへ流れてこないように砂防堤防をしっかり準備しておくということが人間のできる限界の力ではないかと私も思うところでございます。

伊藤議員 山が隆起しているということは私も認識しております。毎年数ミリずつ高くなっているということを聞いております。

川があれば水が流れて砂が流れて、物は上から下に流れます。百間ナギの岩も水も土砂も雨が降れば下へ下へと流れていきます。

この工事は、もう国交省直轄の事業じゃないと無理かなあとと思いますが、町長の考えは無理だという考えでしょうけれども、国交省に直接聞いて、どうなんだということで聞いて無理なら私も諦めがつきますが、可能、木を生やすことも治山工事としてあるんですけど、あらゆることを想定して何とかならないものかということ国に訴えて、無理なら無理で、それは私も諦めますが、そういうことを聞いていくことも大事な行政の仕事だと思いますので、町民の安全と財産を守る上から——与田切川でも百間ナギの土砂が崩れて川をせき止めて土石流にならないっていう保証はないですね。そういう考えもして、今の堰堤をかさ上げするとか、今、国を挙げてそういうことをやっていますが、いずれにしても安心・安全のまちづくりという観点から、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

〔伊藤議員復席〕

議長 6番 星野晃伸議員。

〔星野議員質問席へ移動〕

6番

星野議員

それでは通告に従いまして質問させていただきます。

現在、電気料金やガソリン等も高騰し、物価も上昇し、町民の皆さんは大変苦勞しております。

そこで、町長は伊南行政の中での実績もあり発言力もあると思いますので、伊南行政の首長をまとめていただき、なかなか国では議論にならない、電力では柏崎原発の運転、ガソリン税に関しては消費税の撤廃などを地域の皆さんのために国に対して要望していただけないかお聞きします。

〔下平町長登壇〕

町 長

ただいまは、ウクライナの関係からコロナの関係、中国のサプライチェーンの見直し等で諸物価が高騰しております。特にウクライナの関係でヨーロッパを含めアメリカも含めガソリンが高騰しており、これが諸物価高騰の諸悪の原因ということになっておろうかと思います。大変な状況であるなというふうに認識しております。

そこで減税を陳情しろと、こういうお話でございます。したがって、これはガソリン税の減税のことだと認識してお話をさせていただきます。

いわゆるガソリン税の中身は揮発油税と地方揮発油税がございまして、トータルで 53 円 80 銭という税金がかかっているところでございます。

こういうガソリンの価格が高騰するということは今までにもございまして、そのときに対応するためにガソリン税のトリガー条項というのを国会で設定いたしました。トリガー条項というのは、ガソリン価格が 3 か月連続で 160 円を超えた場合に発動されて、25 円価格を引き下げる、税金をその分は取らないと、こういうことが決定されておりました。

しかし、トリガー条項は、東北大震災の折にトリガー条項をわざわざ凍結したという経緯がございます。どうしてかという、東北大震災で道路の資源、資金、これが、ガソリン税の多くの目的は道路財源になっていると、こういうことでございますから、トリガー条項は発出できないということで凍結になっております。

それで、今回もトリガー条項というのは話に上がりましたが、政府は、それはそうなんだけれども、ガソリン卸売会社を対象に補助金を出すことでこれに対応していきたいと、こういう国会の判断の中で政府が今は対応しておるところでございます。

この価格は、今は 168 円を超えた分について価格調整の補助金が石油卸売会社に支払われる、この 2 月ぐらいは 5 円とかそういう金額でしたけれども、25 円という時代を過ぎて、今は 35 円ということで卸売会社に補助金を出しております。したがって、これによって 168 円～170 円ぐらいの全国平均の価格に抑えられているのではないかなというふうに思います。

政府は、この対応のみならず、ガソリン価格高騰によって影響を受けた事業者、農業から始まっているいろいろあるわけなんですけれども、それらの方々につきましても交付金を交付しておりまして、町としましても今回補正を組ませていただいております。

議員は減税せよということを政府に訴えろと、こういうお話でございますけれども、行政を預かる身といたしましては、政府の対応等は当然熟知しておるわけでございますし、これを減税することによって道路財源がなくなるということもその反面で起きるわけでございます。その部分をどうするのかという問題も浮上してきます。

	したがって、こういう町長は元気がいいから減税せよと申し込めというお話をいただきましても、町民の皆様には支持された町長がそういう状況も理解しないままに即減税をお願いということは、なかなか言いづらい、しっかりとした対応等を考えた上での話をしなければ説得力がないだろうと、このように考えておるところでございます。
星野議員	1—2に入ります。今言われたように、ガソリン税にしろ、税金は私たちも一生懸命納めているわけですが、地方交付税によって都心部との財源の不均等はどのように調整されているかお聞きします。
企画政策課長	地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定水準の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体の財源とすべき税収入の一部を国税として徴収し、ルールに基づき配分しているものとなります。 都市部と地方との地域間における財政力の格差を解消するのが地方交付税の目的でありますので、一定水準の基本的な行政運営に必要な財源については不均衡が調整されているものと考えております。
星野議員	1—3ですが、今言われたように価格も上昇しておりまして、企業や弱者に対する支援の状況をお聞かせください。
産業振興課長	価格上昇に伴う企業や弱者に対する支援の現状ということで、初めに企業への支援の現状について私のほうからお答えをさせていただきます。 まず、御承知のとおり第4弾くらし復興券が9月30日までの使用期間で施行中でございます。本事業は新型コロナの感染症対策を契機とした事業になりますが、新型コロナ及び物価高騰等の影響による住民の家計及び町内企業への経済支援として効果を上げております。 今後、第5弾の施行も予定されておりますので、長期化する新型コロナ、物価高騰等、これら課題に対する息の長い支援ができるものと捉えております。 また、本9月議会に追加予算を計上しておりますが、営業力向上事業支援補助金を活用いただき、企業の生産性の向上や集客力の強化による売上げの増加を図り、財務体質の強化につながる支援を行っております。 また加えて、本9月議会に予算計上しておりますが、農業資材等物価高騰対策事業により農家への支援も講じてまいります。
健康福祉課長	価格高騰に伴う弱者の支援につきまして福祉関係のほうの状況を説明いたします。 令和3年度におきましては、低所得者の生活応援給付金交付事業として居住されている住民税非課税世帯へ1世帯当たり1万円を交付する事業と社会福祉施設の負担軽減を図るため1事業者につき5万円を交付する事業を実施しております。 今年度については、低所得者世帯への生活支援として飯島町くらし復興券の発行事業に合わせて住民税非課税世帯の世帯員へ1人当たり1万円分の復興券を支給しております。 また、町内の社会福祉施設の運営を支援するため、燃料の購入費の一部を補助する事業のほうを予定しているところでございます。
星野議員	ありがとうございました。

	まだまだコロナ禍も続いて厳しい現状だと思いますので、しっかりと目配りをしていただき、国に対し要望して、支援をよろしく願いいたします。 それでは2―2に入ります。 民生児童委員の手当と報酬についてお聞きします。 今回、私も民生児童委員の推薦状を渡しに各家庭を訪問しました。中には報酬をいただくと社会保険から国民健康保険になってしまうという方がいらっしゃいました。ほぼボランティアで活動していただいておりますので、この点をどのようにお考えになるかお聞きします。
副 町 長	お答えをさせていただきます。 民生児童委員は、民生委員法によりまして「社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」とするもので、民生委員制度創設から105年ということになっております。歴史のあるものだということでございます。 また、児童福祉法によりまして児童委員を兼ねることにもなっております。 民生児童委員は都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱されております。身分は地方公務員法に規定される非常勤の特別職の地方公務員に該当をいたします。 また、町の福祉業務にも協力をいただいていることから、福祉事務所調査員も委嘱しております。 御質問の手当、報酬等につきましては担当課長のほうから詳細に答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。
健康福祉課長	それでは、私のほうから民生児童委員の手当、報酬についての現状をお答えいたします。 民生児童委員は民生委員法において給与を支給しないものとされておりますので、給与の支給はございません。 ただし、委員が活動に要する交通費や通信費等の経費分を交付する目的から、県が要綱で規定している民生児童委員活動費が年額で6万200円支給されております。 また、町が委嘱しております福祉事務調査員報酬といたしまして、役職により月額に差がありますけれども、月額9,000円～1万1,400円が支給されているところでございます。 あわせて、町から介護保険協力相談員といたしまして年額7,200円が支給されているところでございます。 そして、このことにつきましては委員をお引き受けいただく際に委員の役割などとともに該当の方への説明をさせていただき、御理解を得ているところでございます。
星野議員	御説明ありがとうございます。 2―2・3と続けてお聞きしますが、民生児童委員の活動範囲ですが、私も一緒に携わった中ではかなり広いなあということを感じました。現在的人数で活動範囲には支障がないのかお尋ねします。
健康福祉課長	民生児童委員の活動範囲についての御質問でございます。

定数の基準と配置については県の条例に定めがあるところでございます。

長野県では、配置基準といたしまして区域担当民生委員を世帯数に応じ配置することとしております。町村の場合は 70 世帯～200 世帯ごとに 1 人を基準としているところになります。

飯島町では、自治会ごとの世帯数を算出し、自治会単位を原則とした中で、70 世帯以下の自治会においては地理的状況や活動のつながりなどを考慮した中で複数の自治会を合わせた担当地区割を行っているところでございます。

それぞれの委員さんにおかれましては、担当地区を受け持ち、独り暮らしの高齢者世帯、また支援を必要とする世帯への訪問活動など、日々大変な仕事を担っていただいております。感謝申し上げる次第でございます。

訪問に際し単独での訪問が不安な場合などは、複数の委員で訪問するなど、委員同士で協力、工夫をして対応されております。

現在の人数で活動に支障があるという声は届いていないところでございます。

今後につきましても、地域の身近な相談・支援役として御活躍いただけますよう、行政も協力、連携をして地域福祉の増進に努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

星野議員

ありがとうございます。

何しろ大変な仕事だと思いますので、役場側からもしっかりと民生児童委員の方にフォローをお願いしたいと思います。

それでは 3 の質問に入ります。

一部の親の方だとは思いますが、学童クラブと子ども広場の違いが分からないとお聞きしました。違いと現在の現状をお聞かせください。

教 育 長

それではお答えします。

学童クラブと子ども広場の違いであります。

地域によって呼び方も異なり、または似ているものもあつたりしてちょっと分かりにくい、今御指摘のとおり分かりにくさがあるのかなあと思っています。

まず学童クラブについては、厚生労働省管轄の下、放課後児童クラブという名称で、小学生が下校後、帰宅しても仕事等により保護者がいない家庭の児童を保護者に代わって指導員等が保育する場でございます。

次に子ども広場は、文部科学省管轄の下、放課後子供教室という名称で、こちらは全児童を対象に地域住民の協力によって放課後の子どもたちにスポーツですとか文化活動を行う取組となっております。

まず当町における学童クラブの現状であります。町の運営により町内 2 つの小学校それぞれに飯島小学校学童クラブ、七久保小学校学童クラブを学校施設内に設置しております。

登録児童数は飯島小学校が 135 名、七久保小学校が 61 名ですが、通常の登校日については、ほぼ飯島小学校が 40 名、七久保小学校が約 15 名の利用となっております。

指導員は両校合わせて合計 7 名体制で、祝日を含め、平日運営しております。

	なお、長期休業中は予約状況により増員して運営しているところがございます。 続いて子ども広場の現状ですが、小学生を対象に町内4地区で、運営委員会などの下、子ども広場を運営していただいております。 実施状況はそれぞれの地区により異なりますけれども、隔週であるとか、毎週水曜日に放課後2時間ほど、合わせて約160名の児童が参加しているということになります。 町でも地域と学校が連携し地域全体で子どもたちの成長を支え、地域での多様な体験や学びの機会の充実を目指し、子ども広場運営に係る経費を支援させていただいているところがございます。
星野議員	ありがとうございました。 学童クラブについてなんですが、長期の休みになるときっとキャンセル等も出るかと思うんですが、その際の対応等はどういうふうに教育委員会のほうはなっているのでしょうか。
教 育 長	事前に長期休み前にお申込みをいただいているところであります。 今年はコロナもあったってということもあるんでしょうか、当初では飯島小学校のほうは100名を超えるっていう希望がありました。なかなか、やっぱり指導員の方をそれだけの人数確保するのが難しかったっていう状況もあります。実際のところはコロナ等により参加者が少なかったもんですから何とか対応できたのですが、また今度春休みがありまして、やっぱりその辺のところでの対応を今後検討はしていかなければいけないなあっていうふうに、教育委員会内、こども室内でも話しているところあります。
星野議員	ということは、キャンセルについてはきちんと親御さんから連絡をしてほしいということでしょうか。
教 育 長	きちんと連絡をいただいている方もおられるんですが、確認できないっていう状態の方もおられます。 ただ、そこにつきましては、こども室のほうでは申し込まれた人数に対して指導員を確保していつているっていう状況ですので、その辺がやっぱり今後の課題、申込みの仕方、あるいはキャンセルの仕方等も課題かなっていうふうに思っております。
星野議員	何分児童クラブのほうはお金をいただいたりして、そうするとスタッフの方も準備をしなきゃいけないということがありますので、その点もしっかりと親御さんたちに伝えるような御連絡をしていただいて、子どもたちによりよい放課後の事業ができますように、よろしくお願いいたします。 4番に入ります。 先日の戦傷病没者の式典でのことですが、この式典は日本の英霊の皆さんを供養する式典で、今回初めて中学生が学校で学んだことを作文にして読んでくれました。すばらしい企画だったと私も思います。生徒の皆さんには私からも感謝をいたします。 決して私は生徒の皆さんを批判するものではありませんが、私が耳にした中で唯一、一文、ショックなことを感じたことがありました。 あの戦争はアジアの人たちを白人の奴隷から救うために日本は戦った戦争であって、今や多くの日本人も学んでいます。そして、日本は占領ではなく統治をしていたのです。

戦争ですから決して非人道的なことがなかったとは言えませんが、現在、私たちがこうして日本という国で暮らせるのも英霊の皆さんのおかげと私は思います。英霊の皆さんはインドネシアをはじめアジアの多くの国の英雄の墓地に埋葬されています。

もし、あの戦争で非人道的なことをしたと教えるのなら、多くの一般人を殺したアメリカ人だと教えるべきではないかと思います。

真っ白な中学生にはもっと多くの情報を与え、自分で考えさせるのが教師だと思いますし、教育者とは子どもに勇気と希望を持たせる教育をすべきだと思いますが、教育長のお考えをお聞きます。

教 育 長 まず、今までこの式に参加のなかった中学生が今回初めて参加するに至った経緯についてお話ししたいと思います。

社会福祉協議会よりこの式に中学生が参加できないかという御依頼がありました。突然の依頼でもありましたので、中学校に参加の有無も含めて検討をお願いいたしました。戦争について子どもたちが学び、感じたことを発表する形での参加でよければということで、参加していただけることとなりました。

今、星野議員のほうからもありました。発表内容として星野議員さんの戦争についての見解と異なるものであったのかもしれませんが、私としては、今の時代に生きている一人の子どもの率直な思いであり、この考えはこの考えとして受け止めてあげなければいけないのだと思っております。

一番大切なことは、戦争という全ての人たちを不幸にする行為は絶対にあってはならない行為だと子どもたちには感じてほしいと願うところであります。

星野議員 ありがとうございます。

ぜひ、偏りのない教育のできる教師を教育することも大切かと思しますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元に資料が配付してありますが、先日、青年海外協力隊の小林所長さんにお会いしたところ、飯島町の中学生に協力隊の施設の見学をしてほしいとお願いされました。

伊南の地で2年間の勉強を経て途上国に旅立つ青年の話を聞くのは将来にも役立つと思いますし、年内には海外の生活が映像として分かる施設もできるそうです。

校外学習の一環としてお考えいただけることはないでしょうか。お伺いいたします。

教 育 長 御質問ありがとうございます。

青年海外協力隊の活用についての御質問であります。

子どもたちがこれからのグローバル社会で生きていく上で、世界各国の文化等に触れ学習していくことは大変意味のあることだと考えております。

教科は学校において検討していただくわけですが、星野議員さんからの御指摘のとおり、飯島町は近くに青年海外協力隊の施設があるという恵まれた環境にあります。そのお力を借り、世界の様々な国について子どもたちが理解を深め学習する機会は重要であると考えております。

コロナ禍で途絶えていた——かつてはこの関わり、学習する機会はあったようであり

		ますが——今後、コロナ禍の中でありますけれども、子どもたちが学んでいく場面の1つとして、今日いただいた資料のプログラムであるとか、あるいは青年海外協力隊の方たちに学校のほうへ来ていただいて学習するとか、そんな機会を前向きに検討してまいりたいと考えております。
星野議員		ありがとうございました。 ぜひ協力隊の活用をして、世界に羽ばたける飯島の子どもたちを育てていただくように、よろしくお願いします。 これで一般質問を終わります。 〔星野議員復席〕
議 長		ここで休憩を取ります。再開時刻を3時10分とします。休憩。
休 憩		午後2時48分
再 開		午後3時10分
議 長		会議を再開します。 一般質問を続けます。 11番 宮脇寛行議員。 〔宮脇議員質問席へ移動〕
11番 宮脇議員		それでは、私のほうから9月の一般質問について確認をいたします。 質問事項としましては、「飯島流ワーケーション事業について」、それから2つ目として「防災対策について」、それから3つ目として「基幹産業の農業支援について」、確認をしていきます。
議 長		それでは、通告に従って質問を……
宮脇議員		宮脇議員、宮脇議員、大丈夫ですのでマスクを外していただいて。 毎回すみません。（マスクを外す）御指摘いただきありがとうございます。 それでは、「飯島流ワーケーション事業について」確認をいたします。 地元田切区の議員としては、飯島流ワーケーション事業が区に直接関わる最も大きな事業であることより、確実に成果を残したいと考えております。 過日、総務産業委員会でトレーラーハウスについて現状の予約状況や課題について所管課と懇談いたしました中より幾件か確認します。 初めに1番目として移動手段について確認をいたします。 公的交通機関で町に来て利用される方が食事や観光に行く場合の移動手段が課題と聞いていますが、どのような移動手段を考えているのか確認をいたします。 〔下平町長登壇〕
町 長		お答えいたします。 飯島流ワーケーション事業につきましては、事業開始から5か月が経過したところでございます。この間、コロナでキャンセル等も発生しましたがけれども、いろいろの方に

御利用いただき、多くの御意見もいただいてまいりました。新たな課題も浮き彫りになってきておりますので、一つ一つ解決し、よりよい施設や仕組みづくりを構築してまいりたいと考えております。

詳細につきましては担当課長から説明申し上げます。

〔下平町長降壇〕

地域創造課長

公共交通機関を利用してお越しいただくお客様に対しての交通手段でございます。

現状は提供できるサービスがないというのが現状でして、対応が遅れているところでございます。

今年度のワーケーション推進協議会の取組の中で、お客様が移動しなくても町内の飲食店の味を味わえるミールキットやテークアウト等のシステムの構築、また体験プログラム参加時の送迎方法などについて検討するようになっております。

今までに施設を利用された方々は全て自家用車でお越しいただいておりますので、今までに現実の事例はございませんけれども、この部分については早急に対応できるよう体制づくりを進めてまいります。

宮協議員

分かりました。

確かに今までに事例がないということでしたけれども、今の中ではいろいろなシステムを考えているということでもありますけれども、その中で、いろいろの食堂に行ったり、またはテークアウトの店はどんなところがあるかっていうようなものがあつたっていうことなんですけれども、車で移動するときに、やはりそれがどこにあるかっていうことも分からないっていう方がありますので、ぜひマップかなんかで分かるようにしてもらうのが1つの手段として今後は活用できるのかなあというふうに思いますので、そんなことも御検討願えればと思います。

それでは2つ目の質問でございます。

6月の一般質問でi i ネイチャー春日平の案内板が見つらいということで話をさせていただきましたけれども、協議会で検討するとの回答でございました。その後、検討についてはどのようなことが検討されて、対応をどういうふうにするのかっていうことについて決まったことがあればお伺いします。

地域創造課長

案内看板の設置の位置や大きさ、それからデザイン等につきましては、町の屋外広告物条例に沿いまして飯島流ワーケーション推進協議会事務局内にて検討しまして、周辺の景観に配慮した結果、現在のものを設置しておるところでございます。

今のところ利用者からの看板に対する苦情等は寄せられておりませんので、協議会の中でも検討しましたが、現状のままで様子を見ていきたいという考えでございます。

なお、施設を利用される方には、このような看板が道のところにありますよと、そういった情報発信に心がけているところでございます。

宮協議員

今、現状のままということだったわけですがけれども、過日、地域おこし協力隊の方に伺ったんですが、やっぱり多くの方が車で移動してきてグーグルマップで確認しているということの中で、特に不便は感じていないということでしたけれども、近隣へのアピールのためにも看板は目立つもののほうがいいのかあつていう感じがしますの

	で、その辺のところをちょっとまたお考えいただけることがいいのかなあとしますので、お願いをいたします。 それから、次に3番目でございますけれども、予約状況でございますけれども、6月の定例会の確認のときにはお盆の間は全て埋まっているというような状況だったと聞きました。たしか34件がそのときの予約実績だったと思いますけれども、今の町長のお答えのとおりで、コロナ第7波の影響でお盆の予約がどうもキャンセルされたということも聞きました。 そんな中で、現状の予約状況と、目標が96件というふうに聞いておりますけれども、この達成が今現在で可能なのかということについて御確認いたします。
地域創造課長	最新の予約状況につきましては、繁忙期でございます8月9月10月の週末を中心にコンスタントに予約が入っている状況でございます。 今年度の目標数値につきましては、8月末までの実績と10月までの予約の宿泊数、これが47泊でございますので、先ほど議員のおっしゃられた96泊に対しまして49%ほどの達成率と現状はなっております。あと半分、頑張って目標達成に向けてさらなる情報発信等に努めてまいりたいと考えております。
宮協議員	この件は、私もちょっと何とかいいプログラムがないのかなあと考えました。今日の一般質問の一番最後に時間があれば、各課、関係する課と一緒にこんなプログラムができればいいんじゃないかなあというようにことをちょっと提案させてもらいたいと思っていますので、ぜひその辺は御検討いただければと思います。 それでは次の質問であります。 今の予約状況でも週末についてということがありましたけれども、週末についてはある程度入ってきているということでしたが、私も何回か現地を確認しております。平日の宿泊っていうのは何回も行きましたけれども1回も確認することができませんでした。平日の利用拡大策っていうのが非常に重要かと思うわけですが、今の平日の利用拡大策について何か検討していることがあればお聞かせ願いたいと思います。
地域創造課長	本事業はワーケーションでございますので、本来であれば、会社に出勤するのではなくi i ネイチャーを利用して仕事をさせていただく、そういった想定もありますので、平日の利用もある程度あつてよいのかなあという部分もあるかと思います。 平日の集客に最も有効な手段としましては団体での利用を確保することと考えております。そのため、企業の人事部、また福利厚生部門に営業をかけまして、安定的かつ継続的に集客できるよう努めておるところでございます。 また、料金体系につきましても利用者ニーズを把握した中でよりよいシステムの構築を研究してまいりたいと考えております。
宮協議員	企業への働きかけは非常に重要だと思っています。 過日伺ったところでは、担当の方が名古屋方面とかに出かけて、そんなようなことで取組をしているということがあったんですけども、具体的に1件でもそんな事例がありましたでしょうか、お聞かせください。
地域創造課長	東京方面、それから名古屋方面、いずれも担当職員——私は東京のほうに行ってまい

りましたが——企業の皆さんは大変興味深く思って聞いていただいております。

ただ、実際にすぐにじゃあ企業としてそういった i i ネイチャーを使おうっていう決断は、なかなかすぐにできるものではないということでございます。

我々としては、そういった話を聞いていただいた担当の方に、とにかく飯島に1度来てトレーラーハウスに泊ってみていただいけませんかというところから進めてまいりたいなあというふうに思っております。

担当が行ってきた中で、名古屋でも一、二件、非常にちょっと脈を感じたという報告もいただいておりますので、大事につながりを持っていきたいと思っております。

宮協議員 今、いい感触があるけど、なかなか前へ進まんという、そういうようなお答えでございました。

確かに、企業でワーケーションというためには、企業っていうのが非常に大きな的であるなあということは感じております。そんなことを前向きに取り組みながら、何とかいい方向に動いていけるように私も応援したいと思いますので、頑張っていただきたいなあ、そんなように思います。

続きまして5番の確認でございます。

アルプスの名称の掲示ということで以前にもお願いしたわけですが、車内にはすばらしくきれいなアルプスの山々が掲示されているというふうにお聞きしました。ところが、どうも屋外には見当たらないなあという感じで見てきましたけれども、屋外には掲示を行わないのか、その辺をちょっと確認したいと思います。

地域創造課長 よく観光地に設置されている屋外の展望看板のようなものにつきましては、いろいろな場所に設置されておところを見かけるわけですが、こちらも賛否両論いろいろあるわけでございます。今後、利用者の方の意見も踏まえつつ、敷地と周辺の景観との調和を図りながら判断してまいりたいと思っております。

なお、先ほどの施設への案内看板もそうですが、現在の流れは、上伊那地域の産官学民が一体となって景観形成に取り組んでいる三風の会という組織がございまして、そこで看板や標識などを設置する場合の色や大きさなど、同じデザインで作りましょうという取組がされております。その統一デザインは、あまり派手ではなく、大きさもできるだけコンパクト、こういうふうになっております。とにかく自然環境、景観に配慮することを第一に考えておるのかなあというふうに思います。

これから標識や看板などを作成、設置する際にはこのような考え方に沿った流れに一部はなっていくのかなあというふうに思っておりますので、またよろしく願いしたいと思います。

宮協議員 理解しました。

そうですね、そうはいつでも車内には大変きれいな中央アルプスまたは南アルプス、仙丈のようなものがきちっと見えているということでもありますので、利用された方はそれを見て、ああ、あの山がそうだなということは確認できるかなあと思います。行政側の考え方も十分理解できますので、この件については今後触れることはないと思います。それでは次に進みます。

私の今日の大きなテーマの「防災対策について」確認をしていきたいなあと考えております。

昨年のお盆の豪雨によりまして、天竜川から田切区中平地籍、こちらへの越水の心配ということがありまして国土交通省のほうに陳情した越水対策についてちょっと確認をしていきたいなあと考えています。

特に近年は百年に一度とか二百年に一度というような大雨が毎年のようにあるわけで、こんな中で集中豪雨が多発しているということから、隣接する地域では大変心配をしているわけです。

その中で、陳情したことについての状況について最初に確認します。

2 番目の 1 として、中田切川から天竜川合流点の土石の搬出を行うということでありましたけれども、実施時期はいつでしょうかということと、また当面は土のうにより危険性を軽減するということを言ってくださいましたけれども、いまだに土のう等の実施がされていません。いつ実施されるのか確認をできていましたらお答え願いたいと思います。

建設水道課長

議員からの御質問の田切区中平地籍につきましての越水の関係でございます。

1 級河川中田切川のこの場所ですけれども、最下流で天竜川との合流部に隣接する箇所でございます。昨年 8 月の集中豪雨によりまして天竜川堤防の 1 メートル下まで水位が上昇をし、越水の危険が生じました。

昨年 9 月、地元田切区会及び自治会から護岸の改善工事や越水対策の御要望をいただいたところでございます。

それを受けまして、町では、昨年 10 月、地元役員の皆さんと一緒に天竜川上流河川事務所にその対策について要望を行ったところでございます。

中平地籍を含めた中田切川の下流部につきましては、天竜川上流河川事務所において、現在、砂防事業を進めていただいております。令和元年から令和 3 年にかけては測量及び設計を実施、今年度からは用地の契約、その後、護岸工事に進んでまいります。護岸の完成は数年先になる見込みでございます。

御質問の関係を天竜川上流河川事務所に確認しましたところ、砂防事業による護岸の完成はまだ数年先になるため、当面の越水対策として緊急時の場合は水防用の備蓄資材により対応するという、土石の搬出時期は今のところまだ決まっていますが、対応を現在検討しているという回答をいただいております。

町といたしましても対応いただけるよう引き続き要望をしてまいります。

宮脇議員

確かに、これは町がやることじゃないんで大変難しいと思いますけれども、そうはいっても、今年の例を取ると東北地方は物すごい水害が発生しておるわけですね。先ほど言いましたとおりに百年に一度、二百年に一度っていう大雨が毎年のように起こっているという状況では、やはり何らかの見えるものがないと地元としては本当に心配していると思いますので、ぜひ強力に働きかけて、動いているんだなあとということが見えるような形で地元のほうに周知できれば少しは安心するのかなあと、そんなふうに思います。

確かに下流域の砂防事業は 10 年後に完成するかなというような大きな事業でありま

すけれども、それまで我慢しろじゃなくて、少しずつ対策が動いているなっていうのが見えるように、ぜひお願いをしたいと思います。

次に2つ目でございます。

これも昨年少し確認したわけですが、2019年の大雨で中田切の上流が崩落して土砂が流れたわけです。そのときに第3・第4砂防堰堤がほぼ満杯の状況ということを知っておりますけれども、今回の摺鉢窪の亀裂問題っていうのがあって以降、中田切は大丈夫かという、こんな心配がされております。

この砂防堰堤の土石の搬出を早期に搬出することで地元民の心配というのも少し和らぐのかなあと、そんなふうに思いますので、土石の搬出っていうのは町側にこんなふうにやりますよっていう計画が示されたかどうか確認いたします。

建設水道課長

1級河川中田切川におきましては、天竜川上流河川事務所におきまして砂防事業を実施していただいております。

御質問の土石の搬出でございますが、近年では令和元年から令和2年にかけて中田切川ふれあい橋上流の河川内に堆積した約4万立米の土石搬出を実施していただきました。

また、令和3年には猿ヶ城用水取水口の下流に新たな砂防堰堤1基が完成したところでございます。

御質問の砂防堰堤の土石搬出の実施時期はいつかでございますが、天竜川上流の事務所に確認いたしましたところ、搬出の時期についてはまだ決まっていないところですが、堆積の状況に応じ搬出は行っていくということでございます。

また、現在、中田切川の砂防堰堤については大雨の際でも土石の捕捉能力は有しているということでございますが、今後も砂防堰堤の効果が持続できますよう土石の搬出を含めた定期的な管理や監視を行っていくとの天竜川上流河川事務所の見解でございました。

町としましても下流域の皆さんの安全・安心を守っていくために引き続き天上のほうへ要望してまいります。

宮協議員

分かりました。

ただ、今回の摺鉢窪の件では、先ほども町長のほうから2つほどの堰堤で崩落したものは全て捕捉できるというような御回答がございました。今の数値的なものっていうのは見えないと思うんですが、第3・第4砂防堰堤で補足が可能だということと、併せて下流域では土砂の搬出を実際に2年かけてやっていただいておりますし、その下流には流木止めを含めた堰堤を造っていただいております。そういう面では、ある程度、何とか安全性を確保できるのかなあと、そんなふうに思っておりますけれども、ぜひ国のほうに積極的に働きかけていただいて早期の搬出ができるようお願いをしたいと思います。

それでは3番目に移ります。

今日の午前中にハザードマップについて片桐議員のほうから話がありましたけれども、ハザードマップには、田切公民館の周辺だとか与田切川の左岸、それから本郷地区の第

	1の北側あたり、この辺に土砂災害警戒区域や特別警戒区域っていうのが黄色と赤でしっかり記されているわけですが、この地域は、やはり地震とか集中豪雨によりまして土砂災害の発生が予測されるということでこういう形になっているかと思うわけですが、この土砂災害区域を改善するというような計画、これはどのような計画に沿って改善を進めていくのか、進めようとしているのか、その辺を確認したいと思います。
建設水道課長	土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域につきまして住民への周知、警戒避難体制の整備対策を推進するため、平成12年、土砂災害防止法が制定されました。 この法を受けまして、長野県では地域の基礎調査を実施し、土砂災害のおそれのある区域につきまして土砂災害警戒区域等の指定を行っているところでございます。 さらに、各市町村ではそれらをまとめハザードマップを作成し、飯島町においても各戸へ配布し周知を図っているところでございます。 議員からの御質問、改善対策はどのような計画に沿って行われているかにつきましてですが、土砂災害特別警戒区域につきましては、町内のみならず、長野県内、日本各地に多く点在しております。国や県の対策は、まずはレッドゾーン等に高齢者施設、病院及び避難所などがある場所、また過去に災害が発生した場所など、緊急性の高い箇所から優先的に取り組んでおります。 町内ですと、高遠原地籍の矢の沢砂防、また高遠入沢の砂防工事などがそうでございます。 町といたしましても、定期的に国、県とパトロールを実施し現地の状況を確認するとともに、危険箇所については必要な改善対策を国や県に要望しているところでございます。
宮協議員	イメージとすると、今のお答えというのは、町として独自に改善をする計画っていうのはなくて、必要だと思うところについて国や県に要請をしていくという位置づけっていうふうに理解してよろしいでしょうか。
建設水道課長	町の中の管理、川ですとか山のほとんどが国、県が管理するところでございます。また、そういったところが多くこういった指定箇所になっておりますので、レッドゾーンを解消するっていうことになりますと、まずはそこを所管している国や県に要望をし、改善をしていただくということでございます。 町の施設がそういったことになっていけば当然町のほうで行うところでございますが、特に砂防は県の所管になりますので、そちらのほうへ要望していくというスタンスでございます。
宮協議員	ということは、田切公民館周辺、与田切川左岸、それから本郷の第1の北側、この辺は国や県が対策をしていくという地域というふうに理解してよろしいでしょうか。もう一度確認します。
建設水道課長	今言われたところは、具体的には県にまずは要望していくという箇所になります。
宮協議員	分かりました。

先ほど過去に災害があったところを中心に改善を進めるということでお話があったので、そのことを踏まえて次の質問に入っていきたいと思います。

本年度、議会のほうで自治会の懇談会ということを進めていました。これはその中で出されたことでありまして、特に、ちょっと自治会名を言いますけれども、三澤自治会、こちらのほうから出された意見について、関係しますので4番5番6番と一緒にちょっと確認をしていきたいなあと、そんなふうに思っています。

三澤自治会というのは町が住宅化した地域だということ、それからここが土砂災害警戒区域や特別警戒区域になっているということでもあります。その中で、懇談会の中で防災への対策っていう希望がありました。

幾つかあったわけですが、1つは郷沢川の水の分水っていうことを考えているかということ、それから実態を見たときにどんな対策が必要なのか考えているかということもありまして、特に実態を把握していないので分からないっていう話をしましたら、議員がそんなことなんで改善が進まねえんだというふうに随分叱られたように記憶しております。

この地域は昭和58年の10号台風により大きな災害を経験しております。こんな中で、護岸工事の未実施の箇所、それから一部崩落しているんじゃないかなというような箇所、それから郷沢川の堰堤や川底の改修工事、こんなようなことの要望があったわけですが、この件につきまして現状の計画があるかどうか確認をいたします。

建設水道課長 御質問の箇所につきましては、三澤自治会の北側に土砂災害特別警戒区域がございまして、急傾斜地に指定をされております。それに沿って1級河川郷沢川が流れているという箇所でございます。

護岸の一部がないところですか土砂の崩落の対策ということで、まず、現地のほうは1級河川っていうこともございまして、県の伊那建設事務所に現地の確認をしていただきました。

現在、計画があるかという部分につきましては、現在、計画はございませんということでございますので、お答えとしましては現在のところ改修等の計画はないという県からの回答でございます。

宮協議員 すみません。今は計画がないということですが、働きかけは進めていただけたというふうに理解してよろしいでしょうか。

建設水道課長 言葉足らずですみません。

まず、護岸が未実施の箇所が5メートルほどあるかと思います。川の流れはいつ変わるかわかりませんので、そういった未整備の箇所につきましては、県の現地調査がございまして、町としましてもそちらの調査箇所として要望をしていきたいと思っております。

また、山側から崩れてくる、そちらがレッドゾーンということになっておりますので、そちらについても現地調査の箇所として要望をしていきたい、町としてはそういう対応を考えてございます。

川底についても同様でございます。

宮協議員	この懇談会の後に、ちょっと現地に私一人で行ったわけですが、よく分からんなあということで、最初見たところをもう一度、自治会長にお願いして案内をしていただきました。確かに、今、課長のおっしゃられたように5メートルほど、何で未実施なのか分からないんですけれども、護岸工事としてしていないところ、それから一部崩落しているというようなところがありましたので、ぜひ取り組んでいただきたいなあと思うわけです。
	あわせて、その地区には消防団詰所っていうのがあります。その詰所のすぐ脇を、トンネルっていう言い方がいいかどうか分からないんですけれども、トンネル状のもので、郷沢川がトンネルの下を通って流れているわけですが、大水が発生すると流木等でトンネルをふさいでしまう危険性があるということでもあります。トンネルをふさぐと水が三澤自治会を流れるということがありますので、郷沢川の流れを変えるような手だてっていうのは何かあるかなあというようなことを思っているわけですが、その辺のことを県のほうは、または国のほうはどんなふう考えておいででしょうか。
建設水道課長	まず御質問の箇所でございますが、町道高尾本線と郷沢川が交差する箇所で、消防の詰所がある場所になります。その下流側に三澤自治会が隣接をしているという位置関係でございます。
	こちらについても伊那建設事務所に現地の確認をしていただいたところなんですけれども、県からは、まずトンネルについては河川断面が確保されているので流木等によるふさがりは可能性が低いんじゃないかとの見解でございました。
	ただ、上流を見に行きますと、上流には堰堤があるんですけれども、やはり近年のような集中豪雨があれば流木等が流れ出る可能性もありますので、まず町としてはそういった箇所の監視を行ってまいりたいと考えております。
	水の流れを変えるというところについては、まず県のほうについては計画がないということです。
宮協議員	分かります。分水を考えたときに、これはちょっとできないなあというのは私も確認しました。
	それから、今、流木なんかは、上流のほうへ行くと川の脇に伐採した木で使用できないようなものが散見されますね。そういうものを取り除くっていうのも対策の1つかなあと思いますので、そんなことも御検討いただければということで、次の質問に移ってまいります。
	次に「基幹産業の農業支援について」確認します。
	6月の一般質問で政府が検討している水田活用の直接支払交付金見直しについて町の考えを確認しましたが、町は「これまで生産調整に協力して転作作物への転換による水田活用に尽力してきた農業者に対し非常に大きな負担を強いるものであり、地域農業の衰退が懸念される誠に遺憾な内容である」ということで、地域と連携を取りながら地域の実情に見合う農業振興上の適切な措置を取るということで国や県に働きかけるということでしたけれども、その後どのような状況になっているか確認をいたします。
産業振興課長	これは前回の一般質問から継続になってまいりますけれど、国は水田活用の直接支払

交付金の制度を見直し、令和4年度から8年度までの5年間で1度も水張りが行われな
い農地は交付対象から外すとの方針を示したことにつきまして、町としましては、これ
まで生産調整に協力してきた農業者に大きな負担を強いるものであり、地域農業の衰退
が懸念されることなどから、県議会農政林務委員会や長野県町村会を通じて県、国に対
して就農意欲の低下や耕作放棄地の増加につながることを防ぐよう地域の実態に即し
た運用を図るように働きかけを行ってきたところでございます。

それで、ただいまの質問のこの働きかけに対しての回答でありますけれど、現在、こ
ういったものに対する回答はございません。

しかし、7月に国からこの件に関する調査が入りまして、町としては、農業経営を圧
迫すること、また畦畔を壊すおそれがあることなど、この制度の見直しの内容がこの地
域にとっては困難であることを報告させていただいております。

今後とも水田活用の直接支払交付金の見直しの動向に注視しながら、地域の農業振興
につながるよう働きかけを行ってまいりたいと思っております。

宮協議員

取りあえず今の取組としては、町側はその程度が精いっぱいかなあと私も理解をいた
します。

ただ、非常に重要な問題でありまして、この件は、どうしても私個人としては何とも
許し難い方向性だなあと思っております。何とかこれを阻止するような方向で持って
いていただきたいなあと、そんな思いを強くしておるところでございますので、どう
かひとつ積極的にこの件については地域と一緒に頑張って取り組んでいってもらいたいな
あと、そんなふうに思っております。

ちょっと駆け足になります。

2つ目ですけれども、農業支援について、去年は米価下落、減収というところで支援
が行われて、大変有意義な支援だったと評価しております。

本年も米につきましては引き続き下落の状況が続くと懸念されている中で、さらに農
業資材や燃料、肥料等が大幅な値上げになっているところでございますけれども、大規
模な農業法人や農家に対しては支援が届いているなあとこのように感じておりますけれ
ども、小規模な農家や家族経営の農家ではどうもあまり活用されていないなあと、目に見
えないなあとというような気がして仕方ありません。

特に小規模農家、それから経営規模の小さい家族経営農家に特化した支援っていうの
が何かなかなあと思っているわけですが、町側としてはその辺のところをどん
なふうに考えているのかお伺いします。

産業振興課長

まず国の状況なんです、国では農業に関する様々な課題を解決するために集約化、
大規模化を推し進めており、小規模農家に特化した支援っていうのはなかなか見受けら
れません。

しかしながら、日本の農地の約4割は当町のように山あいの土地であり、集約化や大
規模化、大型機械化では解決できない実情は御指摘のとおりであると考えております。

町営農センターでは、専業農家はもとより、小規模農家も、それぞれが農業を続けら
れるよう集落営農による小規模農家の支援を行っているほか、支援策を講じる際には小

	規模農家も含む多様な農業を後押しできる制度となるように取り組んでいるところであります。 本年度から新たに農業後継者育成支援補助金、また収入保険加入補助にも取り組んでいます。 それと、今回の9月本会議にも提案しておりますけれど、農業資材等物価高騰対策、これも小規模の販売農家も対象としたもの、そういった補助制度としておりますので、御承知いただきたいと思います。 それと、今の御質問をお聞きする中で、もう少し情報発信にもいろいろ工夫が必要かなと思います。ホームページだけでなく、今、営農センターではLINEによる営農情報の発信をして、120 ほど登録もあるんですが、この部分はさらに拡大していきたいなと思っております。 それと、場合によっては活字で分かりやすくチラシを作成していくっていうような方法で小規模農家の皆様にも情報が行き渡るような、そんな工夫も必要かなというふうに感じ取りました。
宮協議員	そうですね。今おっしゃられた情報発信、これは、私もそうなんですけれども、目で見て、紙で来ると、ああ、こういうことをやっておるんだなっていうことが十分理解できる世代が結構多いんじゃないかなあとと思います。ぜひそんな方向で取り組んでいただくことで小規模農家に支援が届くのかなと、そんなふうに思います。 時間が来てしまいました。まだ2つほどありましたし、私からの提案っていうようなこともありましたけれども、これは後日直接それぞれの課に行って少し提案させていただいて、私の今日の一般質問は終わりにいたします。 ありがとうございました。 〔宮協議員復席〕
議 長	以上で本日の日程は全部終了いたしました。 これをもって散会といたします。 お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午後4時00分

令和4年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年9月6日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
堀 内 学	1 地域おこし協力隊の活用について 2 専門職の配置について 3 公用車の更新について
坂 本 紀 子	1 自治会が管理をしている河川について 2 レディースファームの事業内容を問う 3 2028年国体ホッケーサブ会場としての柏木運動場整備について
三 浦 寿美子	1 給食センターの運営上の課題への対応は 2 町道・県道などの草刈りの住民負担の軽減を求めるが
浜 田 稔	1 旧統一教会と教育委員会・町との関係の有無を問う 2 安倍元首相葬儀への弔意要請に対する教育委員会の立場を問う 3 飯島流ワーケーション（i i ネイチャー春日平）事業提案時の説明に対比して、現在の運営状況の詳細を問う

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 小林 美恵
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和4年9月6日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりです。 日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 8番 堀内学議員。 〔堀内議員質問席へ移動〕
8番 堀内議員	それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。 今回は、地域おこし協力隊の活用に関する質問、各課の専門職についての配置、さらには公用車についての質問をさせていただきたいと思います。 まず1つ目としまして「地域おこし協力隊の活用について」でございます。 令和3年度でございますけれども、今現在6,000名ほどが地域おこし協力隊として全国で活躍をされているという話でございます。その中で、地域おこし協力隊を採用している数は日本で2番目に長野県が多いというような情報になっておりました。人数としましては428名だそうです。 ちなみに、1位は北海道、土地も広いし地方もたくさんあるということで、たくさん採用するということで821人だそうです。 協力隊が長野県に来て活躍したい、活動したいと思っていただけているということは、地域活性という中でも大変いいことかなあというふうに思っております。 飯島においても数多くの協力隊員に活動に来ていただけているということから、飯島の魅力というものをしっかり知ってもらいたいいい機会になるのかなあというふうに感じているところでございます。 昨年度の一般質問にてどんな人が活動に来てほしいかというところで、町長から地域おこし協力隊として採用する人材については、最大限の理想といたしまして地元の人や文化に関心を持って地域になじみ人々に耳を傾けることができる人材で、活動中も退任後も何か新しいことを仕掛けられる想像力や実行力を持った人というものを採用していきたいというふうに御回答いただきました。 まず、そこで1つ目の質問です。 前回の昨年9月の一般質問からですが、そのような隊員っていうのを採用することができたのかどうかっていうのをお尋ねいたします。

町 長	〔下平町長登壇〕 お答えいたします。 昨年度は4月と5月にそれぞれ1名ずつ、計2名の協力隊員を採用いたしました。 簡単にお二人を紹介させていただきますと、1人目は伊藤沙季さん、農業研修と関係人口創出に取り組んでいただいております。既に住居や果樹園も取得されており、明るく元気に活動していただいております。 2人目は滝絢名さん、ワーケーション事業に取り組んでいただいております。新たに始まった新事業ですので大変な部分もありますけれども、元気にお客様をお迎えし、おもてなしの心で対応いただいております。 いずれの方も社会経験の浅い隊員ですけれども、若さを生かした発想でそれぞれのミッションに創意工夫しながら取り組んでいただいております。 後半の任期も事業に直接関わる担当者と連携して活動の幅を広げるなど、さらなる飛躍に期待しているところでございます。
堀内議員	〔下平町長降壇〕 ありがとうございます。 伊藤さんにつきましては、来て御結婚していただいたということで、昨年の私のように喜ばしいことになったのかなあというふうに感じておるところでございます。 お二人ともすごく活躍をされているというのは私も耳にしておるところでございます。 その中で、昨年度9月時点では12名ほど隊員がいたという話を聞きましたけれども、現在は入れ替わり等がありまして何名ぐらいになっているのかというのを改めてお尋ねいたします。
地域創造課長	現在は6名が活動しているところでございます。
堀内議員	12名から6名に少なくなってきたということではございますけれども、減ってしまった要因は何かありますかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。
地域創造課長	協力隊を募集する募集要項を町のほうで作って募集をかけるわけなんです、ちょっと今はお願ひするミッションがないということで、協力隊の制度は有効に使っていこうということで常々検討はしておりますが、たまたまちょっとそういったお願ひ、募集をするというミッションが今のところなかったということで採用が少し少なくなっているということだと思います。
堀内議員	ミッションがないという御答弁をいただきました。 私の考えとすると、コロナ禍でもあり、数多くの問題が出てきていると思われれます。事業にしる関係のつくり方にしろ、いろいろ多分問題が出てきている中で、それを新しい考え方でおこしてもらおうというのが多分地域おこし協力隊のいいところなのかなあというふうに考えておりますので、ぜひ積極的に採用をしていただきたいなあというふうに思うところでございます。 少し話は変わりますが、地域おこし協力隊の任期自体は、通常は3年までということで、ほかの人は2年とか1年で終わる人もいますけれども、今回、新型コロナウ

	イルス感染症により影響を受けた協力隊については任期が延長できますよと、最大で2年間延長できますよというものが昨年の12月末に創設されました。延長する要件といたしまして、まず隊員が希望をしていること、その後に自治体が任期の延長が必要であると認めたことというふうに規定がなされております。 今回1名の方については延長されたのかなあというふうに把握をしておりますけれども、町として任期の延長が必要であったという理由と、ほかの退任された隊員についてはそういう延長の希望がなかったのかどうかをお尋ねいたします。
地域創造課長	任期の延長につきましては、協力隊員のほうに情報提供はしております。その中で1名の方から延長をぜひお願いしたいという申出がございました。議員のおっしゃられたとおり、町としてそれが必要なのかどうか理事者等とも協議しながら、もう一年やっていただくということになっております。やっぱりコロナ禍で令和3年度に計画した事業がほとんどできていないということでもあります。したがって、十分ではないというふうに行政としても判断しまして、もう一年頑張ってくれということで延長しております。
堀内議員	そういたしますと、12名いた中で2名増え、14名から6名になったということで、恐らく8名ほど退任された中で1人だけ延長があったということですが、ほかの7名につきましてはコロナ禍でも目標は達成できたというふうに、希望がないっていえばそうなのかもしれないですが、任期でミッションが達成できているものなのかどうかというのをお尋ねします。
地域創造課長	議員のおっしゃられたとおり、まず本人の希望というのが第一でございます。それがなかったということで判断いただきたいと思います。
堀内議員	ありがとうございます。 ちょっと見方を悪く考えると、ほかの隊員についてはもう一年やりたいなっていう希望がなかったというふうにも捉えられてしまうのかなあというところではあります。あとは、目標を達成してしっかりやったというふうに捉える方もいらっしゃるかと思います。 そこで、1—2に移っていきます。 任期満了後の定住率について伺います。 令和2年度につきましては任期満了した協力隊員全員の方が飯島町に住んでいただけたという大変喜ばしい結果となったというふうに私は感じております。 については、協力隊の方に町長の言われる魅力がしっかり伝わっているという部分があったのかなあと思いますけれども、令和3年度に退任された方について定住率はどういうような数字であったのかお尋ねいたします。
地域創造課長	昨年度退任された協力隊員は2名ということで、9月現在、いずれも町内に定住いただいております。 定住率ということで、ちょっと年刻みでお話させていただきますと、令和3年の4月1日現在では定住率が51.72%となっておりますが、令和4年の4月1日現在では54.84%と3%くらいの増というふうになっておりますので、よろしくお伺いいたします。

堀内議員	2名の方が退任されて、町内にいるということでございますが、9月の時点で12名いて2名だと残り10名かなあと思うんですけれども、あとの4名に……。違うなあ。6名のうち……。4名か、4名の方については任期途中で辞められたという認識は間違いないでしょうか。
地域創造課長	任期途中で辞められた隊員もおいでになります。
堀内議員	どちらかというと、6名辞められている中で2人は全うされて町内にいますよという中で、その4名については、やっぱり任期途中でいなくなっている、辞めて違うところに行っているのか町内に残っているのかはちょっと分からないですけれども、そうなる数値的にも——本当は6名辞めているはずですので、2名で100%というわけにはいかないかなと。
	4名の方が辞めて町内にいるかどうかはちょっと分からないですけれども、定住率ついうところでは町の魅力がちょっと伝わっていないのかなあという部分もあるのかなあと思いますけれども、その4名の方については町内にいるかどうかというのがもし分かれば教えていただきたいのと、もしそれで飯島に住んでいないのであれば、その4名の方については何か要因があったのかどうかというのを改めてお聞きします。
地域創造課長	4名のうち飯島町に今現在住んでいただいております方は先ほどの2名、あとの2名は町内にお住みになられておりません。この2名の方も御結婚されて、飯島町以外ですが、県内のほうでお暮しになるというような方もいらっしゃいますし、それぞれ自分の生活の事情ということで定住をいただいていないということをお願いしたいと思います。
堀内議員	隊員は、様々に来ていただいて、ミッションをしていただく中で様々な理由が出てくる、それは承知するところではございますが、できれば飯島町に定住をしていただきたいというところをしっかりと持っていただけるようなサポートをしていただきたいと思います。
	では1―3のほうに移ってまいります。民間との協力関係でございます。
	協力隊員が任期を満了した後、飯島で民間の一人として事業をしていく、そのためには自分一人でやっていくというのはなかなか難しいと、いろんな人の協力を得て事業をしていくものが民間の活動であるというふうに私は考えております。その中で周囲の人と協力をしたりアドバイスを得たりということが大事なかなあと思います。
	その中で、コロナ禍ではあるかもしれませんが、町民に協力隊が今何をやっているのか、どんなことをしているのか、何人いるのか、そういうのがなかなか知られていないのではないかとこののを周りとお話をしていると聞くところでございます。
	現在、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどを拝見させていただきますと、先ほどの新しい2名、伊藤さん、滝さんについては日々更新をしているものがある、面白い発想で更新しているなあというのは拝見させていただきました。また、渡部さん、嶋田さんという方も少しいろいろと更新されているなというのを拝見できました。あとの2人についてはあまり情報がないところがあるかなあというところでございます。
	また、ほかの隊員もそうですけれども、どこかの会に参加して周りで頑張っているなあという話も聞こえないところでもございます。

	改めて飯島町の地域おこし協力隊の設置要綱というものを確認させていただきました。すると、第9条に「町長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる必要な事項を行うものとする。」と規定されています。その中に「(2)隊員の活動に関する住民への周知」というものを掲げております。 そこで、町として隊員が町民や民間事業者の方としっかりコミュニケーションを取ったり、つながる、話し合う、そういう機会っていうものを積極的にやっていく必要があると考えますけれども、町の中の考えとしてどう捉えているかお尋ねいたします。
地域創造課長	協力隊員の事業内容や活動の進め方にもよりますけれども、今までも隊員自身の活動の中で民間、個人事業者等も含めまして協力関係を築いてきたというものもございます。 町では隊員の自主性や行動力を尊重しておりまして、隊員自らが積極的に民間とつながりを持つことが最良であるというふうに考えております。 しかしながら、あまりうまくつながりが持てない、飯島に初めて来て周りも分からないというところもございます。隊員とは懇談をする場を設けておりますが、相談があった場合は的確なアドバイスやサポートをしてまいりたいと思います。 また、先ほど御指摘いただきました住民への協力隊員の活動の周知、これにつきましても広報等で行ったり、議員のおっしゃられたウェブとかネットとか、そういうことで出しているところもございますが、一部十分ではない部分もあるのかなあと思っておりますので、その点についてはしっかり対応してまいりたいと思っております。
堀内議員	基本的には個人の自主性、積極的に民間につながりに行く、話に行くっていうところは、やはり事業をする経営者としても自分からつながりに行く、話に行くっていうのはとても大事なものだというふうに私も感じているところではございます。 しかし、なかなかぱっと来たところで誰に話に行きやすいやら、誰がその関係の人なのかっていうのは全く多分知らない状態でございますので、そこは町としてもしっかりとやはりサポートをしていただくという中で、若者はフェイスブックやツイッターを見て確認するかもしれないですけども、少し御年配の方とか忙しい方についてはなかなか知る機会もないので、しっかりそのあたりは、今は誰が地域おこし協力隊にいるんだろう、どんな活動をしているんだろうというのが日々分かるような仕組みづくり、そういうものが必要なあというふうに私も考えておりますので、積極的にしていただければと思います。 それでは1―4に移ってまいります。任期後のサポート体制ということです。 昨年度の質問の際に退任した全員に対して調査ができていない状況であるという説明がありました。任期満了後も飯島にしっかりと定住をしていただきたいという思いがある中で移住してよかったなあと思ってもらえる体制をつくるということなので、任期満了後のサポート体制、それが1年たった今どのような形で構築されているのか、改めてお尋ねいたします。
地域創造課長	退任後の協力隊員へのサポートといたしましては、制度面では協力隊の企業支援補助金を交付しており、そのほかには、昨年度からは退任前に隊員と懇談の場を設けてサポートをするよう行っております。

退任後、町内に在住されている元隊員の方々につきましては、一般の移住者の方々と同じような接し方となりますけれども、町との関係を保ちながら、悩みやトラブルがある場合は気軽に話していただけるようコミュニケーションを図っているところでございます。

また、協力隊員の任期中に行っている担当部署職員との情報交換の席上でも、退任後も気軽に相談してくださいということでお話をさせていただいております。

今後も協力隊員から相談があった場合は的確なアドバイスやサポートを行ってまいりたいと思っております。

堀内議員

しっかり隊員の方と話しながらサポートをしていただけるということでございますので、せっかく飯島町に来ていただいたという中で、隊員の任期が終わったときでも、ああ、やっぱり飯島町に来てよかったなあと、しっかり仕事もあるし家もあるし、つながりもあるし話す人がしっかりいるという中で、前回の答弁でもありましたけれども、やっぱり同じ年の知り合いをつくっていくということが必要だという話をされていました。

その中で、今はコロナ禍でやっていないですけれども、いいじま大縁会とか、町外の方と町民をつなぐ会というのはとても大切な会だったというふうに承知をしております。

また、なかなかできないですけれども、地域おこし協力隊のOB、OGの方とも話す機会っていうのも、いろんなアドバイスを、同じ境遇で働いた方からいいアドバイスがいただけるというような話も聞いておりますので、しっかりそういうところでつながりっていうものをつくっていくということが大切なんだろうなというふうに考えますので、そのあたりも含めて行っていただければというふうに思います。

それでは、話を変えまして専門職の配置ということでお尋ねいたします。

一般の企業では、配属される場所によって必ず1人は持っていないとイケない現場監督の責任者みたいなものとか、仕事をするのに持っていないとイケない資格があったり、様々します。

昨日も久保島議員のほうからお話があったと思いますけれども、そういう資格を持っていないとイケないよねっていうものは積極的に研修をしていただけるという話はお聞きしました。

そこで、各課において必ず必要とされる資格が建設水道課とかにもあると思うんですけれども、そういう方が課に配置されているのかどうかについてお尋ねをいたします。

副町長

お答えをさせていただきます。

各課の事業を行う上で必要となる資格ということだというふうに理解をしております。

まず総務課では防火管理者、危険物取扱者、健康福祉課は保健師、管理栄養士、社会福祉士、主任介護支援員、建設水道課は水道技術管理者、水道布設工事監督者、教育委員会は保育士、教員免許等がございます。

どの資格につきましても現在のところ事業を実施する上で必要な人数を配置して仕事に支障のないようにしております。

堀内議員

いろんな必要な資格があって配置をしているというところですけども、その必要な方っていうのはその課に附属しているということですのでよろしいんでしょうか。

副 町 長
堀内議員

はい。そのとおりでございます。

各課にしっかり必要な人はいるということで、安心をさせていただきました。

異動等があるとその人がその課にいなくなってしまうということがないように、しっかり手当てができるようにという体制をつくっていただきたいというところがまず1つのテーマでございました。

その次、2―2に入ってまいります。町民の利便性を考慮した柔軟な配置ということです。

今回、役場の中でもD Xに取り組んでいるというところでございます。D Xは、久保島議員からもI C Tじゃないよと、行政サービスの最適化なんだよという話をしていただきました。

また、再生可能エネルギーというのもガソリンが高騰している中やカーボンニュートラルという中で検討していく必要があると。

その中で企業や専門家の方としっかり話す機会があるというふうに感じておるところでございますけれども、専門家たちに頼り切りにならないような程度に、こちら知識を持った方、要はパソコンであればパソコンをうまく使っている方やどういうシステムなのかなあというのも分かる方、エネルギーについても電気のことはちょっと知っているよみたいな方っていうのがいることで、変な契約、不具合が後々出るような契約っていうのが出ないように可能性を潰しながら効果的な運営ができるんじゃないかなというふうに考えます。

また、高齢者福祉や税務係、水道関係などは住民の生活に直結する重要な課や重要な仕事であり、ある程度専門性を持って仕事をしていく必要があるというふうに私は考えております。

そうして来たけど分からない、ちょっとこれじゃあ対応できないっていう状態にならないようにしていただきたいということで、ある程度専門性を持った、住民税務課であればある程度住民税務課の中で回るような仕組みとか、高齢者福祉のほうもしっかり健康がある程度分かるようなところで配置を回すというような形で、全然違う課に行ってしまうって次の新しいちょっと専門的な知識を持った方っていうのがいないという状態にならないような配属先を少し考慮しながら考えていただきたいと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

副 町 長

確かに議員さんのおっしゃるように、私も健康福祉課にりましたが、高齢者関係、障害関係は専門的なものが必要だと思います。そういうところには先ほど申しましたような資格者を配置してございます。

水道関係につきましてもそれなりの方を採用して配置をするということを考えてきておりますけれども、一般職でほとんどの者が採用されておりますので、経験によってそのところの仕事を回していくということは十分にあるというふうに思っております。

大きな市ではございませんので、一般職、正規が百二十何名でございますので、その中で人事を行いながら、議員さんのおっしゃるとおり、できるだけ穴が開かないというか、そういう格好のものは取っていききたいというふうに思っております。

先ほど契約の関係だとか、そういうことをおっしゃっておられましたけれども、ある程度、環境の関係につきましてもアドバイスをいただくようなコンサルみたいなのを頼んだり、それからDXの関係につきましてもそういうICTも含めた専門家のアドバイスをいただくというのは必要なことかなあというふうに思っておりまして、外部委託も考えたり、いろいろやっております。

コンサルを頼むときには、周りの状況、それから実績のある者、県のところへ問合せをかけて信用のおける者、そういうものを担保しながらコンサルについても委託をしていくというようなことを考えております。

職員の中に知識のある者がおればそれに越したことはないというふうに思っておりますけれども、人事の中で回しがだんだんきつくなるということになりますし、女性の方で産休を取られる場合もございますので、そこら辺をできるだけ考慮しながら人事配置をしておるつもりでございます。

堀内議員

柔軟な配置をしていただけるといふふうにお話をいただきました。

その中で、やっぱり専門職にちょっと強い傾向のあるところについては、やっぱりしっかり研修をして知識のレベルを、やっぱり一般職だからある程度でいいっていうわけでもなく、しっかり住民、町民の要望に対応できるような状態にしていきたいと思いますというのが私の望みでございます。

それでは、次の質問に行きまして公用車の関係についてお聞きいたします。

今回、行政報告書を先に確認させていただいたところ、登録から10年経過した車、公用車が数多くあるというのを確認させていただいております。

町民が自家用車や事業用の車両を持っていると毎年5月に自動車税、軽自動車税、車検をするときに皆さん重量税を払われているような形になっていると思いますけれども、町の所有している公用車については、自動車税の規定を見せていただいたところ、そういうのを納める必要はないよというような規定があるということで、いや、うらやましいなあというふうに私は個人的に思ったところではございますけど、町としてもそれだけ支出が少なくなるということで、いいことかなあというふうに感じております。

長野県では、令和3年度、グリーン化特例によりまして、環境への負担が少ない自動車——今でいう電気自動車とかハイブリッド自動車とか水素燃料自動車とかがありますけれども、これらについては登録翌年度に限り減税をされるという仕組みがございます。また、1回目の車検につきましても重量税がかからないよというような様々なサービスがございます。

一方、環境への負担が大きい自動車——これは初回新規登録から13年が経過している車、ガソリン車などがありますけれども、そういうものについてはおおむね15%ほどの増税になりますよというふうに県で規定がされているところでございます。この規定については、カーボンニュートラルや排出ガス抑制ということで、排出ガス性能が悪い燃費の悪い車っていうのをどんどん変えていってクリーンな社会にしていきたいと思いますというふうな働きかけがあるのかなあというふうに考えてございます。

また、本定例会でも電気自動車を1台購入されますという話が上がってきていると思

	います。これも排出ガス抑制のためにいい試みであるというところは私も評価をするところでございます。 その中で、現在持っている公用車のうち 13 年以上経過した車の台数と、それに伴う車の更新の計画があれば教えてください。
総務課長	登録から 13 年以上経過した車の台数ということでございますが、現在のところ 13 年経過した車両数は 18 台でございます。そのうち 2 台は今年度中の更新を予定しているところでございます。 更新計画については一応あるんですけども、年数を経過してしましても走行距離が少なかったりとか、年数は多くても安全に稼働する車両もあるものですから、単純に年数を経過したものから更新をしていくという対応はしておりません。車両の状態ですとか安全性の確認などを総合的に見ていきまして、更新する車両を随時見直ししているという状況でございます。
堀内議員	13 年を超える車が 18 台ということで、かなりいっぱいあるのかなあということを感じるところではございますが、車両によってもよく使う車については劣化が早いということもありますし、そんなに走行距離を走らないよっていう車はある程度傷みも少なく、走れるのかなあということでもございますけれども、町長自らも燃費のいい車で通勤をされているというようなところもございますけれども、そうやって温室効果ガスの削減に向けて頑張っているというふうに私は感じているところでございます。 ガソリンが高騰している中、またカーボンニュートラルっていうところもありますけれども、それに向けて町がしっかり取り組んでいくよということを見せる意味でも燃費の悪い車っていうのを早期に更新する必要があるというふうに考えますけれども、町長のお考えを改めてお聞かせください。
町 長	庁内の車両等の管理規程によりそれが粛々と実行されることは最善だと思っております。
堀内議員	いまだに管理計画があるとは言えないという状況ではございますけれども、その計画に沿ってやっていくというところでございます。 ということで、町は排出が多い車でも問題なく乗りますよというような姿勢になってしまうのかなというのがありますので、ぜひ燃費のいい車に変えていく、更新していくっていうのも 1 つの町は頑張っている取り組みですよというアピールにもつながりますので、更新の計画も考えていただければというふうに思います。 次の質問に参ります。 3—2 でございます。リースの活用というところでございます。 やはり車両を更新するにはかなり多くの支出が必要になってきます。1 台 200～300 万円は飛んでいくというような形になります。やっぱり予算を取って、その年だけ支出が多くなってしまうということが見える部分もあり、様々な指標、経常支出とかの比率についても影響が出てくるようなものになってくると思います。 東京都などをちょっと確認させていただきますと、複式簿記を用いて購入した財産については減価償却というものをしまして、車については価値がどんどん下がっていくも

のですので、その部分を計算して減額、価値を落としつつ、その落とした金額をキープすることによって新しい車両を購入する財源にするというような形で資金繰りを行っているところもございます。

東京都のような新しい経理方法を使っているっていうのを飯島町にすぐ導入しろっていうのは難しいというところもございます。そこで、リースっていうものを活用してはどうかというところを考えてみました。

総額で 200～300 万円をどんと払うっていうのを 10 台まとめてやる 5 台まとめてやるってなるとやっぱり 1,000 万円クラスになってしまうので、単年度については結構大きな支出になってしまうというところでもありますので、それだけでも——まあそんなに変わらないかもしれないけど、指標が少し揺れ動く部分もございます。

それを改善するという意味でも、リースにすることによって 5 年間 6 年間の契約で毎年同じ金額を均等に払っていく、リースが終われば再リースをするのか新しい車に変えるのかというような選択ができるようなものでございます。

現在は、電気自動車など、日々技術が進歩している、また車の衝突安全っていうものがほぼほぼ義務化されている中で、昔のもう 13 年たっている 10 年たっているような車っていうのはなかなか安全装置がついていないということもございますので、できるだけ新しい車両に変えていくことで環境にいい車に乗っていますよっていうことも言い切ることもできますし、公用車で誰かにぶつかる人身事故や衝突、どこかにぶつかるっていうことを防ぐということにもつながっていくのかなあ、プラスの面が多いのかなあというふうに感じておるところでございます。

また、同じ金額を毎年支出していくために、財政の判断をするにも、毎月これがかかってきますよと、車にはこれぐらい町として毎年お金がかかっていきますよというのが見えてくるというところもありますし、いろんな事業を行う中で車が突然壊れて買い直すということもない形になりますので、有効な方法ではないかというふうに思っております。

そこで、リースっていうものを活用して町の車両を買うということについてはどのようなお考えがあるかっていうのをお聞かせください。

リースという考え方についてですけれども、当然、リースという考え方はございます。

現在の車両の中でもリース契約しているものが 5 台ございます。

今年度配備する車両のうち 2 台もリース契約で対応をする予定でございます。

これまでにリース契約をしてリース期間が満了した後、町へ譲渡された車両も中にはございます。

リースは分割してお支払いをしていきますので、その年の負担は少なくなってくるのかなあというふうには思いますけれども、手数料等も含んでいるので支払い総額的には一括購入よりも高額になってまいります。

一括購入は支払い総額を抑えることができる反面、リースは毎年の負担は減りますけど総額的には高額になるのかなあというところがございますので、その時々々の財政状況等を考慮してリース契約も行えるような判断で対応してまいりたいと思っております。

総務課長

堀内議員	現在も5台ほど契約をされているということで、その時々によって判断をしていただけるという話を伺いました。 確かにリースをするとリース会社の分の利息が取られてしまう、数%取られていくというような話もあります。 やっぱり一括で購入したほうが安いことは安いっていうのもありますが、一括で購入した車については、やっぱり変える時期、変えるタイミングっていうのはなかなか難しいと、判断するのが難しい部分もございます。 リースであれば、5年間たてば再リースするかしないかっていうのを各自こちらから選択できるような形で、新しいのがあればそっちに変えていくということもできますので、購入するのもいいかもしれませんけれども、そういう形でリースをうまく使うことによって、積極的に町も新しい車に変えて、事故が少ない、燃費のいいというような形でやっていけるのかなと思いますので、今後しっかり検討をしていただきたいというふうに思います。 ということで、私の今回の一般質問を終了させていただきます。 ありがとうございました。
議 長	〔堀内議員復席〕
5 番	5 番 坂本紀子議員。
坂本議員	〔坂本議員質問席へ移動〕
	それでは通告に従いまして一般質問をいたします。 1の「自治会が管理をしている河川について」を尋ねます。 1―1であります。 町内全域で高齢化が進んでおり、新田自治会も例外ではありません。2人・3人世帯や女性だけの世帯も増えてきております。 2か月に1度の河川清掃の泥上げや土手の草刈りは、現在、自治会員のボランティアで行われています。 河川清掃の対応は河川の広さや傾斜、水量において自治会ごとに違うようであります。 新田自治会では、河川清掃が終わった後、自治会長、副自治会長、土木委員3名、そして自治会員2名——これは女性2人の場合もあります。で河川の横に上げられた砂、泥、そして刈られた草を軽トラック2台〜3台で全て集め、上通りの区有林の捨場へ何度か往復しております。トラックに積み上げて降ろす作業は力の要る仕事です。 また、新田には、1か所、七久保駅南の西側に少し大きな砂だまりがあり、小型のバックホーの持ち主に協力してもらい、大型ダンプにそこから砂をすくい上げて入れ、区の捨場まで持って行ってもらっています。この砂だまりを越えて、サイホン形式でJRの線路の下をくぐり、東側の高い水路へと水が流れていきます。この河川の下流には中川の横前地区があり、水稻栽培では水は重要であります。この砂だまりの作業は年間5回行われていて、バックホーを使つての作業であり、大変となってきました。 新田自治会では以前より区にも上流部に砂留めか土砂吐けの要望を出していますが、

要望への対応はどうなっているのでしょうか。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。

まず初めに、区会、また各自治会の皆様方には、日頃より河川及び水路の管理、泥上げ作業、草刈り作業等、維持管理に大変御協力いただいておりますこと、この場を借りて感謝を申し上げさせていただきます。大変御苦勞さまでございます。

これらの作業の大変さや、また逆に、水田には水がどうしても不可欠という事情もあるわけでございます。その作業についての支援や、水を安定供給でき、また景観を守るということは大切なことでございますので、毎年、土地改良事業による交付金及び水路改修工事を実施しているところでございます。

新田自治会より御要望いただいております水路の対応につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

〔下平町長降壇〕

産業振興課長

御要望いただきました七久保駅南側箇所につきましては、多面的機能支払交付金事業による七久保地区農村保全対策委員会で現地を確認させていただいております。

対応といたしましては、平成 28 年度に新田自治会からの要望でガソリンスタンド付近の水路の土砂をはらう水門を設置させていただいております。この水門を操作することにより大井川に土砂を払い、当該水路への土砂流入を抑えることができますので、まずは定期的な管理を行っていただき、様子を見てもらいたいと考えております。

坂本議員

私も、先日、自治会長以下の数人で職員の方たちと現場を見ました。平成 28 年に作られておりまして、その後何年かはこの土砂吐けを利用して砂を大井川に流すようなことをしていたわけですが、新田自治会内の伝達がうまくいってなくて今の自治会長は知らなかったというようなことでありました。これはコロナでここ 3 年ほど総会も開かれていない状況でうまくつながっていなかったということではありますが、それをやって全ての砂がうまくいくというわけではなく、掃除する前に、そこを河川清掃の 2～3 日前には止めるということで、地籍が北街道ということで、その止める場所にも 1 つ水門をつけるという話があると聞いたんですけれども、その完成はいつになるのでしょうか。

産業振興課長

七久保駅南側箇所につきましては今言ったスタンド付近の土砂吐けで対応いただきたいと思いますが、まずこの状況を見て、また他の場所への対応を考えていきたいというふうに思います。

坂本議員

新田の中で土木委員との間の話がうまくいかなかったということで、自治会長としても文書を残すという中で伝達がうまくスムーズにいくということだったんですけれども、土砂吐けのすぐ横に止める板を置いて、取りあえず現在は金具とセメントの板で止めている、それに対して一応要望が上がっているということを担当者は言っておりましたので、その完成がいつかということを伺いたいんですけれども、いつになるのでしょうか。

産業振興課長

今お話しいただいているのは、スタンド付近の土砂吐けの、またすぐ近くのところの調整箇所と思います。これについては、こちらでも早急に検討して、また時期が決まり

坂本議員

ましたらお示しをさせていただきたいと思います。

早急にそれも作っていただければ非常に作業としては助かるので、よろしく願いしたいと思います。

そして、この砂だまりの砂を上げる作業は、たまたま新田自治会にバックホーの持ち主がいるということで、それから大型トラックもこのときには使いまして、土木関係者がいたので大型トラックを借りてきて現場でやると、それからまたこれに対しては多面的交付金事業ということで補助があるという中で今までは下流域の新田がやってきていたわけですが、扱う方々、これに関わる方々も年齢が高くなってきていて、この部分だけでも業者対応をしていただきたいと求めるわけですが、その点はいかがでしょうか。

産業振興課長

新田に限らず、どの地域においても地元の皆さんのお力をいただく中でこういった水路の管理をしていただいております。

その中で、非常に困難な案件につきましては、また町等に御相談いただきたいというふうに思います。

坂本議員

困難な場合ということでお話がありましたけれども、ちょっと1—2、次に行きたいんですけども、他の地域ということで話が飛びますので、金額において1—3を先に質問したいと思います。

各自治会に河川清掃費として支払われている金額はどのように決められたものなのかを尋ねたいと思います。

今の土砂吐けに関してですが、新田自治会では、河川清掃後の砂や泥や刈った草を集めて捨てる作業と、またその砂だまりの作業とを共に町に費用と申請しています。人件費では時給700円、そして軽トラックの借り上げ賃として時給700円、小型のバックホーと大型トラックの借り上げは時給1,400円の計算で行っています。

しかし、町から支払われる金額はこれより少し少ないと聞いており、その部分は自治会での持ち出しとなっております。

どんな基準となって決められて各自治会に払われているのかをお答えいただきたいと思います。

産業振興課長

今回の質問趣旨は河川清掃費ということでありましたけど、河川清掃費という名称ではございませんけれど、多面的機能支払交付金事業のうち農地維持支払交付金が町から農地・水・環境保全管理協定運営委員会を経由して自治会に支払われております。

農地維持支払交付金は、水路沿いの草刈りや泥上げといった作業に対して自治会等団体と個人に支払われる事業でございます。

算出方法は、田及び畑の交付対象面積から交付額を算出し、飯島、七久保、田切、本郷の4地区それぞれに面積割で交付されております。

そこから各地区に交付された交付金を地区営農組合で自治会配分と個人農地配分を算出して支払われておるところでございます。

坂本議員

今の払われている元は国からで、それを町が受けて、それで各営農組合を通して自治会に面積割とか畑の中で配られているという実態は分かったわけですが、いろん

な形の中でこれが使われていて、現在はそれが非常に飯島町の農業地帯、特に水路とか土手草、道、道の草とか、そういう点でうまく機能はしていますけれども、今言った形の中では時給 700 円という中で支払われているわけで、単価として非常に安いというか、もしこれを建設業者に支払ったらもっと高額になるんだと思います。

国からの補助金の中で払われているわけですが、水路に関してもう少し手厚い町としての政策が必要だと思うわけですが、こういう長年の日常的で地道な取組も現在の高齢化の中では大変になってきているというのが実態となっておりますけれども、不足分に関しては町が補助をするという必要性を感じるわけですが、町長としてこの点はどういうふうにお考えでしょうか。

町 長 いろいろの作業をしていただいております。基本的には、私たちのこの地域の景観は、やはり自分たちも一緒になって維持をしていくというまず基本姿勢が大事だと思います。

そして、行政もそれに応援をするわけなんですけれども、各自治会の事情により金額に換算して、それを作業していただいた方にお支払いしているという仕組み、それはそれぞれあろうかと思います。

しかし、全部それを保障するというのではなくて、みんなで力を合わせた中でやっていくと、町も応援し、自治会もそれを負担していくという姿勢があろうかと思います。

それで、その分の金額等の値上げ、増額等につきましては、あちらこちらの状況を見ながら慎重に検討する必要があるかと思っております。

坂本議員 町長答弁をいただきましたので、今後、私の後にも土手草刈りの話が出てきますけれども、高齢化の中、やっぱり危険な作業もあります、草刈りなどは。これは力仕事という中で、水路の掃除などで力仕事が多いんですけれども、そういう中で、やはり金額に関しては今後検討していただきまして、住民負担が少なくなるような形で町の存続を願っていただければと思います。

次に、飛ばしました 1—2 に行きます。

ほかの地域で問題になっているところはあるのでしょうか。その点をお尋ねします。

産業振興課長 町内の農業用水路は与田切川や中田切川という河川や沢からの水を取っていることから、どの地域でも同様に土砂がたまってしまうということは起きております。土砂以外にも草や枝、ごみ等による水路の詰まりなどの問題もございますが、それぞれの地域の皆さんの御協力により対応いただいております。

また、土砂の流入を少しでも抑えるため、各水路の取水口付近には土砂払いや土砂留めも設置されており、施設の管理者にて定期的に管理をしていただいております。

坂本議員 全体的なお話を今伺ったわけですが、特に問題、例えば今回の新田のように要望が強く出ているところはあるのでしょうか。

産業振興課長 町内、大なり小なり、それぞれいろいろの要望や御意見はいただいております。

坂本議員 具体的な例が聞きたかったんですけれども、次に行きたいと思います。

1—4 であります。

今後の町全体の河川管理の方針はどのように考えているのかということですが、私は

町 長

金額的な要求を町にしたわけですがけれども、河川管理、お金は除いたとしても河川管理の方向性をおっしゃっていただければと思います。

河川、飯島町の田園地帯にくまなく網のように流れている河川、これはいろいろの意味合いで、生活にも重要であるし、経済、農業についても景観についても大変重要なものがございます。私たちはそこに暮らしていて、少なからず多くの方々が恩恵を被っているんだというふうに思います。

都会にはない光景でございます。都会から移住してきた方々は、まず抵抗される、都内にはない、そういった環境で驚くのが、この管理をみんなでする、草刈り、泥払い等に参加してくださいと、また出不足を取ると、こういうような形があらうかと思います。

しかし、そういった地域のインフラとも言うべき河川管理というのは、行政だけでなく、地域の皆様方が協力して私たちの生活する場所をきれいにしていくという意味で非常に大変なことだと思っております。

管理の方針としましたは、引き続き多面的支払交付金事業や河川愛護といった支援制度を活用しながら、泥上げ、草刈り、水管理などは皆様に協力いただきながら、地域の皆様方と行政の協働によって維持管理に努めていくということが基本精神と思っております。よろしく御理解のほどお願いいたします。

坂本議員

今お話を伺いまして、町だけでなく、住民も協働で共に管理していくという方向でありますけれども、高齢化の波が押し寄せておりますので、いろいろな自治会の事情もあると思いますので、自治会対応は丁寧にやっていただきたいと思います。

次に2に行きます。

2の「レディースファームの事業内容を問う」について尋ねます。

2－1であります。

8月18日の議員全員協議会での町側からの資料によると、アグリイノベーション2030の中のレディースファームであると書かれております。

ロードマップを見ますと、今年度中に全体的な計画づくり、有識者会議等の設置計画、子育て世帯へのヒアリングや要望、農業関係者や女性経営者への計画説明や意見聴取とあります。

農業をやりたい若い女性から、レディースファーム、こういう要望があったのでしょうか、それとも何かのアンケートで経営したいまたは農業者になりたいという対象者がいたからなののでしょうか。レディースファームという事業内容を計画した過程というか、そういうのを教えていただきたいと思います。

町 長

町が提案しておりますレディースファームは、子育て世代の女性がゆとりある時間の中で自然とともに働き、安全・安心な農作物作りに関われる農業を構築することを目的としております。

新しい農業の形なんですけれども、若い女性からは農業や安全・安心な作物への関心や興味の声は聞いておりますが、一方で従来の農業の大変な様子などの先入観もあるかと思っております。

レディースファームは、1つの働き場所としての農業に着目した従来にない新しい農

業スタイルを目指す取組となっております。モデル事業を具体化していく中で、現在の若い女性の想像を超えた多くの女性が集う取組としていきたいと思っております。

こういう希望があったのかということでございますけれども、上伊那広域連合が若い世代の就職状況やU I ターンの動向調査を行っております。結果からは女性の地元への就職が特に難しい傾向が見られます。また、その報告からは女性の職業の選択肢を増やすことが重要であるという報告もなされております。

そういった意味合いの中で、農業を新しい農業、これから成長が期待できる農業に引きまして女性の働き場所という部分について創造していくんですけれども、これは新しい政策だと考えております。

坂本議員　今お話にあった中では新しい政策だということでございますが、新しい政策ということで、では次に行きます。

ロードマップの中の今年度中の計画では今現在どこまで進んでいるのでしょうか。

先ほど言ったようなたくさんのことが今年度中のロードマップになっておりました。

その中で、令和4年度の予算では視察として4万8,000円が盛られておりますが、先進地へ視察に行かれているならば、場所や会社名、行かれたメンバーはどういった方々と行かれたのかを尋ねます。

産業振興課長　視察の行き先等でございますけれど、岐阜県の高山、また岐阜県の恵那、それと——あと1か所、東北のほうにも行っております。以上3か所の視察を今年度は行っております。

行ったメンバーにつきましては、町の産業振興課の農政系の職員を中心に、必要によっては関係する農家や事業者の方にも一緒に参加をいただいております。

坂本議員　関係する農家や事業者というのは個人兼業農家の方ですか、それとも4法人のどなたかでしょうか。

産業振興課長　事業主につきましては、今後このモデル事業を立ち上げるに当たって事業推進、経営を考えていただいている方——今の4法人ではございません。の方に行っていただいております。

坂本議員　農業者はどなたでしょうか。

産業振興課長　農業者っていうか、農業に関心のある経営者でございます。

坂本議員　ということは、現在農業をやっている方はこの中にいらっしゃらないということですか。

産業振興課長　今回の視察の中には入ってございません。

ただ、視察に当たっては各方面の農家の皆様から視察場所や視察内容についていろいろとお聞き取りをさせていただいております。

坂本議員　会社名は言われなかったんですけれども、場所は分かったんですけれども、規模としたらどの程度の大きさ、施設園芸とか、従業員200人ぐらいの会社とか、そこら辺はどういうところなんでしょうか。

産業振興課長　いずれも施設園芸となりますけれども、大きな規模の施設、また小さな規模の施設と見えております。

坂本議員	それでは2—2に行きます。
	現在手を挙げている経営者が今お聞きしましたら視察に行かれているようですけれども、主体は民間であり、現在手を挙げている経営者がいると伺いましたが、立ち上げて安定するまで町で専門の職員を雇用するとの説明でした。
	当町には農業法人が4つもありまして、中でも田切農産は若い方々が多くおられます。その中での一部門としての雇用の拡大とした方が私はリスクが少ないのではないかと思いますわけですけれども、町長は新しい考え方の中でレディースファームを進めるということでしたので、ちょっと私とは違うかもしれませんが、町の事業の1つとするメリットは何なのかということです。
町 長	町はどのような体制で何を行うのかを尋ねます。
	現在も、農業というのは農業者、今までの事業者の方々が進めているわけです。その方々にレディースファームをテーマにした事業を展開してください、変えてくださいということを行っているわけではございません。新しい取組でございます。
	したがって、それには資本を当然投入しなければならない。今想定している部分では、細かく言いませんけれども約2億5,000万円ほどの投資が必要。したがって、それを投資でき、運営していく意欲のある投資家が必要になってくるわけです。これは、町内から、できればその方々にやってもらいたいと思っているんですけれども、今、名前が上がってきております。
	しかし、その技術というのは新しく構築するものではなくて、今日本にあって特色ある農産物、しかも利益を出している農産物、しかもそれが売れなくなったときに加工することまでを考えて、また販売ルートもある、そういうルートを持った1つの先駆者とともに飯島町の資本家が一緒になって、これは共同出資するか単独出資になるか分かりませんが、その先駆者の方々にはしっかりとした指導をいただけると、技術移転をしていくと、また経営の数字も全部さらけ出して見せると、こういうことでございますので、その投資家もひとつ安心してやっていこうじゃないかという形の中で、今は細部を詰めておるところでございます。
	その細部の内容については、当事者関係の契約でございますので、今私たちのほうからお話することはできません。こういう取組でございます。
坂本議員	今お話を伺いまして少し全体像が見えてまいりましたが、今回、条例を制定したという中で、一般職の任期付職員をサポートにつけた場合、条例の中では5年ということなんですけれども、最大は、私の解釈としてはうまくいかない場合は延長3年っていうふうに思ったんですけれども、そういうふうな、条例上の仕組みとしては追加ができて延長で8年ということの期限付一般職員をサポートにつける可能性があるか見ていいんでしょうか。
副 町 長	この間御議決をいただきました条例でございますけれども、5年以内の専門的な知識を持った職員というふうに理解をしております。
	今ロードマップという話がございましたが、今年度はいろいろの計画をしながら、来年度あたりには立ち上げたいということ、当面、私の頭の中では3年かなと、最長5年

	ぐらいという頭でやっておりますので、それだけの専門知識と経験もある人を雇ってサポートにつけるという考えでおります。
坂本議員	分かりました。 次の2－3に行きます。 レディースファームの事業ですけれども、これは国や県の補助金を使った事業になるのでしょうか。 昨日の議員の質問への答弁の中ではモデル事業とするという、先ほどの答弁の中でもモデル事業とするような話でございましたので、施設園芸の規模としてはどのくらいを考えているのでしょうか。金額は2億5,000万円ほどというようなお話でしたが、面積当たり、施設園芸なのか、今探っているのでしょうか、話せるのであればそこまでお話しただければと思います。
産業振興課長	レディースファームは、当地域にとって新しい農業の形であると同時に、全国的な農業の課題にも資するモデル的な取組となります。 モデル事業に伴う施設整備に当たっては、国や県の補助金を最大限活用し、事業者を支援してまいりたいと考えております。 また、施設の規模については、現在、事業実施希望者が主体となって検討中でございますので、本日の段階ではお話しはできかねます。
町 長	先日、農水省のほうから連絡が来まして、地方応援隊という政府の人間が地域を特定していろいろ情報を集めて、よく地域の内容を調べてそれを支援していくと、こういう施策があるんですけれども、2名の農水省を中心にした方が視察に見えました、1泊で。そのときに当然レディースファームの話もさせていただきましたし、ワーケーション、トレーラーハウス、あの部分もしっかり見ていただいております。農業の新しい形の中で価値を創出し、体験事業をすることや女性に関わる農業を売り出していきたいという部分につきまして、しっかりと説明させていただきました。 その後、連絡がありまして、しっかりと計画を出してくださいということの返事をいただきました。国県の資金が大きな新しいスタートとしては最初の投資を軽減するためにも必要なものでございますので期待しているわけなんですけれども、計画を出してくださいと向こうから言ってきたということは、大きな期待を抱いておるところでございます。
坂本議員	お尋ねしました。 次の2－4に行きます。 町が事業を行う企業のサポートをするならば経営者の責任を明確にした中での事業とすべきだが、その点はどのように考えておられるのか、そこについてお尋ねしたいと思います。
産業振興課長	モデル事業の実現に向けて経営される方についても現在のところ調整中の段階でございますが、経営者は自らの経営判断で出資し事業を行ってまいります。 行政は、あくまで研究推進役として国や県の補助金を最大限活用し支援してまいります。

	経営の責任については、施設の所有、運営をはじめ、作物の栽培、販売等、おのずと民間の経営者が責任を持って行うことを想定しております。
坂本議員	全体の中で見えてきたことは、一般職の任期付職員っていう方をつけた場合に——経営者の責任はもちろん本人自らがいろんな場面では判断するんでしょうけれど、立ち上げ、会社ができて、補助金がきちっとその会社に入って、経営が安定するっていうのも簡単ではないと思いますけど、規模が大きいだけに。そういう中で、副町長は3年ぐらいというふうに見ているというお話でしたが、そういう点では立ち上げの部分までということの中で、そういうような考えで思っているんでしょうか。
副町長	モデル的な事業っていうことになりますと、今までやったことがないということになりますので、雇う職員につきましては一応3年って考えておりますけれども、それにつきましては、先ほど町長が申しましたように国からの支援の補助金の関係でございますとか、今までやってきた職員の経験を生かした経営関係の話ですとか、それから、あとはそれが軌道に乗るまでというようなことでサポートができる体制も必要だろうというふうに思っております、それを含めて今のロードマップでまいりますと3年、もしうまくいかなければ延長で5年以内というふうに考えております。
坂本議員	分かりました。 それでは3に行きます。「2028 年国体ホッケーサブ会場としての柏木運動場整備について」を質問いたします。 3—1であります。県から要請があつてからどのような協議をしてきたのか、その内容をお尋ねします。 というのも、ソフトテニスの団体からは、与田切公園のテニスコートは桜の木に挟まれて公式試合場としては使えず、以前から、随分前から別の場所に要望が出ております。 しかし、今回の人工芝化のグラウンドはサッカーやホッケーであり、他の競技には使えないと聞いております。
教育長	私としてはほかのスポーツ団体の方々には大変申し訳ないという思いでおりますが、そういった点も含め、どのように庁舎内——役場内、また各スポーツ団体の方々と協議をしてきたのか、そういう経過をお尋ねしたいと思います。 まず、国体っていいですか、今度行われる国民体育大会については、2024 年度から国民スポーツ大会、略称は国スポっていう言い方をされているところであります。 2028 年に長野県で開催される国スポのホッケー会場の協力を要請されたのは令和元年6月のことであります。当時の杉本駒ヶ根市長より下平町長に駒ヶ根市で1面整備するけれどもサブ会場を飯島町に協力してほしいとのことで、それ以来、様々な角度から検討してまいりました。 令和元年度には副町長以下各課横断メンバーで構成するスポーツ観光振興プロジェクト会議でホッケー場の候補として柏木運動場以外の運動場や与田切公園等も比較検討する中で、柏木運動場が最適と判断いたしました。 その後、柏木運動場をホームグラウンドとしている飯島フットボールクラブの皆さんとも意見交換を重ね、県や駒ヶ根市、県ホッケー協会とも整備条件や補助金等について

打合せを重ねてまいりました。

そうした中で、国スポホッケー会場整備を契機として飯島町のスポーツ施設整備を整えていくに当たり最も効果的であると考えられる方向で、現在、計画を進めているところでございます。

今回、国民スポーツ大会のホッケー会場として整備することで、県の10分の10の補助によりホッケー場規格の運動場を整備することが可能となります。町の持ち出しを最小限に抑えながら、ホッケー場よりやや大きなサッカー場規格の多目的運動場を整備する計画であります。

柏木運動場を40年以上にわたってホームグラウンドとして活動しているのは飯島フットボールクラブでございます。国民スポーツ大会終了後もこのクラブがサッカーを通じて子どもたちの健全育成やまちづくりに貢献していただける見込みですので、サッカー場の正規サイズを確保していく予定であります。

ただし、サッカーに特化するわけではなく、より多くの町民の皆さんに使っていただけるような多目的運動場として整備していこうと考えております。

国スポのホッケー会場は人工芝の施設が必須条件ですが、人工芝には様々な種類があり、種目ごとに理想の人工芝があります。ホッケー専用のウオーターベースの人工芝はホッケー競技にしか使用できません。テニス競技の人工芝はショートパイルの砂入り人工芝で、ホッケー競技での使用は可能ですが、他の競技には向きません。

今回のホッケー場では、これらに比べてロングパイルでゴムチップを充填しているマルチスポーツ仕様と言われるサッカーやラグビー競技にも適した人工芝を採用する計画であります。

ロングパイル人工芝はクッション性がよく、例えば区民運動会のような催しでもけがをしにくく、快適に使用することができます。災害時には避難所としてテントを張ることも可能で、また車の乗り入れやヘリの発着も可能な施設となります。

坂本議員がおっしゃられますソフトテニスのためには、ソフトテニス競技のための施設を整備することが必要と考えます。与田切公園のテニスコートが老朽化していることは私どもも重々承知しているところでございますが、今回は、県の補助が得られますので、まずはホッケー場整備を契機にしてサッカー等の競技可能な多目的運動場を整備する計画となっております。

坂本議員

では3-2に行きます。

人口は少子高齢化、税収は減るという町内の現状です。

道路、駐車場を含める事業費、このサッカー場は6億5,000万円ということです。その半分の3億2,000万円は借金と一般財源から負担するとの全員協議会での説明でありましたけれども、もう一度財源の詳しい説明を求めます。

サッカー愛好家やサッカー児童にとってはうれしい話ではありますが、先ほど言いましたソフトテニスとか、ほかのスポーツ、そういう方々にとっては、野球なんかもそうなんですけれども、そういう方々はちょっと使えないということで、そういう中で一般財源を投入するためには多くの町民の合意を取るべきと私は思うわけなんですけれども、各

		地区で説明会などを今後開いたほうがいいと私は求めますけれども、どうでしょうか。 財源の内容の詳しいことと説明会についてお答えいただきたいと思います。
教育次長		それでは、先般、議会全員協議会で御説明を申し上げましたとおり、総事業費はおおよそ 6 億 5,000 万円、うち特定財源として国庫補助金等がおおよそ 3 億 3,000 万円、地方債がおおよそ 1 億 9,000 万円、一般財源がおおよそ 1 億 3,000 万円となっているところでございます。 これから行う基本設計や社会情勢等に変更の要素はあるかとは思いますが、現段階では、議員の御質問の町の借金と一般財源の合計 3 億 2,000 万円につきましては、借入れを予定している地方債の目的により国からの交付税措置がされます。総事業費おおよそ 6 億 5,000 万円のうち、最終的な町の持ち出しはおおよそ 2 億 1,000 万円を予定しております。 今後、用地測量や基本設計を基に計画を具体的にし、議会への報告はもとより、地元自治会や七久保区へ説明を行いながら、町民の皆様の御理解を得て進めていくよう努めてまいります。 なお、整備する施設は、当然のことながら無駄を省いて質を高め、引き続き財源確保についても有利な補助金などの研究をしてまいります。
坂本議員		最後に 3—3 でありますが、先ほど教育長がちょっと幾らか言いましたけれども、競技が終わった後のメンテナンスの費用はどうなっているのかということと、また利活用の具体的な考え、運動場の管理は具体的にどういうふうに考えているのかを尋ねます。
教 育 長		お答えいたします。 大変大きなお金をかける以上、国民スポーツ大会を成功させることはもちろん、大会後も町民の健康増進や余暇の充実に役立てるとともに、各種大会やスポーツ合宿の招致などによって地域間交流や地域振興に結びつけることが重要と考えています。 具体的には、現在と同様に町内サッカークラブの利用に加え、松本山雅によるサッカー教室を定期的で開催するほか、土日の昼間は町外からも予約が多く入ってきて空きがない状態となる見込みです。 管理につきましては指定管理とし、平日昼間の利用促進を含め、各種大会や合宿招致を含めた活性化を考えていきたいと思っております。 なお、施設のメンテナンスにかかる費用につきましては、人工芝の保守管理に年間 40 万円を見込んでいるところでございます。
議 長		時間です。 〔坂本議員復席〕
議 長		ここで休憩を取ります。再開時刻を 11 時 10 分とします。休憩。
休 憩		午前 10 時 49 分
再 開		午前 11 時 10 分
議 長		会議を再開します。

一般質問を続けます。

7 番 三浦寿美子議員。

〔三浦議員質問席へ移動〕

7 番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

最初に「給食センターの運営上の課題への対応は」ということでお聞きをいたします。

1－1、新しい給食センターが4月から稼働をしております。新しい施設での調理など、順調に行われているのでしょうか。今までにない苦労もあるのではないかと気になるところです。そこで、調理員の人数は十分なのかをお聞きいたします。

調理員を現在も募集しております。現状の体制についてお聞きをしたいと思います。調理員に急病などで欠員が出たときなどに即対応ができる体制になっているのか。補助員として登録している人は食器などの洗浄などが主な仕事のようにお聞きをしております。調理員として働く人が必要ではないかと考えるところですが、現状をお聞きいたします。

〔片桐教育長登壇〕

教 育 長

お答えいたします。

調理員に急病などで欠員が出たときに即対応できる体制になっているかどうかという御質問でございます。

現在、ぎりぎりの職員数で調理を進めているところであります。急な欠員につきましては、登録されている代替調理員に急遽お願いしている状況であります。

余裕を持った職員数で安全・安心な給食を提供することが必要であると思っております。

そうした中で、給食調理員につきましては、再三にわたりハローワーク、ホームページ、有線放送などで広報し募集をしているところでございますが、現状では応募がないというのが実情であります。

〔片桐教育長降壇〕

三浦議員

ただいまお聞きをいたしました。本当に少ない人数で苦労をして調理をされているというふうに思います。ただいま教育長のほうから余裕のある人数が必要だというふうにもお聞きしたところです。しかし、なかなか募集をしても応募がないということです、大変なことかなあというふうに思います。

そういう中で、何らかの事情で調理員に欠員が出たとき、募集しても応募がないと、こういう状況の中で、本当に調理員の皆さんは大変な時間の中で、短い時間、決められた時間で料理を提供しなければならないということですので、1人当たりの働き方というのは、本当にまだまだ慣れないと思いますけど、そういう施設の中で大変なことだというふうに認識をするところです。

常時必要と考えておられる調理員の人数というのは何人と考えておられるのか。新型コロナでも心配をされる、そういう要因にもなっていますので、どんなふうにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

教育次長	給食センターの調理員でありますけれども、常時8人ということでこちらのほうは考えております。給食数が730食ですので、おおむね8人くらいということで教育委員会のほうは考えております。
三浦議員	そうしますと、先ほどの答弁の中ではぎりぎりの中でやっているというふうに、余裕がある人数が必要と言われましたけれども、8人で十分なのか、もうあと1人2人と必要なのか、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。
教育次長	今のところ8人ということで大丈夫かと思っておりますけれども、諸事情でお辞めになられている方がいたり、そういうときにやっぱり不足しますので、代替調理員をお願いしながら調理をしているところであります。 また、6月の補正でお願いをいたしました、清掃部門につきまして、午後1名、半日なんですけれども、清掃業務を行っている状況があります。
三浦議員	体制についてお聞きをいたしました。 今も調理員が退職などで8人を切るというようなことがあったときに、本当に早い段階で補充をしなければ負担が残って、調理をしている皆さんにとって大きな負担になるというふうに思います。 そこで、実情として調理員はなかなか募集しても応募がないと、そういう経過の中で、なかなか応募がないという理由について分析はされているというふうに思いますけれども、どのような理由と考えておられるのか、また募集に応じてもらうには対策が必要ではないかというふうに考えるわけですが、何かそうした対応策を考えているのか、お聞きをしたいと思います。
教育次長	先般、給食調理員さんと、それから栄養士さんの間で懇談会を行わせていただきました。その中で、やはり給料面、そのあたりがちょっとどうかなという御意見が出ました。こちらのほうは総務課のほうへお伝えをしてありますので、今後については検討されるのではないかと私は思っております。
三浦議員	総務課のほうにつなげてあるというふうに言われましたけれども、調理員の皆さんは本当に学校給食センターの調理員としてプライドを持って働いてくださるというふうに思っております。時間内に安全でおいしい給食を提供するという気の抜けない仕事をしており、また重労働だというふうに感じております。やっぱり仕事内容に見合った対価を求めるのは、私は当然のことと思いますし、やはり調理員として長く働きたいと思える賃金に見直す必要があるというふうに私は常々思ってきたところです。 今はSNSなどで情報交換とか皆さんはされていたり、それぞれの自治体の処遇などの情報も目にすることも多く、簡単に把握ができるわけですし、そうした点でも、やはり仕事の内容に見合った応募の選択肢になるような賃金への見直しが私は必要だというふうにずっと考えてきているところです。 総務課のほうにつなげたというふうに言われましたけれども、保育士さんや保育園の調理員さんもそうですけれども、仕事の内容に見合った処遇がやっぱり求められているんじゃないのかなあというふうに思います。 会計年度任用職員としての雇用ではありますけれども、プロとしてずっと働くことの

できる職場だというふうに私は考えております。そういう点では、やはり賃金の問題が一番の課題かなあというふうに考えておるところです。

そういう点では、教育委員会からもそうした要望が出ていると思いますので、ぜひ前向きに、今現在頑張っている調理員の皆さんが安心して仕事に就ける、またそうした仕事を選んで応募して仕事をしていただける方が増えるような、そういう処遇改善を私は求めたいと思いますけれども、そういうわけで、教育委員会は要望するしかありませんので、その辺のところの町長の所見をお聞きしたいと思います。

町長

給食調理員の皆様方もなかなか人が集まらないという事情、また、そのほかによく足りないという耳にするのが保育士でございます。保育の先生、これがなかなか集まらないということです。

この4月でしたか、本年度の当初、どういう状況であるか原因を探ってほしいということ、やはり給料面が他自治体に比べてちょっと劣悪感があるということ、それじゃあそれをまず解決してほしいということで、副町長以下担当者に指示を出しております。しっかりと研究されて回答が出てくるものと思っております。

三浦議員

ぜひ前向きに、やっぱり長い間一緒に仕事として働けるような職場であってほしいなあと、プライドを持って頑張っていてくださる皆さんですので、そうしたところで働きたいと思えるような体制にぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

では、1—2のアレルギー食を担当する調理員、アレルギー食についてお聞きをしたいと思います。担当する調理員はお一人というふうにお聞きをしています。確認をいたしますけれども、現場の今の調理員さんが8人というふうにお聞きをしましたけれども、アレルギー食の担当もその中に入っているというふうに理解をしてよいのかお聞きをします。

教育次長

それでは、アレルギー食の担当者に事故があるときの対応ということでございます。アレルギー食対応についてなんですが、当給食センターにはアレルギー食対応のアレルギー調理室が完備されております。

今まではアレルギーに対応できる栄養士がいなかったため除去食のみを行っていましたが、このたび町採用の管理栄養士を配置することができ、今後は食物アレルギーがある児童生徒の保護者と面談や打合せを行いながら提供できるよう準備を進めております。

先ほどの8人の中には含まれておりません。新しい管理栄養士を採用いたしました。ただいま管理栄養士の採用ができたということで、アレルギー食が、除去食から、きちっとした安心しておいしくいただける給食が提供できるのかなあというふうに思います。

三浦議員

調理そのものは、栄養士さんがやるということではなくて調理員さんがやるということになるんですか。その辺は。

教育次長

アレルギー食でありますので、調理そのものも栄養士が行うこととなっております。管理栄養士がアレルギー食の責任を持つということです。安心をいたしました。ぜひ、新しくまた調理員が手を挙げて仕事に就いていただけるように期待をするもの

三浦議員

です。

次に1—3の害虫駆除について質問したいと思います。

6月の定例会で害虫駆除に対する補正予算が組まれました。出来たての給食センターに害虫なのかと思えますけれども、実は6月の定例会中に学校給食センターの視察が委員会でありまして、その際に研修室の入り口付近に何とごきぶりホイホイが置いてあったんですね。これは何かと目に留まりましたので、私は物好きですので取り上げて中をのぞいてみました。何と大きなゴキブリが1匹ひっついていたんですね。とても驚いてしまいました。私がそのときに思ったのは、大勢の人間が玄関から出入りをするときに入ってきてしまうのかと、対策が必要ではないかというふうに感じたわけです。

ですので、予算もつきましたので、その後の経過をお聞きしたいと思いますし、また害虫侵入に対する対策が十分かどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

教育次長

学校給食センターの害虫対策でございます。

建物は戸や窓があるため、内部への害虫の100%進入阻止は困難であります。

調理室内部に行くまでに各部屋があり、部屋ごとに虫の除去をし、また野菜等の食材については、3回水洗いを行い、虫などの異物等が給食に入らないよう気をつけております。

補正予算後、専門業者によるモニタリング調査を行い、今回、サッシの下の隙間に防虫対策ブラシをつけるなどし、より防虫対策強化をしているところでございます。この防虫対策ブラシは議員が見られたごきぶりホイホイの部屋でありまして、ブラシをつけることにより害虫を防いでまいるということでもあります。

引き続きモニタリング調査を行いながら、結果により、その都度対応してまいります。

なお、日々的小まめな管理により給食に虫が混入した事例はございませんので、よろしくお願いいたします。

三浦議員

新しくてもどこかの隙間から害虫が入ってくると、虫が入ってくるということを専門の業者の方が言われたというふうにもお聞きしておりますけれども、窓にブラシをつけたと、サッシにブラシをつけたということで、これでどのくらい効果があるかなあというのも思うところです。

モニタリングをされていくということですので、ぜひ対応策をしていていただきたいなあと思うんですけれども、そういうことになると、年間を通してそうした業者さんがチェックをしながら対応をしていくということになるということなんでしょうか。これからずっと給食センターの害虫駆除というのは毎年毎年経費がかかり、進入を防ぐための対策をこれから何十年とやっていくのか。

そういったモニタリングをする中で、新しくほかの方法で、例えば出入口にエアシャッターをつけたり、私がちょっとそのときに思ったのは、通常の玄関は大勢の人たちが研修やなんかで出入りをするので開けっ放しになりますので、研修室に入る別の入り口を研修室に作ったほうがいいんじゃないかなあと思ったり、玄関にはエアカーテンをつけるというようなことも必要ではないかと思ったんです。

業者さんのお話をお聞きするとそれで対応できるのかどうかもちょっと疑問ではあり

ますけれども、長い間、毎年毎年そこにそうした経費をかけるなら、お金がかかってもっと根本的なところで対策を打つという方法もあるのではないかというふうに私は感じたところなんですけど、その辺のところの見解はどんなふうに思っておられるのか、お聞きたいと思います。

教育次長

こちらのモニタリング調査なんですけれども、国で示している学校給食衛生管理基準におきまして1か月に1回以上点検をということで定められておりますので、まずモニタリング調査は毎月行っていくということであります。それで虫等を発見した場合にはその都度対策を講じていくということで、そのほかには、整理整頓をしたり消毒をしたり掃除をしたりとか、そういうようなことをするようにということで指示がありますので、モニタリング調査の結果、不備が生じたら対策を講じなければならないという状況であります。

三浦議員

そういう指示があるということですので、そういう中で適正に対応していただきたいなあというふうに思います。

何よりも、新しい給食センターができましたので安心・安全でおいしい給食が提供できるように頑張っただけで対応をしていただきたいなあというふうに思います。

それでは2つ目の質問に移っていききたいと思います。

2つ目は「町道・県道などの草刈りの住民負担の軽減を求めるが」ということで質問をしていきたいと思います。

お手元に1枚のカラー写真を参考資料としてお届けいたしてあります。

道路の路肩、のり面の草がやたらと気になる季節となってまいりました。特に、お盆を過ぎて秋に向かう今、葛やアレチウリの繁茂の勢いには驚いてしまいます。

お手元にお配りしたのは町内の町道や国道の現状です。もっとたくさん写真を撮ってまいりましたが、皆さんに提供するにはあまりにも量が多いので、このくらいにさせていただきました。

田畑に面した路肩などの草刈りは近くの所有者の人が行ってくれているところが多いというのが実情です。その中で、地域の住民の皆さんも草刈り作業や、様々なところで皆さんが草刈りを担っていてくれているところです。

しかし、手の届かないところや、もう手には負えないと、そういう場所もたくさんあって、それが現状です。

特に、皆さんのお手元にありますけれども、下の段に3つ写真が並んでいますが、一番右側の写真は、これは松の木にアレチウリが巻き付いております。これは日曾利の山ノ田に向かう途中でありますが、町道のほうにアレチウリが乗り出してきております。

ほかにも町内の至るところにアレチウリが繁茂しておりまして、ひどいところでありまして、本郷の153号線、本郷の道の駅の少し東のほうになりますけれども、そこはもうアレチウリが歩道を覆いつくしておりまして、とても歩道を歩けるような状況ではありません。そんなところが町内のあちこちにだんだん見受けられるようになってまいりました。

特にアレチウリなんですけれども、特定外来生物であり、基本は抜取りをしなくては

なりませんし、外来生物法ということで法律もあります。処理の仕方も決められています。

草刈り機で刈り取ることはアレチウリは駆除をすることができません。

また、除草剤をまいてしまいますと在来の植物と一緒に枯れてしまいます。それでは外来植物を駆除する価値がありません。

ところが、近年、町内の至るところにアレチウリが繁茂しているわけです。道路にも広がっているのが現状です。

今は花が咲き始めております。花にはスズメバチが好んでやってまいります。

さらには、実がつき始めるころには細くて細かいとげに覆われて、とても手がつけられるような状況ではなくなってしまいます。こうなる前に駆除をしなければ、さらにアレチウリの被害が拡大するという状況を踏まえて、私は質問をしたいと思います。

基本的には町道、県道、国道の草刈りは管理者が行うものと私は認識しておりますが、町道、県道、国道の草刈りは、それぞれどこの管理責任で実施をしているのかお聞きをいたします。

建設水道課長 初めに、町内の道路におけます草刈りなどの維持管理につきましては、これまでも地域の住民の皆様の御協力をいただいていることに対しまして、この場をお借りして感謝を申し上げる次第でございます。

御質問のそれぞれどこの管理責任で実施しているのかでございますけれども、国道及び県道につきましては長野県でございまして、町道については町でございまして、

三浦議員 それでは、道路の草刈りはそれぞれどのような方法で実施をしているのかについてお聞きをいたします。

建設水道課長 草刈りの方法でございます。

まず、国道及び県道につきましては長野県で行っております。こちらについては、年に1回、草刈り業者に業務を委託いたしまして行っておるところでございます。

また、別の方法といたしまして、バイパスですとか伊那生田飯田線の道の駅田切の里から駒ヶ根境、こちらについては県のアダプトシステムを利用して草刈りに必要な資材を支給していただき、地域の皆さんに草刈りを実施していただいております。

町道につきましては、交通量の多い広域農道については町で業者に委託をして実施をしております。

それ以外の町内にありますほとんどの生活道路の多くは、区会、自治会が中心となって地域の皆さんと行います道路清掃や道路沿いの地先の皆さんにそれぞれ定期的に草刈りを行っていただいておりますのが現状でございます。

三浦議員 ただいまは、どこが管理をしているか、どんなように草刈りをしているのかというふうにお聞きをいたしましたところです。

基本的には、国道は国、県道は県、町道は町の管理責任だというふうに思います。

国道を長野県がということは、国から県が任されてやっているというふうに受け止めるわけですが、今お聞きをしました作業の在り方ですと、例えば国道ですね、県

道もですが、年に1回、委託草刈り業者が草刈りをやると、いつやるのかなあと思っていましたら、お手元にある「国道 153 本郷地籍」1と2がありますけれども、ここはお盆の頃にお盆を前後して業者が草刈りをしました。どこをしたかという、路肩だけです。

御覧いただきましたように、左側の「1」と書いたところは大きなのり面です。御覧のとおり、奥のほうに見えるのはニセアカシアだったりクルミの木だったり、そんなのがもう大きくなっております。

右側、2番のほうは、そうした大きな木はありませんけど、もう少し手前のほうには大きなネムノキが大木になっております。年々大きくなっております。

こんなふうに路肩だけきれいにしていきましたけれども、元のように草がいっぱい生えている状況になっております。

少し前、もう10年くらい前までは、こののり面の下に住んでいらっしゃる方が——この写真の大きな左側の1番ですけれども、今は葛やこんなに大きな木が茂っていますけど、その頃はカヤ——ススキですね、ススキが私よりももうとても、私はうずまってしまいますけど、そのくらい大きく伸びておりまして、とても見かねて草刈りをしていたいていたんです。大変な作業だと思いますけれども、やっておりました。

ところが、お体を悪くされて、三浦さん、とても俺はもうできないので何とかしてくれと言われまして、その頃の担当課に何とかできないかというふうにお願いをしたところ、今回だけだよと言って、伊那建設事務所、県のほうでこののり面の草刈りをしました。それはもう七、八年前です。それから何も手が入っておりませんので、このような状況になっております。

ですので、本当に国道ののり面は誰が管理するのかということが、本当に国道も県道もそうですし、町道もそうですけど、誰が草刈りをするのかというふうにつくづく思うわけです。

ほっとけばこんなふうになってきますし、大変な状況になってきております。これでまたほっとくと、今はまだこののり面にはアレチウリは出ておりませんが、すぐ近くまでアレチウリが広がってきておりますので、いずれこどもアレチウリの土手になるのではないかと、のり面になるのではないかと心配をしているところです。

それで、私はそういう管理の仕方っていうのは本当に怠慢じゃないかと、管理者の怠慢じゃないかっていうふうに思うわけで、県が受けているかもしれませんが国道です。国土交通省の中部地方整備局に、ぜひ町として、国道の草刈りはのり面まできちっと業者に発注をして、毎年でなくても、せめて2年に一遍くらいはきちっと草刈りをしてほしいというように求めていただきたいというふうに思います。

こんなに大きくならなければ、1年2年だったらそれべしの草刈り機でも木を除去することができると思います、草刈りと一緒に。でも、こうなってしまうと、やはり専門の木を倒して処分する草刈りだけではない作業が伴いますので、ぜひそういうことを求めていただきたいというふうに思います。

県道についても同様だというふうに思います。

建設水道課長

先ほど広域農道も言われておりましたけれども、久根平の工場のほうへ上っていくあのこののり面も、私は作業をしている方を見たことがありますけれども、とても大変な作業だなあというふうに思っております。

ぜひ、そういう点ではのり面までもきちっと対応するように求めていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。お聞きをします。

まず初めに国道の草刈り、この写真の場所ですけれども、町としても、県の現地調査がある中で、毎年、箇所として県のほうへは要望している箇所となります。

御質問のありました国へ要望ということでございますが、飯島を通っている 153 号については長野県の管理ということで、国の管理ではございませんので、そこら辺はよろしくをお願いします。

ということで、町としてもいろんな御意見をいただいております、ここののり面もそうですし、県道ののり面もそうでございますので、国のほうへ力強く要望をしてみたいと思いますし、毎年の現地調査がございますので、そういった折々で要望をしていきたいと思います。

また、町道ののり面につきましても、今言われたいわゆる高いところののり面ですけれども、毎年はちょっとできませんけれども、定期的には実施はしておりますので、よろしく願いいたします。

三浦議員

先ほど申しましたけれども、今回だけだよと言ってのり面の草刈りや木を切るというような態度では本当に冗談じゃないと言いたいの、ぜひ、やっぱり管理責任として管理をきちっと受け持って委託をされているのであるならばのり面までもきちっとやってほしいと。

やってくれないというのは、国はというふうに県にお金を出して国道の管理を委託しているのか、細かいことは分かりませんが、やはりそれべしの費用を国は一応出しているというふうに思いますので、お金がないからとか、そんなにとってもそこまで手が回らないというのではちょっとおかしいかなと思いますので、ぜひ強く要望をしていただきたいと思います。

それでは、次に 2—3 で、特に町道は地域の住民の皆さんが当然のこのように草刈りを担ってくれております。

ところが、最近は高齢化がありまして、高齢者が増えて町道の草刈りが大変になっている、広範囲で大変だなど、住民負担が重いために、何とかならないのかという声が聞かれるようになっております。最近では、住民懇談会の中でも、鳥居原の皆さん、高遠原の皆さん、そのほかの自治会の皆さんの中でもそんな声が聞かれるようになってきております。

また、自治会で作業をしている中でも、大変だと、もう自治会での草刈りも限界に来ているというような声も出ております。

私の隣組でも作業をしているわけですが、まだまだ、一番年が高くて仕事に出てきてくれている人が 70 代半ばですので、あと 5 年は大丈夫かなというようなことを言いながら、5 年後はどうなるのかと見回してみますと、跡取りがいない、みんな年を取っ

てしまう、同じ作業ができるかといったら、とても無理だねと、草刈り機だって使って危ないじゃないかと、体力的にも無理だろうと、だんだん男性も出て来られなくなって、女性の数が増えてきて、これでできるのかというようなのが実態になってきて、数年後の心配をする声の中から出てきております。まだまだ若いうちのお組合でそうなのですから、もっともっと、とてもとても大変だということがあって当然というふうに思っているところです。

実は、私が議員になって、20年くらい前なんですけれども、当時70代後半くらいの男性から、自分の家の分だけでももう草刈りは精いっぱいだと、町道の草なんだから町で何とかしてほしいと、言ってほしいと頼まれました。それで、担当に行きましてそのように言いましたところ、そのときのお答えは、みんながやっていることで、やってもらわなければ困るというのがそのときの私へ返ってきた答えです。

しかし、今は住民の皆さんの共通の認識として、この草刈りは何とかならないのかという状況になってきております。住民の皆さんに依頼した町道の草刈りの在り方も町として見直すときが来ているというふうに私は感じる場所ですけれども、対策を検討しているかどうかについてお聞きをいたします。

建設水道課長

町として対策を検討しているかという御質問でございます。

町道の除草については、今までも皆さんの頑張りでやっていた部分がある部分でございまして、いろんな支援という面で検討を進めているところなんですけれども、具体的に今検討しているものを申し上げてまいります。

1つ目でございますが、現在は現物支給ということで町の制度がございまして。今は除草剤が支給材料ということなんです、その内容をもっと拡充しまして、必要な材料の支給を考えていくというのが1つ目でございます。

2つ目でございます。現在、農地の草刈りへ支給している多面的機能支払交付金事業、この制度を参考にしまして、これの道路版の制度の創設を検討していきたいのが2つ目でございます。

3つ目といたしましては、現在、除雪について各自治会へ協力費という形で支援をしているんですが、これの道路の草刈り協力費ということで、こちらを創設していくことの検討でございます。

4つ目としましては、町が実施している草刈りの範囲を広げるというのが4つ目でございます。

人的な支援はないのかということもありますけれども、まずは今それぞれの頑張りでやっていた部分への支援を考えていきたいというところでございます。

町道全ての草刈りは行政だけでは限界があることから、これからも地域の皆さんのお力が必要でございます。今後も協働のまちづくりの一環として身近な地域組織で実施していただいております道路清掃などに若い方も含め地域の皆さんがよりあってお互いに協力し合うことが重要でございます。今後も、区会や自治会、地先の皆さんのお力をいただきながら行っていく必要があると考えておるところでございます。

三浦議員

ただいまは4つの案、対策を検討しているということでありましたけれども、いずれ

にしても今のお話ですと地域の住民の皆さんのお世話にならないと町道の管理はできないと、ぜひ草刈りを協力しながらやってほしいということになりますので、地域の皆さんには、今の町の方針でいきますと、皆さんにも協力をしたていただくということに御理解をいただくということだそうですので、そこから、じゃあどうしたら負担が軽減できるかという問題になってくるというふうに思います。

私としては、とてもお勧めできないのは除草剤なんですけれども、楽にはなりますよね、除草剤をまいたら草は。ただ、環境への問題を考えると、とても将来的に不安なものですけれども、地域の皆さんの負担軽減としては1つの手段かなあというふうにも感じるところです。

あとは、協力金を増やすと、交付金を増やしたり協力金を出すということで、若い人がいてそこに携われるという環境があれば、こんなことを、皆さんがもうやめたいと、何とかしてくれなんて言わないというふうに思うんですよ。

先ほど例を出しまして私のお組合の話をしましたけど、私のお組合のお隣へ行きますとまるきり人がおりません。若い人が1人2人いるから、じゃあその皆さんお二人でやってくださいというわけにもいかない中で、みんなで分担しながらそれぞれの受け持ちをやるというのが実態ですので、全体として、やはりもう一つ、お金の問題でもなく、人が必要という話なんじゃないかなあというふうに私は思います。

ですので、地域の皆さんの協力というだけでないプラスアルファがないととても対応できない、できるところとできないところと町内のあちこちで違いが出てしまうというのが実態だと思いますので、もう少しまめに実態を把握しながら、何でしょうね、あそこはこういうふうにしてもらったのにこっちは違うとか、うちはこんなふうは何もしてくれないのにあそこは手厚いじゃないとか、いろいろまたそういう問題が出ないような、もう少し情報を聞き取りながら対応を考えていつていただきたいなあ。

例えば、先ほど除雪の協力費というお話がありましたけれども、除雪については、自分たちの手にはとても負えないということで、自治会によっては業者さんをお願いをするとか、いろんなことをやっているところも中にはあるんじゃないかなと思うんですね。

ということで、手のないところにはそうした業者さんをお願いするとか、もっと元気な人に協力金でお金を払いながら、そういうところに携わってくれる人をつくって町から派遣するとか、何かいろいろ考えていただかないと、一律にこういう方法でいいんじゃないかっていうわけにはいかない気がしますので、ぜひ、もう少し研究をしていただきたいなあと思います。本当に大変だと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それはそれにして、ぜひ検討していただきたいということで、2—4に行きたいと思います。

皆さんのお手元にある写真の上の段、稲がすっかり実って狩りどきになっておりますけれども、そこで作業をしている皆さんは本1の皆さんですね。こののり面は町道の下になるんですけれども、町道に面しているんですね。高さが6メートルあるんですね。かなりの傾斜ですし、そこで地域の皆さん、自治会の皆さんが草刈りをされております。何かあったら、もう本当に命もかけるようなところの作業を皆さんがやっておられます。

	ここは、本1のある一お組合が受け持っているところを作業しているところに、ほかのお組合の皆さんの作業が終わったら助っ人に入るということで、自治会総動員で草刈りをしているというふうにお聞きをしております。いいんですか、これでと、私は言いたいです。本当にこうしたところで一度事故が起きれば重大な事故になりかねないという危険な場所でもあります。 ですので、こうしたところは町が、やはり地域の住民の皆さんにお任せするのではなくて、違った方法で、もっと若くて力があって、こうした作業に耐え得る方たちをお願いするということができないかと私は考えております。ぜひ町として、そうした草刈りの必要なところをパトロールしながら、草刈りも必要なところは担当するような方を、雇用の創出という面も考えて、ぜひそうした方を雇用しながら、雇用創出と草刈りに対応できるような仕組みを検討していただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。お聞きをして質問を終わりにしたいと思います。
建設水道課長	まず御質問の内容についてお答えいたします。 自治会をはじめ地域の皆さんには、交通量の多い道路で通行車両に接触するおそれのある場所や高い道路構造物の上ののり面など不安定な場所などでの作業に、危険が伴う草刈りもあると認識をしております。自治会の中でこのような危険が心配されるような箇所については、まずは無理して草刈りをなされず、町のほうへまずは御相談をいただければと考えているところでございます。 御質問の雇用の部分につきましては、今後の研究課題ということでお願いしたいと思っております。
議 長	以上です。 時間です。
議 長	〔三浦議員復席〕 ここで昼食のため休憩とします。再開時刻を午後1時30分とします。休憩。
休 憩	午後0時02分
再 開	午後1時30分
議 長	会議を再開します。 引き続き一般質問を行います。 1番 浜田稔議員。 〔浜田議員質問席へ移動〕
1 番 浜田議員	それでは通告順に質問を行います。 質問1「1 旧統一教会と教育委員会・町との関係の有無を問う」という内容であります。 1―1、教育委員会は旧統一教会及び関連団体の関わる事業に対して共催、後援などを行ったことがあるかというのが最初の質問であります。

旧統一教会、安倍元首相の銃撃以来、各種のマスコミがいろんな掘り下げをしておりますので改めて説明は必要がないかもしれませんが、一応、一般質問ということもあり、議事録に正確に残すということもあって、簡単に趣旨説明を行いたいと思っています。

この源流、旧統一教会の源流は、既に御存じかと思いますが、軍事クーデターで大統領になって後に暗殺された朴正熙——パク・チョンヒ大統領の時代、およそ半世紀前に遡ります。

このときK C I A——韓国中央情報部による日米韓の政治に対する介入作戦というのが実際に同時にスタートしたということが知られています。その隠れみのになったのが、いわば宗教団体の形を取った旧統一教会だということも知られています。これは既に、コリアゲートというアメリカの政界の買収事件にも絡んで、アメリカの議会で調査委員会が2度、たしか立ち上げられたと思います。それぞれ500ページを超える報告書が出されていて、私も斜め読みはしましたけれども、既にムーンという名前、要するに教祖の名前を中心にどれだけアメリカの政界に食い込んでいたかということが記録されています。

こういうことで、いわゆる靈感商法にとどまらず、多大な影響を日米韓に与えてきた。その少なからぬ原資が日本の信者から様々な形で巻き上げられてきた。公に知られているだけでも年間600億円というふうに言われています。これは表のルートを通じたものですね。600億円っていうのはある意味で1兆円企業の個人利益に相当するぐらいの額です。どれだけ巨大な財産が信者及び関連の家庭から巻き上げられたのかということと、それから、その結果、日本の政治が大きく汚染されてきたかということが推察できるわけであります。

そんなわけで、伊那谷にも南箕輪村に旧統一教会系の事務所があるというふうに伝えられておりますので、この伊那谷でも少なからぬ政治の汚染が続いているんじゃないかということを懸念しておりまして、それが当町に及んでいないかということが最初の質問の趣旨であります。

よって、最初に申し上げましたように、まず教育委員会、ここにおける影響について調査はなされたのか、その結果はどうだったのかということについてお尋ねするものであります。

〔片桐教育長登壇〕

教 育 長

それではお答えします。

旧統一教会に限らず、宗教団体や政治団体への共催、後援については、教育委員会としてはこれまで行っておりません。

ただ、今年度、8月10日の信濃毎日新聞で報道されました第9回親守詩——親守詩っていうのは「親」っていう字に「守」っていう字に「詩」って書くんですが、親守詩長野県大会の後援申請が飯島町教育委員会にもあり、承認をした事実がありますので、その経過について御説明いたします。

今年5月8日付で親守詩長野県大会実行委員会から第9回親守詩長野県大会の後援の

申請が飯島町教育委員会宛てにあり、審査の結果、5月25日付で後援を承認いたしました。

8月10日、信濃毎日新聞がこのイベントに旧統一教会に関連すると見られる「サンデー世界日報愛読者の会・飯田43とも倶楽部」という団体が協賛していたと報じました。この団体は既に8月初旬に協賛を取り下げておりますが、信濃毎日新聞によれば、松本市は後援を取消し、諏訪市、伊那市、飯田市は撤回しないとのことでありました。

親守詩長野県大会は、昨年度まで親守詩長野県南信大会と称したものを今回グレードアップさせて長野県大会と改称し、協賛をより広く呼びかけたところ、この団体が新たに加わったとのことであります。昨年度まで、この団体は親守詩の南信大会の協賛団体には入っておりません。

今年6月に発行されたイベントのチラシには71の協賛団体が列記されておまして、その中にこの団体が載っております。

しかし、今年5月の当町への後援申請時に添付されていた資料——これは開催要項と昨年度のチラシ、それから団体の規約、役員名簿、収支予算書から、この時点ではこの団体が協賛団体に加わることは知り得ておりませんでした。

8月初旬の取下げ以降、このイベントは旧統一教会とは全く無関係で、もともと宗教的なイベントではありませんので、教育委員会としては後援を見直す必要はないと考えております。

なお、8月26日付で親守詩長野県大会実行委員長 新井信一郎様より通知が私どもに届いております。省略しますけれども、結果、特定の宗教や政党のための活動ではないとの御判断をいただき、引き続き長野県様、長野県教育委員会様より後援継続をいただくこととなりました等の通知文が届いております。

なお、親守詩について若干お話をさせていただきますと、初めの五七五を子どもがつくります。その後、五七五、七七の七七の部分について親がつくる、親と子が1つの短歌を共同でつくるという内容でありまして、この会についてもそれについての表彰等がありますので、特に私どもとしては後援を取り消すということはありませんでした。

〔片桐教育長降壇〕

浜田議員

その件も含めまして、基本的な見解については1―3で改めてお伺いしたいと思います。

ただ、1つ申し上げたいのは、既にいろいろなメディア等が報じておりますけれども、旧統一教会は旧統一教会という形で姿を現しているだけではなくて、百数十に及ぶ様々な団体、あるいはダミー組織をつくっているというふうに報じられています。非常に紛らわしいものもあります。例えば京都プリンスホテルというのがあります。これは、いわゆる西武系のプリンスホテルとは何の関係もありませんけれども、容易に誤解されるようなホテルです。それから世界平和教授アカデミー、ほとんど訳が分かんないですね。それから全国教育問題アカデミー、こんな組織が上げられています。ほかにも様々に見まがうような組織がありまして、こういったことについても十分な注意を払うべきだということを1―1については申し上げて、1―2に移りたいと思います。

町 長
浜田議員

全く同様に、町は旧統一教会及び関連団体と関わりを持ったことがあるかどうかを町長にお伺いいたします。

旧統一教会、またその関係団体と関わりを持ったという記憶はございません。

明確なお答えをいただきました。どの程度調査されたのかについては、また別の機会に譲りたいと思いますけれども。

お手元の資料の1番が信濃毎日新聞の8月20日付の社説です。

先ほど冒頭に申し上げたような政治への汚染っていうのはかなり広く進んでいまして、にわかにクローズアップされてもなぜ問題なのか分からないという本音が透けて見えるけれども、この社説が述べるところでは「その程度の認識では困る。旧統一教会は悪質な資金集めで（中略）反社会的とされる団体だ。」ということで、「被害者は県内にもいる。」ということで、くれぐれもそれぞれの地方政治において十分な注意を払うことを信濃毎日新聞は求めているわけであります。

資料の2ページ目には旧統一教会側が県に12万円を寄附したっていう記録が同じく信濃毎日新聞の9月1日付の記事に載っています。

自民党もかなり浸食されていまして、2ページ目の資料にあるように党の行動指針に関係断絶を明記するっていうことでありますので、少なくとも飯島町が後れを取ることがないように求めて、1―3に移りたいと思います。

そういった様々な報道、それから様々なダミー団体、こういったことで、町政あるいは町の教育が汚染されてはならないということを思うわけですが、改めて町長、教育長の旧統一協会に対する見解をお伺いしたいと思います。

町 長

旧統一教会の見解をというお尋ねでございます。

日本には宗教法人が何と18万余、18万余あるということでございます。その中で個人の信ずるところにより教徒、信者になっているものだと思っています。

国民がどのような宗教を選ぶかは自由で、これは憲法で保障されている宗教の自由や信教の自由、あるいは内面の自由というものに由来するものだと思っています。

旧統一教会につきましては、私自身、十分な情報や知識は持っておりません。ほかのどのような宗教でも同様でございます。私は浄土真宗と神道で、これについては若干知識がございますけれども、他宗教については、旧統一教会と同様、深くは存じ上げません。したがって、町長の立場で議会において旧統一教会だけを取り上げて見解や評価を述べることは差し控えさせていただきます。

町長の日々の活動の中でお行き会いますの方々に対しまして、その方の思想、信条や宗教を確認することは、その都度ございません。どのような方でも一町民として、一來客として対応させていただいております。

ただ、宗教は何であれ、法に抵触する事案につきましては、司直の手で裁かれるべきだと思っています。

教 育 長

お答えします。

私自身は、旧統一教会や関連団体に対する十分な知識や、それから判断する情報を持ち得ていないのが実情であります。よって、この場で教育長の立場として見解を述べる

	ことは控えさせていただきたいと思います。
浜田議員	そういうお答えも想像して一番最初に質問の趣旨説明をしたんですけれども、私は一度も宗教団体であるとか思想信条の自由であるとかいうことには触れていません。そうではなくて、これは宗教を隠れみのにした政治団体だということを私は申し上げたわけです。その点についてどういうふうにお考えかということをお尋ねしたわけですが、大変残念なお答えしかいただけなかった。これはこれとして広く町民の皆さんにお伝えしたいと思っております。 それでは2つ目の質問に移ります。 「安倍元首相葬儀への弔意要請に対する教育委員会の立場を問う」ということであります。 これは私も新聞を見るまで知らなかったんですけれども、安倍元首相の家族葬、このときに全国の様々な都道府県の教育委員会から、あるいはそれぞれの自治体の教育委員会かもしれませんけれども、学校に半旗を掲げるようにという要請があったということでもあります。
教 育 長	飯島町ではどうだったのかということ、まずお尋ねしたいと思います。 お答えいたします。 この家族葬に関しまして文部科学省、長野県教育委員会より指示及び要請等はありませんで、飯島町教育委員会として町内小中学校へ半旗の掲揚について要請は行いませんでした。
浜田議員	では2－2に移ります。 今度は国葬についてです。これは恐らく政府のほうも求めないということを行っているので問題はないかと思っておりますけれども、仮にもし要請があった場合にはどういう立場を取られるのかお尋ねいたします。
教 育 長	答えいたします。 安倍元首相の国葬についての対応につきましては、先ほどと同様、文部科学省、長野県教育委員会等より指示や要請等は届いていない状況であります。したがって、現時点で飯島町教育委員会として具体的に何らかの対応をしていくことは考えておりません。
浜田議員	2番については、長野県教育委員会が常識に沿った対応をしたということも含めて評価したいと思います。 それでは3番目の質問に移ります。 「飯島流ワーケーション（i i ネイチャー春日平）事業提案時の説明に対比して、現在の運営状況の詳細を問う」という内容であります。 昨日の一般質問等をお聞きしていても私がちょっと疑問を感じたのは、もともとの事業の採択時の事業計画と現実との間に大きな食い違いが既に生じているんじゃないかというふうに思ったからであります。 それについてお尋ねしたいと思いますけれども、まず箇条書的に書きました。まず現時点での事業の進捗をそれぞれ具体的な数字とともに御説明いただきたいと思いますけれども、一部答弁もありましたけれども、利用状況と今後の見込み、それから農業ヒー

リングのデータの蓄積状況、それから農業体験の実施状況、メニューの充実度、収益と運営費用の実情、以上5点について簡潔に御説明をいただきたいと思います。

それでは項目に従って御説明を申し上げます。

まず、利用状況と今後の見込みといたしましては、週末を中心に、現在はコンスタントに予約が入っている状況でございます。昨日の一般質問の答弁でも申し上げましたが、今年度の目標に対しまして現在のところ49%の利用という状況でございます。今のところ今年度の目標は達成できるのではないかというふうに判断しておりますが、これまで以上に稼働率を高められるよう情報発信に努めるとともに、新規顧客やリピーターの確保に努めてまいりたいと思います。

また、料金体系につきましても利用しやすいシステムの研究を行うなど、こちらも顧客確保につなげてまいりたいと思います。

それから、2番目の農業ヒーリングのデータの蓄積状況でございます。

これまでに行った推進協議会、また農業体験プログラムの参加者より任意でデータの収集を行っており、1回しかできなかった方もおられますが、数字的には28名、36回分のデータがございます。データの分析については順天堂大学の千葉研究員にお願いをしており、昨年度分につきましては推進協議会内の報告書としてまとめております。

御存じのようにストレス値計測のためには唾液の収集が必要でございますが、昨今のコロナの状況におきましてちょっと断られるという方もおいでになりまして、なかなかうまく集まらないという事情もございます。

それから、次の農業体験の実施状況でございます。

今年度は、これまで何回か体験プログラムを実施してまいりました。月別に申し上げますと、4月はお米の種まきなど参加者9名、それから5月は野菜の定植など参加者20名、それから6月は田植などの作業に参加者18名、7月は野菜の収穫や畑作業、そういったことで参加者は30名、8月についての野菜等の収穫、また畑の作業で参加者70名ということになります。

今後につきましても9月以降に稲刈りや新米試食会などの各種の体験を予定しているところでございます。

それから、メニューの充実度でございます。

体験プログラムのメニューにつきましては、お宿陣屋さん主催のオイナンヨとともに共同して実施しておるところでございます。

今年度のワーケーション推進協議会におきましても会員の増加と仲間づくりを進めプログラムの拡大と充実度を高めることについても重要な課題としており、9月に予定しております協議会でもこちらのプログラム拡大をテーマに会議を開催する計画でございます。

これから迎えます収穫期の農業体験メニューについては現在詳細を詰めているところですが、単なる収穫体験で終わるのではなく、収穫した農産物を加工し食べていただくところまでメニュー化できないか、また自然体験など農業体験以外の新しいメニューも研究、調整をしてまいりたいと考えているところでございます。

	それから、最後に収益と運営費用の実情でございます。 協議会の令和３年度の一般会計収支決算につきましては、収入の部で24万4,000円、これに対しまして支出の部は20万1,761円でございます。 収入の部の内訳につきましては、事業立ち上げ初年度における町からの補助金が20万円、プレ事業の参加者からいただいた宿泊費等が含まれておるものでございます。 支出の部につきましては、プレ事業に関わる消耗品や電気代等の固定経費で支出しております。 以上でございます。
浜田議員	もう少しじゃあ、今の中で幾つか気になった話をお伺いしたいと思います。 まず農業ヒーリングのデータ蓄積状況ですけれども、これは、農業体験をして、その前後の唾液でリラックスが進んだかどうかという調査だと思います。 手元に――皆さんのところにはお配りしてないかもしれませんが、ワーケーション推進協議会の資料によれば、11月19日に文化館ホールで24名が参加、それから12月20日に16名、それから1月2月にそれぞれ5名5名、3月に29名というのが事業報告であります。 これは、そもそも農業体験の前後という中身で取ったデータなのかどうか。私の認識しているところは、例えば文化館の中ホールの場合には、企業やなにかの関係者が来られて、その場で唾液検査をしたような認識を持っているんですけれども、そうではなくて、実際に今の5回で農作業の前後での唾液検査が実際に行われたのは一体どれなのかについてももう少し詳しく御説明いただきたいと思います。
地域創造課長	今議員のおっしゃられた数字の細かい数字をちょっと持っておりませんのであれですが、協議会の中でのヒーリングの検査は、わら細工を体験する前、それからわら細工を体験して作って、それからそれを終わった後に検査をしていますので、そういった間に農業体験なりいろいろな体験のできるものを組み込んでデータを取っておりますので、ただ会議の前に取って会議が終わったとか、来て取って帰るとかいうわけではございません。
浜田議員	そうしましたら、これはデータがあるので、これを開示するのは可能だということでしょうか。
地域創造課長	協議会内の報告書としてまとまっておりますので、情報のほうは御覧いただけるようにしたいと思います。
浜田議員	それから、メニューの充実度についての数字はいただかなかったように思うんですけれども、今メニューは幾つ出来上がっているんでしょうか。
地域創造課長	確実に実施できるものとしましては43になります。
浜田議員	もう一つ、先ほどの農業体験の実施状況、それぞれ月ごとに人数入りで報告がありました。後で申し上げますけれども、まずお尋ねしたいのは、それぞれの農業体験が一体何泊何日の農業体験であったのか、これについて、平均値でも何でも結構ですけれども、実情を答弁いただきたいと思います。
地域創造課長	大変申し訳ありません。手元に細かい資料がございませんが、宿泊者数等から考えま

すと、1泊していただいた方々にこういった体験をしていただく部分もかなり多いと思います。

ただ、収穫体験等、年度当初のところにつきましては近隣の市町村からの体験者も受け入れておりますので、全てがそういう泊まって農業体験かという、そうではないというふうに認識しております。

浜田議員 じゃあ3-1の最後の質問をいたしますけれども、農業体験を受けられた方のうち企業関係者はどのくらいの割合だったのかお尋ねいたします。

地域創造課長 私が把握している限り、認識の中では4名泊まっていた方は企業関係ということで確認をしております。(浜田議員「何%ですか。何%になるんですか」と呼ぶ)

浜田議員 数字をつかんでおられなければ結構です。

それでは3-2に移りたいと思います。

今、大体今年度の実情については何となく理解できたんですけれども、そもそもワーケーション事業が開始される、この予算が通ったときの説明との間には私は大きな食い違いが生じているのではないかというふうに心配しています。

その理由を申し上げます。

お手元の資料の3ページ目、これは(仮称)飯島流ワーケーション整備事業、これは今の議員の方のうち多くの方は御存じないかもしれませんが、2020年の9月議会で8,400万円の事業として提案されたものであります。

このときの提案趣旨は、ちょっとがっかりするぐらい単純な、このページの上のほうにあるポンチ絵と若干の事業概要の説明資料だったわけでありまして。

けれども、その内容は今実施されているワーケーション事業とは随分違う内容でした。

トレーラーハウスを農地近接で設置して、そこを拠点に活動するというのはいいんですけれども、そのときの対象は都市部の企業の社員やその家族だというふうに限定されていまして。もっと言えば、もう少し踏み込んだ説明がありまして、一般の参加者は想定していないという、そこまで言い切った説明だったということでありまして。その理由は、コロナ感染症が完全に終息していない中で行うこともあり、体調管理が組織的になされている企業の社員に限定するというものであります。

これは、予算特別委員会、このページの下のほうに書いてありますけれども、この時点での説明もありましたし、それから同じ説明が、ほぼ同様の説明が、何でしたっけ、観光戦略会議の中で町長からも説明がありましたので、これが町の基本的な見解だったんだろうというふうに思っています。

それから、もう一つは仕事をしながら休暇を楽しむということで、この点でも明らかに週末型ではなくて企業の社員であることを前提とした企画だったということが読み取れます。

下のほうの、これは当時の説明から私が抜き書きしたメモですけれども、全国の経験から、ちょっとした農業体験、1泊2日とか2泊3日とかっていう農業体験はどこでもやっているのにリピート率が上がらないと、もっときちんとした農業体験を行って、それによるヒーリングを調査するというのがその当時の説明でした。現実とはかけ離れて

いるというふうに思います。

それから3つ目、この下のメモを御覧いただきたいと思いますが、感染症対策からトレーラーハウス1台当たり2名に限定すると、最大収容人数は4名であるけれども、それは感染症対策から問題なので2名に限定すると。

その一方、5台ないと十分な唾液サンプルは取れない、要するに10人分のサンプルが欲しいので1台に2名に限定しながら5台必要なんだという台数の必要性の説明にこれが使われていました。

下のメモの4番目、農業ヒーリング、園芸療法を社会ビジネスにできないかの研究を行うということで、5台あれば1台5万円の利用料をいただいて12か月——1年間で300万円、これで1人分の雇用ができるんじゃないか、そんなことがずっと書いてありました。

では、ちょっとした農業体験ではなくて、そこそこヒーリングの効果が確認できる農業体験とは何なのかということになるわけですが、当時の説明では、滞在期間が1年では長過ぎると、つまり1年というのはやや長くてストレスに変わるかもしれないということで、そのあたりは唾液検査も参考にしながら期間を決めていきたいという説明で、それは体験プログラムに依存するというので、具体的な期間は示されませんでした。

ただ、少なくとも、このメモの2番目から読み取れることは、それは1泊2日とか2泊3日とかいう短期間ではないということは容易に推測できるのが当時の説明でした。

こういう説明で8,400万円、これもコロナ感染症対策の国の交付金の1つの用途ということで、ほかの事業に優先して行われた事業でありますけれども、これと先ほどから説明されている事業との間に随分大きな食い違いがあるのではないかなというふうに思っています。

つまり、議会に対して予算を通すための説明、これは非常に重要なものだと思います。この説明と現在行われていること、この食い違いについて町はどういうふうに考えているのか、明確な説明をお願いいたします。

町 長

事業の計画の時点、それは理想形を計画に入れております。

ここ二、三年、宿泊業は、今までの顧客がおりながらも、その経営が非常に厳しい状況にある、倒産したところも幾つもございます。

私どもの事業につきましても宿泊施設を持っていますが、それとは別だというスタンスでお話されるのは、いささか間違いではないかなというふうに思います。

事業が思ったように進んでいない、これは実情ではありますけれども、理想に向かって動いておるわけで、今のお客様をつかむと、まずは手始めからやっている、それは商売の基本的なものじゃないでしょうか。

最初は企業を相手にしている、もっと泊数が多いんじゃないかと、それは理想で、今後、やっぱり企業によく理解していただいて、最終的な形はそこを狙っていくんだと思いますけれども、今、トレーラーハウスが空いていても仕方ございませんので、今のお客様に対して対応していく。

そもそも、ワーケーションの目的は飯島町での体験プログラムです。農業、田んぼもあります、畑もあります、果樹もあります、花、キノコ、農業は一日中仕事があります。その体験が経験できる場所である。また、地域の方々と文化体験ができる、五平餅、そば打ち、わらない、漬物、そして地域の自然と触れ合う体験、それぞれに町内の方々が案内人となっていただいてプログラムを形成していく、したがって町内の方々にも1つの収入の場というものを想定している。

ワーケーション事業の主な目的はトレーラーハウスではございません。体験事業を充実させて、それを目的にお客様に来ていただく、その体験事業が心癒やされるものであるというところにつながってくるわけでございます。

こういう大きな目的の下にこの事業に取り組んだんでございまして、ここ一、二年の間を目指してやっているわけではございません。遠くはリニアの開通したリニア新時代、これに向けて、都市との距離感が非常に縮まる、そのときの体制を整えるという意味もございまして。

二宮金次郎も申しております。「遠きをはかる者は富み 近くをはかる者は貧す」
しっかりとした計画の下に着実に計画を進めていってほしいと思っております。

また、民間の方々もそのつもりで事業を進めているものと思っております。

浜田議員 そうであると、議会を通すための理由と現実が食い違っていることを、一般質問を待たずに、本来であれば町側から計画どおり進まないから方向を変えたんだということをもっと率直に言うタイミングは幾らでもあったと思うんですけども、なぜそれをなさらなかったのかお尋ねいたします。

地域創造課長 細かい部分では、確かに議員の御指摘のとおり変わってきている部分もあるかと思えます。

ただ、町長が申し上げましたとおり、大きな柱、考え方については変えてございません。

ただ、議会のほうにこんな考え方でやっていますよと経過を御報告っていうのは私のほうからもしたほうがよかったかなと思いますが、4月にオープンして、今5か月たったところでございますので、またちょっと整理をして、そこら辺は、きちんと経過説明はさせていただきたいと思っております。

浜田議員 少なくとも議会の信頼を裏切らないような町政運営を求めるものであります。

次に3—3に移ります。

今の話の中で企業の利用は非常に少なかったわけですけども、もともとの母体になっていた事業っていいですか、企業の利用を位置づけたからにはそれなりの背景があったと。

それから、私、明確な記録は思い出せませんけれども、もともと町長が就任されたとき、営業部の設立か何かの折に、間違っていたら申し訳ないんですけども、町長はトップセールスマンとして行動するというふうなことをおっしゃっていた記憶があります。もしそうだとすれば、例えば企業に対してトレーラーハウスの活用に対しては町長自身がどのように働きかけを行ってきたのか、具体的な御説明を求めたいと思います。

町 長

町長は何をしておったんだと、こういうお話でございます。

多少、自分を売り込む話になっても、これは申し訳ございません、最初からお断り申し上げます。

町長の立場は、いろいろの方とお行き会いする機会がございます。そして、企業の方、行政の方、国政の方、いろいろがおります。その都度、この人はこのアンテナを立てていそうだという方には積極的にセールトークが始まります。私の得意な部分ですね。

それで、企業の方が来られてもセールストークを欠かしません。そのときの思いは、名物町長だということを印象づけたい。まず、飯島町がいいっていうよりも、面白い町長だということを印象づけるためのセールストークがまず始まります。(浜田議員「具体的な話を聞かせてください」と呼ぶ)これが、今、具体的な話でございます。トップセールスマンとしての心がけを話しているわけですから、トップセールスマンとして何をしたかということでございますので、お話をさせていただいております。駄目ならここでやめますけど、よろしいですか。(浜田議員うなずく)

お許しが出たのでお話させていただきます。

それで、去年だかおとし、全日空、日立、就職をあっせんするリクルート等5社がこの地域の発信の仕方についての研究会、2泊3日ぐらいでしたかね、やりました。そういう方々が何案を発信していくと、それぞれの御意見、あれはそうだね、15～16人いましたかね、各グループ3つに別れて5人ぐらいずつからやりました。意見をお聞きました。

そのときにも、この方々に対して例のお話をさせていただいて、特にワーケーション、飯島町の体験プログラムを題材にした——観光がございませんので、新しい観光、その地域の「光」を「観る」という観点の中で、この地域にはこういう光がある、それぞれの町民がそれぞれに関わっていてプログラムが開催されているというお話をさせていただきました。

その御縁があって、その中の1人が、今回、議会にもお話させていただきましたけれども、プラザクリエイトとつながりがあって、そこを紹介していただきました。

プラザクリエイトというのは、日本の写真、映像、これを扱うフランチャイズチェーンでございまして、230億円、フランチャイズの店舗を全部入れますと1,700人ほどの関係の従業員の皆さんがおられるということでございます。

この全国に散らばる企業が日本の中で4か所にグランピングを設置したいと……(浜田議員「その話は聞いていないの。あと2分ぐらいにしてください」と呼ぶ)

グランピングを設置したいと、そのときに飯島町を選んでくれという1つは、あの方々は思い出の写真を印刷してあげると、こういうことなんですけれども、会社自体が思い出づくりを創造したいと、そういう場所を提供したいという思いの中でグランピングが始まったわけでございます。どの日本の箇所でも同じに提供しています。

私が言ったのは、ほかのところはその場所で——確かに景色がいいところです。飯島町だって景色がいい。景色のいいところは日本中にあります。どこでも景色がいいんだけど、ほかのところと違うのは、一年中来てくれても体験するプログラムが200

プログラムありますから、シャッターを押すチャンスがプログラムの数だけでも 200 回あるんですよ、一年中あるんです。1 回こっきりのお客さんじゃないですよ、何回でも足を運べる、こういう環境をつくって提供いたしますと、こういうことの中で、まずこれが決め手になって、飯島町に日本の中で 4 つのうちの 1 つのグランピングを投資していただいた。これは投資していただいたんです。そこに集まるお客様がこれから広がっていきます。

そして、当然、プラザクリエイトと関係のあるキャノン、富士フイルム、ソフトバンク、そういう関係も広がっていきます。商売はこういった人間の関係がきちつきちっと積み重なることにおいてお客様が広がっていくんです。ただ飛び込みで企業へ行ってきたって、なかなかそれは、商売をやったことがあるでしょう、営業に行ってもそれはなかなか成立しません。そういう関係をきっちりと構築していくことがビジネスにつながる、今ではありません、何年かかかってそういう関係をずっとつくっていくと、こういう長い目で見なければならない。

こういうことの中で、私の立場というものを一生懸命生かして町長の仕事としております。よろしく御理解のほどお願いいたします。

浜田議員

それでは、時間もなくなりましたので、さっきの会計の件も含めてワーケーション推進協議会の資料にまつわる幾つかの疑問を並べますので、それについて一括して答弁いただきたいと思います。

1 つは、ワーケーション推進協議会は昨年 10 月 27 日に設立されました。町以下 7 団体ですね。これについては事業年度の規定がありません。

それから、マネージャーという職種、これは紫芝田切農産社長が務められていますけれども、職種の規定がありません。

それから、協議会解散のときに有する残余財産は協議会と類似の目的を有する団体に寄附するということを規約の中で決めています、これはトレーラーハウスまで含むのかどうなのか、大変心配なところであります。これについての見解をお伺いしたい。

それから、今年 7 月 8 日に通常総会を行っています。不思議なことに 1 年たっていないわけですが、事業年度がどこか定義されていないのでよく分かんないんですが、この中で、時間がないのでお金だけ申し上げますけれども、大体、収入支出が約 500 万円でした。

そのうち、私が大変びっくりしたのは、その支出の約半分、249 万 2,000 円が農業セラピーの実証・効果検証委託料ということで千葉先生に支払われるといったことになっています。500 万円のうちの 240 万円、かなり高額な委託料です。しかも、事業年度からすれば、10 月末に始まって、つまり 11 月から、事業年度が 7 月の総会までを含めるのかどうか分かりませんが、1 年間務め切ったわけでもないのにこの金額、その後の事業予算の中でも全く同じ、要するに 1 年間務めた場合の委託料も同じ金額になっています。人件費としては随分巨額だと思いますし、それに比べて、実は飯島町に千葉先生がお越しになったのは 5～6 回ですかね、これでこれだけの報酬というのは本当に妥当なのか、こういったところについて、幾つかお尋ねしましたけれども、答弁をお願い

地域創造課長

いして、質問を終わります。

まず最初の事業年度の規定がないっていうのは、ちょっと私もそこら辺の確認をしておりませんでしたので、ちょっと規約としていかがかなあというふうに、本当であればちょっと整備が必要かなあと思っておりますが、考え方としては、国の補助金を使っておりますので年度切替えということで4月～3月と、決算につきましてもそれで区切っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、解散時に関係する団体に寄附するというようなことが書いてございますが、トレーラーハウス自体につきましては町の備品ですので、それを譲渡ということはないという考えで整理いただければと思います。

この考え方は、3年後に法人化というのを目指しております。したがいまして、協議会を発展的に法人化するということを念頭に置いておりますので、関係するものについてはその法人のほうに移していきたいという趣旨でございますので、よろしく願います。

それから2つ目のヒーリングに関する予算の額が大きいんじゃないかということですが、これは国の補助金を100%もらっておりまして、3年間、今年が2年目で来年まで頂けるようになっておりますが、その計画の中で国との協議の中で決まっております。したがいまして、その当時、申請書を上げる段階でそういったものも精査した金額ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長

時間です。

〔浜田議員復席〕

議長

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもって散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

散会

午後2時23分

令和4年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和4年9月15日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 3号議案 令和3年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 第 4号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 第 5号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 6号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 7号議案 令和3年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第 7 第 8号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計決算認定について

日程第 8 第 9号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第4号）

日程第 9 第10号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 第11号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 第12号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 第13号議案 令和4年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 第14号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第14 請願・陳情等の処理について

日程第15 飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第16 議員派遣について

日程第17 議会閉会中の委員会継続調査について

令和4年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和4年9月15日

追加日程第1 発議第8号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援
制度の確立を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第9号 「安倍元首相の国葬の中止を求める意見書」の提出について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 小林 美恵
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和4年9月15日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまでございます。 また、本多代表監査委員におかれましては、御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。どうかよろしくをお願いいたします。 本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議をはじめ各委員会における付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。 去る9月2日の本会議におきまして付託をいたしました決算案件6件、補正予算案件6件について、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。本日はこれらの案件について審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願いを申し上げます。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第3号議案 令和3年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第3 第4号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第4 第5号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 日程第5 第6号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第6 第7号議案 令和3年度飯島町水道事業会計決算認定について 日程第7 第8号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計決算認定について 以上、第3号議案から第8号議案までの令和3年度決算6議案を一括議題といたします。 ここで暫時休憩いたします。
休 憩	午前9時12分
再 開	午前9時12分

議 長

会議を再開いたします。

本案につきましては決算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり決算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。

それでは、一括してそれぞれの議案に対する委員長の審査報告を求めます。

片桐決算特別委員長。

〔片桐決算特別委員長登壇〕

決算特別委員長

それでは委員会の報告をさせていただきます。

会期中、９月７日８日に各分科会にて委員会を行っております。

出された意見につきまして御報告をさせていただきます。

問い「人員不足に関する質問はあったのか」。

答え「建設水道課の質疑の際、災害時に人員不足となる可能性があるとの話があった」。

問い「空き家を壊すときの補助金の存在を持ち主に知らせることはあったのか」。

答え「今年度から補助金がつくようになった。周知の話は出ていない」。

問い「高校生のひきこもり対策はしているのか」。

答え「高校から情報提供を受けている。また、町としては子どもの意見を尊重し、子どもの意見によっては学校に戻すことを必ずしも最善とは考えていない」。

問い「コロナ対策で職員の人員不足はあったか」。

答え「ワクチン接種等で残業が増えている」。

問い「建設水道の人員不足。健康福祉、教育委員会とも人員減。出向が多いのでその分現場の負担が増えているのではないか」。

答え「全体のバランスを見ながら配置をしている。年間を通して調整していきたい。出向者が今年とりわけ多いわけではない」。

問い「低所得者対策、灯油券の発行は」。

答え「くらし復興券第４弾の検証に合わせて検討する」。

問い「コロナ感染状況について事業所内での感染に関する情報は入ってこないのか」。

答え「事業所レベルでは保健所から情報は入ってこない。学校と福祉事業所は入ってくる。買物支援に関しては社協を通じて仕組みをつくっている。プライバシー保護の面もあるので調査までは考えていない」。

以上であります。

採決の結果、お手元の資料のとおりとなっております。

以上です。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

片桐決算特別委員長、自席へお戻りください。

議長

〔片桐決算特別委員長降壇〕

以上で令和３年度決算６議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第３号議案 令和３年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

１番

浜田議員

令和３年度一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場、すなわち不認定とする立場から討論いたします。

過日の決算特別委員会では、私は認定すべきだというふうに考えておりました。

しかしながら、最後の御挨拶で町長から態度を変更することがないという御挨拶をいただきまして、改めて胸に手を当てて議論の経過全体を考え直してみました。

その結果、やはり議会として一定の問題点を指摘する必要があるだろうと考えまして、不認定という立場を表明するものであります。

決算全体はおおむね適正に執行されていたと思います、職員の皆さんの努力によって。

しかしながら、先ほどの委員長報告にもありましたように、人事問題が２つ実は出されました。

１つは管理職の異動が頻繁に行われてきたということですね。一昨年度は１１人中１０人が新任課長になった。それで、この会計年度については、その１０人のうち５人の課長が異動になったということで、これは町民の間からも非常に異常な人事配置であるという声が多数寄せられています。これは、やはり様々な意味で行政の執行能力の低下につながったのではないかとというふうに私は思っておりまして、大変疑問に思うところであります。

それと、もう一つ関連するというふうに思われますのが、先ほどの委員長の報告の中にあつた、特に住民の安全・安心に直結する、行政の基本とも言える健康福祉、あるいは教育、あるいは上水道、ここの人事配置が薄くなっていて、それに対してワーケーションといいますか、町長の肝煎りの事業のところに外向の職員が置かれているという点であります。これに対する町長のお答えは事業ありきだという非常に断定的なお話でありました。これは、私はあつてはならないことだというふうに考えるわけであります。

したがいまして、個別の財政的な問題は置いておいて、執行の在り方の中に見過ごすことができない問題があつたということです。これは、やはり議会として指摘しておく必要があるのではないかと、そういう意味で一般会計については不認定とすべきだという討論にしたいと思います。

議長

５番

坂本議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

それでは賛成の立場で討論いたします。

令和３年度は、コロナへの感染対策や予防接種、またコロナに関わる経済対策対応の給付事業や補助金事業が多くありました。どの課も平常業務以外の仕事が増える中、課

議長
7番
三浦議員

を越えた職員の応援、また残業の多い課もありました。それでもよく頑張って対応していただいたと思っております。

予防接種は、受けたい方の時間をこちらから決め、そのときに来ていただいた取組は、大きな混乱も招かず、着実に実施でき、他町村から尋ねられる方法でした。

また、保育園、学校では大きなクラスターの発生もなく、感染対策がきちんと行われた結果であると考えます。

ただ、人事においては、反対討論の中で言われました課長級が異動となる中、定住促進や空き家対策、文化館の利活用、営業部の取組など、停滞を引き起こしていたと考えております。

職員の人事交流はスキルアップをするためよいことではありますが、出向においては、職員減になるため、政策が多くに住民にとってメリットがあるかどうか慎重に考えていただいた中での出向としていただきたいと意見を添えて、賛成といたします。

次に原案に反対討論はありませんか。

私は、令和3年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論をいたします。

委員会での審査の過程では認定すべきものというふうに考えておりましたが、委員会最終日の理事者への総括質疑の中での理事者の答弁を考慮して考えました。その結果、私としては反対をすべきかというふうに考えを変えたところです。

理由については、決算審査の過程での理事者に対する総括質疑において、審査の中で職員が不足している実情があることを踏まえて理事者の認識をただす内容がありました。理事者答弁では、飯島流ワーケーション事業推進のために重点を置いた職員の配置を実施しているというふうにお聞きをいたしました。

新型コロナワクチン接種に関わる健康福祉課では、係や課を越えて人手不足に対応したり残業で対応するなど、職員の負担は大きいものでありました。現在でも解消をされていない状況です。

教育委員会でも給食センターに人員が取られこども室や生涯学習で人員不足をしているというふうに言っておられ、もう一人配置をしてほしいとの実情を聞いております。

水道係では、大雨や長雨、台風などによる取水口の管理や安全な水道水の提供のために昼夜を問わず対応しています。人員が少ないために、職員の負担は想像以上にあるというふうに思います。

このような状況を改善し、職員が心身ともに健全に働ける職場環境をつくるべき立場の理事者の姿勢として、私は容認することができないと感じております。

令和3年度の事業が人事によって職員に負担増となって現れました。

さらに、総括質疑で明らかになりましたように、職員配置による弊害があったことを認めない姿勢が人件費にも反映した決算であるというふうに判断をいたしました。よって、決算認定に反対するものです。

全体の中では、私は認定をすべきものというふうに考えておりましたので、理事者の

議長
2 番
久保島議員

総括質疑での答弁によって反対と、認定に反対するというふうに決めました。

以上です。

次に原案に賛成討論はありませんか。

私は令和 3 年度一般会計歳入歳出決算を認定すべきものということで討論させていただきます。

財政状況を見ましても、コロナ禍にあって非常にイレギュラーなものが多かったという中で堅実な運営ができたというふうに認識しております。

一部財政指標については、非常に改変が見られておりますけれども、これは一時的なものもあるかもしれないので、今後はさらに注視をしていていただきたいというふうに注文はつけておきます。

また、人事の面では多少無理なところはあったというふうに思いますが、職員の皆さんの御努力で乗り切ったというふうに思います。

令和 3 年度決算につきましては認定することが適正であるというふうに考えております。

議長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 3 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長

御着席ください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、第 3 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に第 4 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 4 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。

		本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。(起立者着席) 起立全員です。したがいまして、第４号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。 次に第５号議案 令和３年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第５号議案 令和３年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。 本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。(起立者着席) 起立全員です。したがいまして、第５号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。 次に第６号議案 令和３年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。 討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第６号議案 令和３年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。 本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。(起立者着席) 起立全員です。したがいまして、第６号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。 次に第７号議案 令和３年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第7号議案 令和3年度飯島町水道事業会計決算認定について採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。 本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。(起立者着席) 起立全員です。したがいまして、第7号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。 次に第8号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計決算認定について討論を行います。 討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第8号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計決算認定について採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。 本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。(起立者着席) 起立全員です。したがいまして、第8号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。 ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。
休	憩	午前9時31分
再	開	午前9時32分
議	長	会議を再開いたします。
議	長	日程第8 第9号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算(第4号) 日程第9 第10号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 日程第10 第11号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 日程第11 第12号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号) 日程第12 第13号議案 令和4年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号) 日程第13 第14号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計補正予算(第1号) 以上、第9号議案から第14号議案までの令和4年度補正予算6議案を一括議題といた

します。

本案につきましては予算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり予算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。

それでは、一括してそれぞれの議案に対する委員長の審査報告を求めます。

坂井予算特別委員長。

〔坂井予算特別委員長登壇〕

予算特別委員長
議 長

それでは予算特別委員会の委員長報告を行います。

委員長、マスクを取ってください。

〔坂井予算特別委員長マスクを外す〕

予算特別委員長

それでは予算特別委員会の委員長報告を行います。

第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案について委員会審査が行われました。

1、総務産業分科会主査報告に対する質疑。

問い「事業コード4441 与田切公園管理費、オートサイト電力増強工事とは具体的に何を指すのか」。

答え「シャワー等について電力不足解消のための補強工事をするものである。指定管理者が負担する範囲外の費用であるため町で補正を行った」。

続いて社会文教分科会主査報告に対する主な質疑です。

問い「事業コード2304 老人保護措置費、負担金、養護老人ホームとは何か」。

答え「養護老人ホームの費用については、これまでは上伊那福祉会に対応していたが、赤字が膨らんだため各市町村で負担することとなった」。

問い「事業コード5722 屋外運動場管理費、柏木運動場周辺改修概略計画策定業務について、住民に対する意向調査等を行われていないのか」。

答え「現在は設計段階であり、説明しようにも具体的な説明ができないため、まず設計を行い、その後、意向調査等を行う予定である」。

続いて理事者に対する総括質疑が行われました。

主な質疑は以下のとおりです。

問い「マイナンバー普及率が現在は30%程度である。DXの基本となるものであるため、今後の対策はどのように考えているのか」。

答え「事業所訪問等を行っている。PR映像の発信も行う予定である。コロナ禍のため高齢者の伸び率が悪いと感じているものの、できる限り推進していきたいと考える」。

問い「事業コード1167 情報機器管理費、備品購入費、シュレッダーについて、20万円と高額過ぎるのではないか。フロッピーディスクやCDを破砕することができるシュレッダーとのことだが、そもそもフロッピーディスクやCDでの受渡し自体いかなものか。取引先へ働きかける必要があるのではないか」。

答え「同感である。取引先への働きかけを行い、現代に合った体制にしていきたいと考えている」。

問い「事業コード5722 屋外運動場管理費、柏木運動場周辺改修概略計画策定業務に関

して、国民スポーツ大会ありきの住民説明となってしまうことを懸念する。町民への聞き取りが先ではないか」。

答え「スポーツ振興計画を改定する予定であり、ここで町民の声を吸い上げていきたいと考える」。

問い「事業コード 1165 儲かる飯島町チャレンジ事業、地域おこし協力隊ポケットWi-Fiについて、ポケットWi-Fiは古いのではないか、スマホのテザリング等、ポケットWi-Fi以外のものも使用すべきではないか」。

答え「ポケットWi-Fi以外のものを使用できないか現在検討中である。もっともセキュリティ面での不安を解消する必要があると考える」。

問い「事業コード 5610 一般職給について教育委員会の職員を減員した理由は何か」。

答え「1 名を給食センターに異動したためである」。

続いて各議案について討論及び採決が行われました。

まず第 9 号議案について。

討論。

反対討論「柏木運動場の事業費について、全く反対ではないが、今回の説明では賛成できない。国民スポーツ大会ありきで進んでいくことを懸念する」。

続いて賛成討論「国の事業でもあることから、まずは進めるべきだと考える」。

続いて反対討論「柏木運動場の事業費について、最終的な町の負担は 3 億円を超えられている。それにもかかわらず住民周知がされない。環境整備も不足していると考ええる」。

続いて賛成討論「国民スポーツ大会については設計後に説明が行われるとのこと。物価高騰対策も盛り込まれている。早期実現をすべきと考える」。

続いて採決に移りました。

採決は、原案のとおり決定することに賛成 8 名、反対 2 名、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて第 10 号議案。

討論はありませんでした。

採決については、原案のとおり決定することに賛成 10 名、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて第 11 号議案。

討論はありませんでした。

採決については、原案のとおり決定することに賛成 10 名、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて第 12 号議案。

討論はありませんでした。

採決については、原案のとおり決定することに賛成 10 名、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて第 13 号議案。

議 長	討論はありませんでした。 採決については、原案のとおり決定することに賛成 10 名、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。 続いて第 14 号議案。 討論はありませんでした。 採決については、原案のとおり決定することに賛成 10 名、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。 委員長報告は以上になります。
	これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。 質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 坂井委員長、自席へお戻りください。 〔坂井予算特別委員長降壇〕
議 長	以上で令和 4 年度補正予算 6 議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから議案ごとに討論、採決を行います。 最初に第 9 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号）について討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。
1 番 浜田議員	一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。 反対の主な根拠は柏木運動場の計画策定業務についての反対であります。 もちろん、私自身も柏木運動場の整備に対して全面的に反対するわけではありません。 ただ、2 点ほど懸念事項があります。 1 つは、ここに想定されている競技が限定されているわけであります。町内にはもっと多くのスポーツ団体等があります。それに対して町からの説明は、また今後の様々な機会を捉えてそういったものの充実を図るということでありましたけれども、そうであるにしてもこの計画が独り歩きすることがあってはならないというふうに考えるわけがあります。 また、もう一方、昨今の円安もありますけれども、人口減少、円安等で、特に地方の生活、経済は非常に厳しい状況が今後続くと思われまます。そういった中で、町民が、今後想定される後年度負担、こういったことも十分に認識した上で賛成するのかどうかということに対しては十分な周知、議論が必要ではないかというふうに考えます。 そういうわけで、反対のために本来であれば修正案をつくるべきかもしれませんが、それは私の本意ではなくて、少なくとも議会の中でもろ手を挙げて何の条件もつけずに賛成ではないということをあえて示すために、ここで反対討論を行うわけであ

議長
2番
久保島議員

ります。

このことを受けて、町においては、国スポありきではなくて、より広い、それから町民全体についての合意形成を進めることを求めて、反対討論の趣旨説明とするものであります。

以上。

次に賛成討論はありませんか。

私は賛成の立場で討論させていただきます。

柏木運動場の周辺整備計画につきましては、適切な資料を作るということで町民への説明がしやすいということも聞いております。

それからまた、スポーツ振興計画も立てていくんだという中で、町民のスポーツに対する意識・要望調査等もしていくということをお聞きしております。

そこは、町民に十分な説明、または納得できるような資料ができることを期待して、作成を求めるものでございます。

一方、補正予算の中には中小農家の支援であります農業資材等高騰対策が新事業として盛り込まれております。これは非常に私としては期待するものでございまして、これが速やかに給付され、農家の皆さんが少しでも継続という意志を固めていけるような、そういった対策が盛り込まれていくことを求めているものでございます。

したがいまして、補正予算（第4号）につきましては賛成とさせていただきます。

議長
7番
三浦議員

次に反対討論はありませんか。

それでは令和4年度一般会計補正予算について反対の立場で討論をいたします。

今回の補正予算に対して全体を否定するわけではありませんが、今回計上されております屋外運動場管理費の中に柏木運動場周辺改修概略計画策定業務が盛られました。

私は、まず国体会場になることが住民に十分周知をされていないこと、改修にかかる費用にはグラウンド整備周辺の環境整備、体育館の改修も必要となり、将来にわたる住民負担につながる大きな事業であることも考えますと、まずは住民説明が必要ではないかと、そのほうが先決だと考えます。

よって、事業そのものに反対するわけではありませんけれども、今回の補正予算に事業費が計上されたことについては時期尚早というふうに考えます。よって、今回の補正予算に反対するものです。

議長
6番
星野議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

私は賛成の立場から討論いたします。

まず最初にグラウンド整備のことに關してですが、教育長もおっしゃったとおり、まずはホッケーだけでなくマルチタイプの人工芝ということで、いろいろなスポーツに対応できるということがございます。

このことによって、長年待ち望んでいました飯島F Cの子どもたち、もう一年一年大

議長
5 番
坂本議員

きくなっている子どもたちのためにも、いち早く人工芝のグラウンドができ、そして周りの環境も——これから計画段階ではありますが——それを踏まえた時点で町民の皆さんにしっかりと説明ということは大事だと思いますので、私は賛成の立場で討論いたします。

以上です。

ほかに討論ありませんか。

私は賛成の立場で討論いたします。

非常に柏木運動場の予算の盛りに悩んだわけですが、賛成といたすことにいたします。

それは、運動場の設計で具体的な金額を住民に提示する、あとは運動場をどういう形にしていくかという説明も含めて金額を具体的にここに盛るということの中で設計をするということです。

運動場を造るということになると3億円余りが町の負債ということになりますので、その中で、飯島町民全体の合意が得られるような形で、お金の部分、それから設計に関して、それから今後の利活用に関して、ぜひ、それぞれ4区のほうに出向いていただきまして丁寧な説明をしていただきたいと思います。

そしてまた、できた暁には、サッカーに来る方たちだけではなく、ほかのスポーツ競技をやる方たちが周辺を使うわけでありますので、それが町全体の活性化につながるような方向性を考えていただく説明も付け加えていただきたいと思います。賛成といたします。

議長
11 番
宮協議員

ほかに討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

確かに柏木グラウンドのことについては、今、賛成、反対、それぞれの方の御意見がありました。非常に大きな課題だと思っておりますけれども、少し動き出すためには、まず設計が必要かなあと、そんなことを私も思っています。

そのほかに、特にコロナ禍、それから物価高騰という中で、当町政がいろいろな支援を計画しております。これは他の行政に先立って動いていて、大変効果が大きいんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

そんなことにより賛成という形で討論いたします。

議長
8 番
堀内議員

ほかに討論はありませんか。

本予算案に賛成する立場で討論をさせていただきます。

新型コロナウイルス営業力向上支援事業、また光をそそぐマイホーム事業、住民からの多くの申請があり予算を増額するというので、大変喜ばしいことだというふうに感じております。

また、9月補正ということで人事異動の不足や増分を調整するものということで、しつ

		かり財源を使う準備がここから進んでいくんだらうということを期待して賛成をするものでございます。 1つ、マイナンバーの支援事業が今年スタートして、取得促進商品券等を配っていくということでございますけれども、まず庁舎内のマイナンバー取得率っていうのをしっかり向上させていくことによって、そこから住民に伝わっていくものだというふうに感じますので、そこをしっかりとやっていただくということを御要望いたしまして、賛成の討論といたします。
議	長	ほかに討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第9号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第4号）について採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。（起立者着席） 起立多数です。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。 次に第10号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第10号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。 続いて第11号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。

議 長	これから第 11 号議案 令和 4 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について採決します。
	お諮りします。
	本案に対する委員長の報告は可決です。
	本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。
	次に第 12 号議案 令和 4 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。
	討論ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。
	これで討論を終わります。
	これから第 12 号議案 令和 4 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決します。
	お諮りします。
議 長	本案に対する委員長の報告は可決です。
	本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
	異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。
	次に第 13 号議案 令和 4 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。
議 長	討論ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	討論なしと認めます。
	これで討論を終わります。
議 長	これから第 13 号議案 令和 4 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決します。
	お諮りします。
	本案に対する委員長の報告は可決です。
	本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。
	次に第 14 号議案 令和 4 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。
	討論ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。

	これで討論を終わります。
	これから第 14 号議案 令和 4 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決します。
	お諮りします。
	本案に対する委員長の報告は可決です。
	本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 14 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。
	去る 9 月 2 日の本会議におきまして各常任委員会へ審査を付託しました案件 2 件について、お手元に配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。
	各請願、陳情等の審議については、委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。
	これから委員長報告を求めます。
	吉川総務産業委員長。
	〔総務産業委員長登壇〕
総務産業委員長	それでは、私のほうから 4 陳情第 10 号 森友公文書改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）について審査の様子を報告いたします。
	出席参考人、伊那市の矢澤親男さんであります。
	参考人に対する質疑が 1 件ございました。
	陳情書の 6 行目から 7 行目にかけて「しかしながら司法の判断は一部残っており、」という文章があるが、司法の判断が一部残っているとはどういうことかという質疑でございました。
	答え、佐川局長の部分の裁判が 11 月と聞いておると、それが残っているという回答でございました。
	次に協議会を開き—— 1 件、協議会がございましたが——討論に入ります。
	討論。
	採択に賛成 1 件「公文書を訂正するのはあるべきではない。国会での真相究明をされていない。大幅な値引き等、地方議会が住民の権利である真相を明らかにしてほしいという願いをやめることは、やっではないけい」。
	採択に反対 2 件「近畿財務局の問題が根本である。内部文書の訂正はあり得ること。改ざんではない。司法に委ねている案件であり、国会の案件ではない」「3 月議会での審議内容と同じものであります。1 度議会で不採択と決定しているため、その内容に従う」。
	以上、お手元の資料のとおり採択に賛成 1、採択に反対 4、採決の結果、不採択とすべきものということになりました。
	以上であります。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。

議 長	質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
議 長	吉川委員長、自席へお戻りください。
	〔吉川総務産業委員長降壇〕
議 長	次に社会文教委員長からの報告を求めます。
	星野社会文教委員長。
社会文教委員長	〔星野社会文教委員長登壇〕
	それでは社会文教委員会審査報告をいたします。
社会文教委員長	請願案件としまして、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書を審査しました。
	日時は9月9日13時より行っております。
社会文教委員長	参考人としてしまして宮下さんをお招きし、いろいろなお話を聞きました。
	質疑の中では、まずフリースクールの現状はどうかということで質問が上がりましたが、伊那市、高遠、各地域にはあるんですが、やはり一般社団法人、それからそこに通われる子どもさんたちからのお金で賄っているということで、非常に経営的に苦しいというお話を聞きました。
社会文教委員長	そして、討論はありませんでした。
	採決に入りまして、採択すべきものという者が4名で、全員でございました。
議 長	よって、採択すべきものということで委員会は閉じました。
	以上です。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。
	質疑はございませんか。
9 番 坂井議員	確認ですけれども、飯島町にも不登校児は存在するという前提でよろしいでしょうか。
	飯島町にもいるということは確認しております。
社会文教委員長	ほかに質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
議 長	星野委員長、自席へお戻りください。
	〔星野社会文教委員長降壇〕
議 長	以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
	これから案件ごとに順次討論、採決を行います。
議 長	最初に4陳情第10号 森友公文書改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）について討論を行います。
	本陳情についての委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成討論はありま

7 番
三浦議員

せんか。

それでは、森友公文書改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）の採択に賛成の立場で討論をいたします。

学校法人森友学園公文書改ざん問題は、国土交通省近畿地方整備局が関わる国有地の売買に関わる不正問題であります。

深さ 3.8 メートルまでごみが埋まっているとして 8 億円余りを値引きしたという疑惑から、事実と異なる公文書の手換えを国土交通省近畿地方整備局局員の赤木さんに指示したことが自死をした赤木さんの遺書により明らかになっております。

赤木さんの妻は、夫を死に追いやった森友学園の公文書改ざんの真実を明らかにするよう求めています。

森友学園の公文書の手換え前の文書には、安倍元首相の妻・昭恵氏など、政治家やその家族の名前が書かれていたことが分かっており、昭恵氏が現地を訪問している事実から、安倍元首相の関与が問われています。安倍元首相の関与を含め、多くの政治家の関与があったとされています。

国会で真相を究明することが国民の知る権利を保障するものであり、国会は国民を代表する最高機関であり、いまだ納得のいかない森友公文書改ざん疑惑究明を求める声を関係機関に意見書として上げるのは、その一端を担う地方議会として私は当然のことと考えます。

よって、賛成といたします。

議 長
9 番
坂井議員

次に原案に反対討論はありませんか。

原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず 3 月議会で不採択になっておりますけれども、先ほどもありましたけれども、「その主な理由は、司法の判断と国会での真相究明は終わっているとのことでありました。」というふうにここには記載されておりますけれども、実際は飯島町にどう関係があるかわからないということも理由の 1 つとして挙げられております。

この陳情書を拝見しても、結局のところ、安倍氏や佐川局長への批判に終始しており、これが飯島町の利益にどう関係があるのかっていうことは、私からは読み取れませんでした。

したがって反対とさせていただきます。

以上です。

議 長
1 番
浜田議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

この陳情に賛成する立場から討論いたします。

まず、陳情書に書いてあるとおり、森友問題は必ずしも国会で十分に解明されたわけではありません。政府は多くの参考人の招致を拒否し、現状は闇の中です。

また、先ほどの赤木さんの御夫人からの裁判も認諾という形で、つまり内容は認めざ

るを得ないという形で終結させることによって必要な資料の提出を免れた、こういう、まともに考えれば政府がやるべきではない、しかも国民の税金を使って、政府がやるべきではないやり方でもって証拠の開示を拒否してきたと、いかにも正々堂々としていないやり方でこの問題を過去のものとして葬り去ろうとしている。

これは飯島町にとって何の利益も関係もないのかということでもありますけれども、国政がゆがめられていることに対して、陳情は我々が国に求める手段の1つであります。このことを正確に行使しなければいけないというふうに考えております。

また、3月議会で一旦否決されているのではないかという意見がありましたけれども、これは逆に言えば一事不再議に対する認識不足ではないかと思います。

御存じのように、一事不再議というのは会期中に同じことを蒸し返してはいけない、逆に言えば、会議が変われば改めて議論するのは当然だということが前提になっているわけであります。

そういったことも含めまして、我々はこの問題を風化させることなく政府に求めていくべきだというふうに考えておりまして、賛成といたします。

議長
2番
久保島議員

次に原案に反対討論はありませんか。

私は反対の立場で討論させていただきます。

この問題は、そもそも近畿財務局のミスから始まった話でございまして、この辺のところについて報告書を作っていく段階でいろいろな修正、加除っていうのは当然あってしかるべきものだ。我々の中でも、例えば、非常に申し訳ないんですが、私が書類を作っている中でも何回も見直す中でそれは出てくるものでございまして、文科省の担当者の中に文書が残っていたとか、そういうことについては、これは改ざんには当たらないと。

いわゆるマスコミの扇動に惑わされて改ざんだ改ざんだと大騒ぎすることに、いささか私のほうは遺憾に感じるところでございます。

また、司法にもう委ねられている案件でございまして、ここは司法に任せるべきだというふうに思っています。

また、これが私ども飯島町にとって本当に必要なことなのかっていうことについても多少疑問のあるところとございまして、ここは3月に否決されているから否決というように、いわゆる一事不再議ということではなくて、状況は3月とは変わっていないということで、新たな事実も出てきていないということになりますと、やはりこれは同じように否決せざるを得ないというふうに考えてもおります。

以上をもちまして、私はこの陳情につきましては不採択の立場でございます。

議長

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから4陳情第10号 森友公文書改ざん問題、国会で真相究明を（陳情）について

	採決します。
	お諮りします。
	本陳情に対する委員長の報告は不採択です。
	ここで念のために申し上げます。
	委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決を採ります。
	この採決は起立によって行います。
	本陳情は原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。
	〔賛成者起立〕
議 長	御着席ください。(起立者着席)
	起立少数です。したがって、4陳情第10号は不採択とすることに決定をしました。
	次に4請願第2号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書について討論を行います。
	本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論を求めます。
	反対討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に賛成討論はありませんか。
5 番	
坂本議員	賛成の立場で討論いたします。
	内容にありますように、フリースクールは随分前からいろんな形で市民の間でつくられてきておりますが、しかし補助金的なものは何もなく、ほとんど経営者と、それからそこに通う家族の方たちの持ち出しで運営されております。
	不登校児はここ数年全国的には非常に増えてきておりまして、教育の中ではフリースクールへ通うことは許可されてはきておりますが、認可されているわけではないので補助金の部分で対応ができておりません。
	陳情のとおり、もっと子どもたちがフリースクールを使って様々な形で学ぶ機会を奪わないような対応が早急に求められると思いますので、この請願に対して賛成といたします。
議 長	ほかに討論はありませんか。
9 番	
坂井議員	原案に賛成の立場で討論をいたします。
	教育機会確保法には学校に戻すことを最善とは考えないという趣旨の規定が記されておりまして、現在の不登校児に対する国の考え方としては、必ずしも学校に戻すということを絶対条件、絶対の目的とはしておりません。したがって、多様な学習の機会の確保というのは極めて重要であるというふうに考えます。
	その上で、現在、フリースクール等は個人の持ち出しが多く、個人の熱意に支えられてやっているというのが実情であります。
	多様な学習の機会を確保するためにも国や県からの補助金の支出というのが重要であ

		ると考えますので、本請願原案に賛成いたします。 以上です。
議	長	ほかに討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから４請願第２号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書について採決します。 お諮りします。 本請願に対する委員長の報告は採択です。 本請願を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、４請願第２号は採択することに決定をいたしました。
議	長	日程第１５ 飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。 本件は、飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了いたしますので、地方自治法第１８２条の規定により選挙を行うものであります。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。 次に、指名の方法については議長において指名することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。 ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。
休	憩	午前１０時１５分
再	開	午前１０時１６分
議	長	会議を再開します。 初めに飯島町選挙管理委員会委員の選挙を行います。 飯島町選挙管理委員会委員には、お手元に配付のとおり、羽生綾子さん、平澤完治さ

		ん、藤井康富さん、畠中恭子さん、以上4人を指名いたします。 お諮りします。 ただいま議長が指名をいたしました4人の方を飯島町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました羽生綾子さん、平澤完治さん、藤井康富さん、畠中恭子さんが飯島町選挙管理委員会委員に当選されました。 次に飯島町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。 飯島町選挙管理委員会委員補充員には、お手元に配付のとおり、中塚実さん、茅野理也さん、佐々木孝司さん、仲田昌弘さん、以上4人を指名いたします。 お諮りします。 ただいま議長が指名をいたしました方を飯島町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました中塚実さん、茅野理也さん、佐々木孝司さん、仲田昌弘さんが飯島町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。 次に補充員の順序についてお諮りします。 補充員の順序はただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、補充員の順序はただいま議長が指名した順序に決定をいたしました。
議	長	日程第16 議員派遣についてを議題といたします。 お諮りします。 会議規則第124条の規定によりお手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定をいたしました。
議	長	日程第17 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。 会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。 お諮りします。 申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

議 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申出のとおり継続調査といたします。 ここで休憩を取ります。再開時刻を午前 10 時 35 分とします。休憩。
休 憩	午前 10 時 19 分
再 開	午前 10 時 35 分
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りいたしましたとおり、三浦議員から 1 件、坂本議員から 1 件、計 2 件の議案が提出されました。 お諮りします。 本案を日程に追加し追加日程第 1・第 2 として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案 2 件を日程に追加して議題とすることに決定をいたしました。
議 長	追加日程第 1 発議第 8 号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出について を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	議案朗読
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔三浦議員登壇〕
7 番 三浦議員	それでは「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提案説明をいたします。 令和 2 年度の義務教育段階での不登校児童生徒の数は全国で 19 万 6,127 人と 8 年連続で増加をしております。 長野県内でも約 3,800 人が不登校となっており、高い水準で推移をしている状況です。 不登校の定義は年間欠席日数が 30 日以上とされております。しかし、不登校の状態である児童生徒であっても保護者や学校の配慮で出席扱いとなっている事実上の不登校児童生徒がいることから、文部科学省の調査だけでは実態は把握し切れておらず、潜在的な不登校児童生徒が存在すると想定ができます。さらに多くの不登校児童生徒が存在すると考えられます。 このような中で、不登校の児童生徒が学校以外での学びを求めたり社会とのつながり

の持てる居場所としてフリースクールなどの民間施設の利用が増えている状況があります。近隣でも大小の規模や経営の形に違いはあってもフリースクールなどが運営をされているところです。

このようなフリースクールなどを利用するためには、利用料が月額3万3,000円——これは文科省の調査ですが——程度必要であるということで、経済的負担、通学のための交通費などのほかに遠方への通学や時間的、心理的な負担も伴うことも考慮する必要があります。

多様な学びの場が求められる現状で、不登校であっても学ぶことのできる環境を整える必要があると考えます。

そのための1つとして、国会の衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会が教育機会確保法制定に際し「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。」との附帯決議を上げております。この附帯決議が実効性のあるものとなるよう進めていくことを求めるものです。

また、2つ目として、フリースクールなど民間施設の設立や運営に対する補助金等の経済的な支援制度の確立を講じるように求めるために意見書の提出を関係機関にするよう提案をするものです。

全員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

〔三浦議員降壇〕

議長

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

次に原案に賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論ありませんか。

5番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。

先ほど趣旨の説明がありましたが、長野県内でも、飯島町に近いところでは伊那市、それから飯田市にはありますが、飯島町にはありませんので、伊那市に幾つかある施設に行こうとすると、現状は親たちが送っていったり、施設利用料としてお金を出して行っているという状況でありますので、意見書の中にありますようにフリースクール運営の

		ため、またそれから設立などのために経済的制度の確立を早急に講じる必要がありますので、賛成といたします。
議	長	ほかに討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発議第8号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出について採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。
議	長	追加日程第2 発議第9号 「安倍元首相の国葬の中止を求める意見書」の提出について を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		議案朗読
議	長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔坂本議員登壇〕
5番		
坂本議員		それでは、安倍元首相の国葬の中止を求める意見書の趣旨説明をいたします。 国葬は、この文章にもありますように、現在は法的根拠がありません。 また、国葬により国民一人一人の内心の自由を侵害するおそれもあり、政治的利用につながるとの声もあります。 国会の中で議論して決められたというふうな——閣議決定されたとありますが、その過程においては、早急に決められたようなもので、議論されたという中ではありませんでした。 また、その説明に多くの国民の納得を得られておりません。 9月11日の信濃毎日新聞の報道によりますと、1,035人の電話調査の中で「反対」が68%と「賛成」の16%を大きく上回っております。 また、町民の方からも国葬反対の意見をいただきましたので、安倍元首相の国葬中止を求める意見書を提出するものであります。 ぜひ多くの皆様方の御賛同をお願いいたします。
議	長	これから質疑を行います。 質疑はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。

	これで質疑を終わります。 提出者は自席へお戻りください。 〔坂本議員降壇〕
議長	これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はございませんか。
2番 久保島議員	私は、この意見書には反対の立場で討論させていただきます。 法的根拠がないからこそ閣議決定されて行うことには何ら問題はないというふうに 思っています。そのことをとやかく言うものではありません。 また、安倍首相の国葬で弔意を強制するということはないというふうに聞いておりま す。また各自治体もしくは教育機関に半旗の掲揚をしろということもされていないとい うことで、内心の自由というものは確保されているというふうに考えています。 内閣が決めてあるということで、私どもは内閣に任せてあるわけでございますので、 その判断については従っていきたいというふうに思っています。 以上です。
議長 7番 三浦議員	次に原案に賛成討論はありませんか。 それでは、安倍元首相の国葬の中止を求める意見書に賛成の立場で討論をいたします。 本年9月27日に安倍晋三元首相の国葬が行われると閣議決定をされました。 しかし、国民の税金が幾ら使われるか、そうしたことも全く国会の中で議論をされる ことなく閣議決定がされたということ、国会を開いて審議するよう求められていても国 会の開催もされずに27日を迎えることは、私はあつてはならないというふうに感じてお りますし、実際に法的な根拠がありません。法的根拠もない中で国会での審議もなく国 税が使われること、また当初予定されていたよりもかなり多額の税金がそこに投入され るというふうな報道もあり、国民にとって今はコロナ禍で本当に大変な中での国税の使 われ方に問題があるというふうにも感じるところです。 また、私は、安倍元首相の国葬をすることによって、集团的自衛権の行使や、また国 民の社会保障など、様々なところ、平和の問題など、全てすばらしい政治を行ってきた 政治家というふうに私は認識をしておりません。そうした中で国税を使って国葬という 形で葬儀が行われるということは、国民一人一人に弔意を強制するということになると いうふうに感じます。このことから国葬が政治的利用につながるというふうな声も私は 納得されるところです。 また、現状では世論調査を見ても反対の意見が多くあります。私も反対のスタンディ ングに参加するなど、反対の意思を示しているところです。 そういうことで、国税が使われる国葬という葬儀の在り方に対して反対をするもので、 私は安倍元首相の国葬の中止を求める意見書を提出することに賛成するものです。
議長	次に原案に反対する討論はありませんか。

6 番
星野議員

私は、この意見書に反対する者として意見をさせていただきます。

まず最初に、いろいろなマスコミの報道ということから 68%という反対の意見があると言われましたけれど、安倍元首相の世界でやってこられた国益に対する報道が全くないことと私は感じております。先頃のインドネシア、インドにおいても安倍首相のやっぱり貢献度はすごく国民全体が褒めたたえていますし、そういった面の報道がなされていないまま、ただ逆方向の一方的なマスコミの報道の中で、この数字というものはあまり信用すべきものではないかと思えます。

また、国葬に当たって多くの外国からの要人も見えます。きちんとした形の中でお招きしないと危険率も上がりますので、日本としてもそういう点は避けなければなりません。

ぜひ国葬になるように私は賛成いたします。

この意見書には反対といたします。

以上。

議 長
1 番
浜田議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

この意見書に賛成する立場で討論いたします。

意見書に述べられているとおり、国葬は閣議決定でなされたものであります。閣議と申しますか、内閣が執行部であります。今、日本の国では国会が最高の議決機関であります。その最高の議決機関に諮ることもなく、税金を使い、法律にもない行為を実行する、これはもともとの国の執行の形から大幅に外れるものだというふうに考えます。

したがって、国葬を行うべき何らの根拠を持ち合わせていないにもかかわらず数十億円と言われる国民の税金をここにつぎ込むことには、まず反対であります。

そして、それと同時に、国民の税金を使うということは、取りも直さず反対する国民の意思を踏みにじることにもなると思えます。これが国民の内心の自由の侵害でなくて何なのかということを我々は十分に肝に銘じる必要があるというふうに考えております。

そういった意味で、この意見書を国に提出し国葬の中止を求める、これが多くの国民の声であると思えますので、賛成といたします。

議 長
9 番
坂井議員

ほかに討論はありませんか。

原案に反対の立場で討論をいたします。

県から飯島の教育委員会に対して旗の掲揚等に関する通達というのとはなかったということにして、弔意の強制という事実はないのではないかというふうに考えております。

したがって、安倍元首相の国葬を中止するか実施するか、これが飯島町の公益にどう関係するののかというのが不明であるというのがまず 1 点挙げられます。

続いて、国葬を行う必要性については、私は、正直、積極的に賛成するものではないかもしれませんが、国葬ということを行った岸田政権が一体どういうことを考えているのかということは、最終的には選挙で岸田政権の今回の国葬の妥当性について判断が下

		るものと考えております。 したがいまして、原案には反対いたします。 以上です。
議 長	4 番	ほかに討論はありませんか。
吉川議員		反対の立場から答弁させていただきます。 先ほどありましたように、国民一人一人の弔意を求めるという懸念があるということではありますが、さきの一般質問等でありましたように、教育委員会、町の当局につきましては要請がないという話があります。それが1つ。 それと、安倍首相についての外交問題、非常に海外に対しても評価すべきというふうには私は思っています。やはり今日の政治につきましては安倍首相の外交問題がかなり尾を引いていい方向に向いているなあという感じも持っておりますので、これに対して、国葬に対しての中止を求める意見書については反対をいたします。
議 長		ほかに討論ございませんか。 〔坂本議員挙手〕
議 長		坂本議員は提出者であり、十分意思が全員に伝わっておりますので、討論への参加は見合わせてください。 ほかに討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発議第9号 「安倍元首相の国葬の中止を求める意見書」の提出について採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長		御着席ください。(起立者着席) 起立少数です。したがいまして、発議第9号は否決されました。 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。 ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。 〔下平町長登壇〕
町 長		9月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。 去る9月2日から本日まで14日間の会期をもちまして開催されました9月議会定例会でございませけれども、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました案件の全てを原案のとおり議決、承認いただきまして、誠にありがとうございました。 特に今議会は、決算議会として令和3年度の各会計決算に対する審議とともに、条例改正や令和4年度補正予算など重要案件を審議いただきました。議案審議並びに一般質

問などでいただきました御意見や御提案等につきましては、真摯に受け止め、今後の行財政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

また、今議会では、大変お忙しい中、本多代表監査委員さんの御出席をいただきました。ありがとうございました。令和3年度各会計決算審査並びに財政健全化審査等の結果について御報告をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、9月に入り台風が発生する季節になりました。現在も台風12・13・14号が発生しています。今後の動きに注視していきたいと思っています。

台風や豪雨により全国で発生する被害を見るたびに日頃からの備えが必要であると感じております。自主防災会を通じまして早めの避難や非常備蓄品などの備えなどをお願いしているところでございます。いざという時のために、ぜひ御家族の皆様と非常時の対応についてお話し合いをしていただきたく思っております。よろしくお願ひしたいと思っています。

町としましても災害、防災に関しましては様々な課題がありますけれども、安全で安心なまちづくりへの取組を一層進めてまいります。

さて、国政の動きに目を向けますと、岸田内閣の発足からもうすぐ1年がたちます。この間、コロナ対策はもとより、新しい資本主義に向けた改革の下、所得向上につながる賃上げや自治体DX推進計画の改定、脱炭素に向けた取組、物価高騰に対する対策等、各施策が挙げられてきております。

こうした状況を受けて、町では保育士等の処遇改善、物価高騰対策等々を進めてまいりました。今後におきましても、国県からの情報に注意しながら、町にとってよりよい事業を行えるように対応してまいりたいと思っております。

本年度も、はや半年が過ぎようとしています。

第6次総合計画は2年目を迎え、計画で掲げました町の将来像「新しい発想で考えるアルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」の実現に向けて、環境循環ライフ構想プロジェクトや人口増プロジェクトをはじめ、計画に沿ってそれぞれの事業を着実に実施しているところでございます。

下半期に向けましても、事業の進捗状況や課題を検証しながら、また今議会でお認めいただきました補正予算につきましても遅滞することなく取り組んでまいりたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症は、長野県では8月8日から出されていましたが全県域での医療非常事態宣言が9月13日に解除になりました。

現在は、病床使用率が依然高いことから医療特別警報に切り替えて、重症化リスクの高い方には混雑した場所を避けていただくことやワクチン接種の検討などを呼びかけているところでございます。

町としましても、4回目のワクチン接種希望者への実施、またオミクロン株対応のワクチン接種準備を進めるとともに、第7波の収束に向けて引き続き基本的な感染症対策をお願いしながら経済の活性化に努めてまいりたいと思っております。

残暑はまだ厳しいわけですが、飯島町でも実りの秋の季節を迎え、圃

場ではコンバインが稼働し、果樹の収穫も最盛期を迎える時期となってまいりました。

10月以降には、いいちゃんウォークやいいちゃん文化祭、いいちゃん産業祭りなどのイベントが予定されています。また、米俵マラソンも3年ぶりに開催されるとお聞きしております。コロナ感染症の影響で久しぶりに開催されるイベントでもあり、スポーツの秋、芸術の秋、食欲の秋といろいろな秋を満喫していただきながら飯島町の秋を楽しんでいただければと思っております。

結びに当たり、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただきまして、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、9月議会定例会の閉会に当たっての御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議 長	以上をもちまして令和4年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。 お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
閉 会	午前11時03分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員